

(仮称)
きたもと こどもいきいき未来プラン

(第三期北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画)

案

令和7年3月

北本市

〈目次〉

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的位置づけ	2
3 本市における位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 策定体制	4
第2章 北本市の子ども・子育てをとりまく現状	6
第1節 北本市の子ども・子育てをとりまく現状（各種統計データから）	6
1 人口及び世帯数	6
2 女性の就業状況	8
3 保育・認定こども園・幼稚園等の利用状況の推移	9
4 小学校の学級数及び学校別児童数の推移	10
第2節 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査結果から）	11
1 就学前児童保護者調査	11
2 小学生保護者調査	21
3 子どもの意識と生活に関する調査（保護者調査）	26
4 子どもの意識と生活に関する調査（児童・生徒調査）	29
5 若者の意識と生活に関する調査	32
第3章 評価と課題	36
1 児童数の推移における計画値と実績値の比較	36
2 教育・保育の量の見込みにおける計画値と実績値の比較	37
3 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みに対する実績値	38
4 施策の評価及び課題	39
第4章 計画の基本的な考え方	41
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）	41
2 基本目標	42
3 施策の体系	44
第5章 総合的な施策の展開	45
基本目標1 子どもを権利の主体として尊重し、尊厳を守るまち	45
1-1 子どもの権利を尊重する取組	45
1-2 子どもの意見表明及び社会参加の促進	48
1-3 虐待、体罰等及びいじめの防止への取組	49
1-4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援	51
基本目標2 子どもが自分らしく心豊かに育つまち	54
2-1 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	54
2-2 多様な遊びや体験、活躍できる地域づくり	57
基本目標3 子どもと子育て当事者が安心・安全に暮らせるまち	60
3-1 母子の健康と医療の確保	60

3-2 養育に関する支援	63
3-3 子育てしやすい生活環境の整備	65
3-4 子どもに安心・安全なまちづくり	67

基本目標4 子育てと仕事を両立できるまち	68
-----------------------------------	-----------

4-1 保育サービスの充実	68
4-2 家庭生活と職業生活との両立の推進	72

基本目標5 地域で支え合い、子どもと子育て当事者をみんなで応援するまち	73
--	-----------

5-1 地域における子育て支援サービスの充実	73
5-2 子育てにかかる経済的支援とひとり親家庭等への支援の推進	77
5-3 地域における子育て支援のネットワークづくり	79

第6章 教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みと提供体制	81
--------------------------------------	-----------

1 人口及び児童数の推移	81
2 教育・保育提供区域の設定	83
3 教育・保育の量の見込みと提供体制	83
4 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	88
5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	95
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	97
7 子どもに関する専門知識・技術を要する支援における連携	97
8 家庭生活と職業生活の両立のための環境整備施策との連携	98

第7章 計画の推進	99
------------------	-----------

1 計画の推進にあたって	99
2 計画進行管理の体制としくみ	100

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、北本市の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、平成27年3月に「北本市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を策定しました。この計画は、①子ども・子育て支援法に基づき「教育・保育に係る量の見込みと提供体制」を定めるとともに、②次世代育成支援推進法に基づき「子ども・子育て支援に係る総合的な施策の展開」を示しました。

その後、令和2年3月には、教育・保育ニーズの増加に対応するため、第一期計画の教育・保育に係る量の見込みと提供体制の見直しを行い、「第二期 北本市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期計画」という。）を策定しました。

なお、第二期計画では、第一期計画が示した「子ども・子育て支援に係る総合的な施策の展開」は継承しました。

こうした中、令和5年4月に「こども基本法」が施行及びこども家庭庁が発足され、同年12月には「こどもまんなか社会」を基本理念とする「こども大綱」が閣議決定されました。

上記の動きを踏まえ、①第一期計画に示した「子ども・子育て支援に係る総合的な施策の展開」及び②第二期計画に定めた「教育・保育に係る量の見込みと提供体制」の見直しを行うとともに、③こども基本法に基づく「市町村こども計画」を包含した、「（仮称）きたもと こどもいきいき未来プラン（第三期北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画）」として策定するものです。

〔参考〕こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」（「こども大綱」抜粋）

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

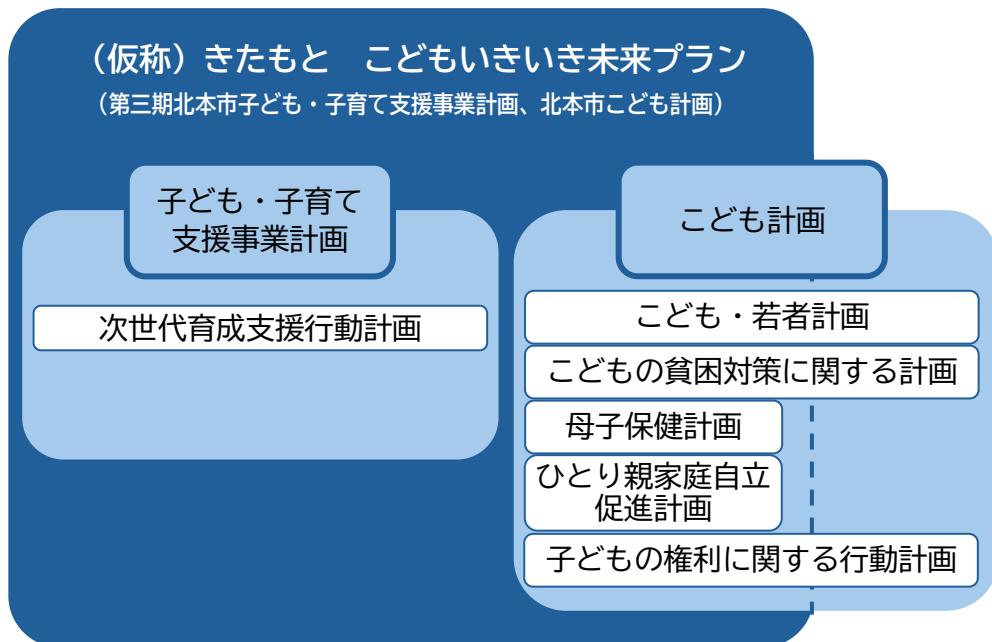
「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

2 計画の法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及びこども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定します。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子保健法第9条に基づく「母子保健計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「子どもの貧困対策に関する計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」を包含します。

図 (仮称) きたもと こどもいきいき未来プランが包含する計画



[参考] 本計画における「こども」と「子ども」の使い分け

本計画では、「こども」、「子ども」及び「若者」を次のように使い分けます。

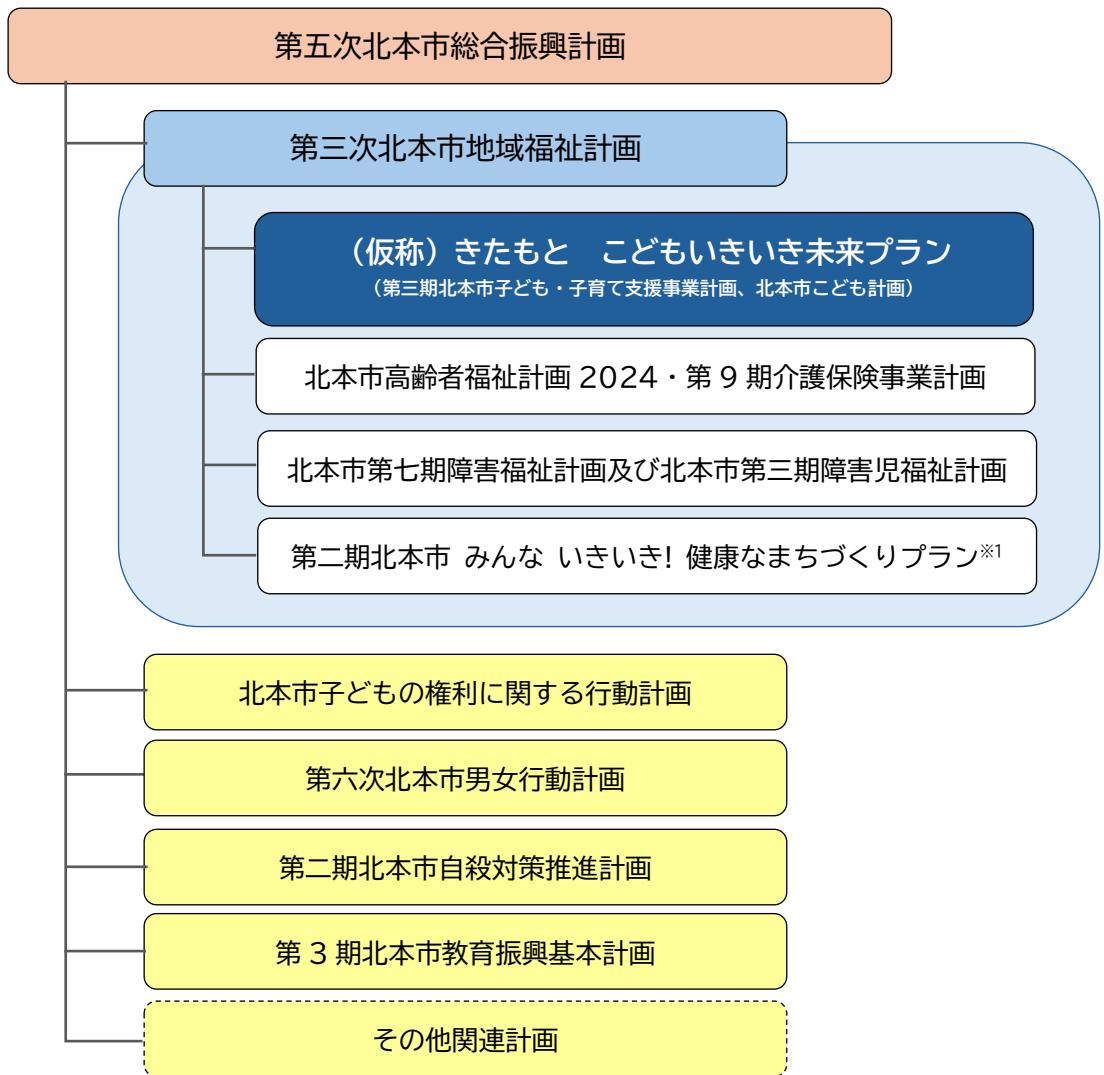
表記	根拠	定義
こども	こども基本法	心身の発達の過程にある者
子ども	北本市子どもの権利に関する条例	18歳未満の者又はこれと等しく権利を認めることが適当である者
若者	法令により異なる	高校生及び青年期（18歳～40歳未満）



乳幼児期	学童期	思春期		青年期
0～就学前	小学生	中学生	高校生	概ね18歳～40歳未満
こども（年齢による定義は行わない）				
子ども（概ね18歳未満）				
			若者（高校生以上）	

3 本市における位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第五次北本市総合振興計画」及び福祉における上位計画である「第三次北本市地域福祉計画」の分野別計画として、福祉の各計画や「北本市子どもの権利に関する行動計画」、「第六次北本市男女行動計画」など関連する計画と整合性を図りながら策定します。

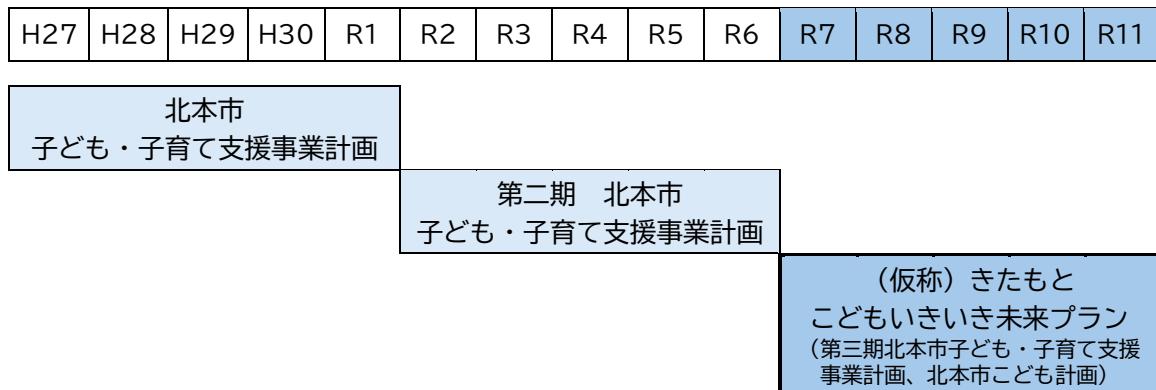


※1 「第二期北本市 みんな いきいき! 健康なまちづくりプラン」は、健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画として策定しました。

4 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

ただし、子ども・子育て家庭を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



5 策定体制

(1) 子ども・子育て会議

地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「北本市子ども・子育て会議」において、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

(2) アンケート調査の実施

保育・教育サービスにかかるニーズや子育てに関する保護者等の意識を把握するため、

1) 就学前児童保護者調査及び 2) 小学生保護者調査を実施しました。

また、子どもの貧困をめぐる状況や子ども・若者自身の生活状況、意識、要望等を把握するため、3) 子どもの意識と生活に関する調査（保護者調査）、4) 子どもの意識と生活に関する調査（児童・生徒調査）及び 5) 若者の意識と生活に関する調査を実施しました。

■調査名及び対象者等

調査名	対象者	調査方法
1) 就学前児童保護者調査	市内在住の就学前児童の保護者	郵送配布・郵送回収による紙面調査
2) 小学生保護者調査	市内在住の小学生（1～6年生）の保護者	
3) 子どもの意識と生活に関する調査（保護者調査）	市内在住の小学5年生、6年生及び中学1年生～3年生の児童・生徒のいる保護者	
4) 子どもの意識と生活に関する調査（児童・生徒調査）	市内在住の小学5年生、6年生及び中学1年生～3年生の児童・生徒	
5) 若者の意識と生活に関する調査	北本高校、騎西特別支援学校北本分校の2年生の生徒全員	学校を通じたWeb調査

■実施時期、対象者数及び回収率等

調査名	実施時期	対象者数	回収数	回収率
1) 就学前児童保護者調査	令和6年 3月～4月	1,000人	446人	44.6%
2) 小学生保護者調査	令和6年 3月～4月	1,000人	369人	36.9%
3) 子どもの意識と生活に関する調査（保護者調査）※1	令和6年 6月～7月	1,250人	362人	30.0%
4) 子どもの意識と生活に関する調査（児童・生徒調査）※1	令和6年 6月～7月	1,250人	356人	28.5%
5) 若者の意識と生活に関する調査	令和6年 6月	145人	137人	94.5%

※1 こどもの生活に関する調査は、保護者調査及び児童・生徒調査において同一世帯に同一の回答者番号を付与することにより、両調査結果の紐付けを行った。

(3) きたもと子ども会議の開催

子どもの意見を求めるため、北本市子どもの権利に関する条例に基づくきたもと子ども会議を設置しました。

対象	実施年月日	募集の方法	参加者数
高校生	令和6年 7月19日	県立北本高校在校生に対し学校を通じて募集	9人

(4) パブリック・コメントの実施

計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするためのパブリック・コメントを実施しました。

〔実施時期〕 令和6年12月24日～令和7年1月23日

第2章 北本市の子ども・子育てをとりまく現状

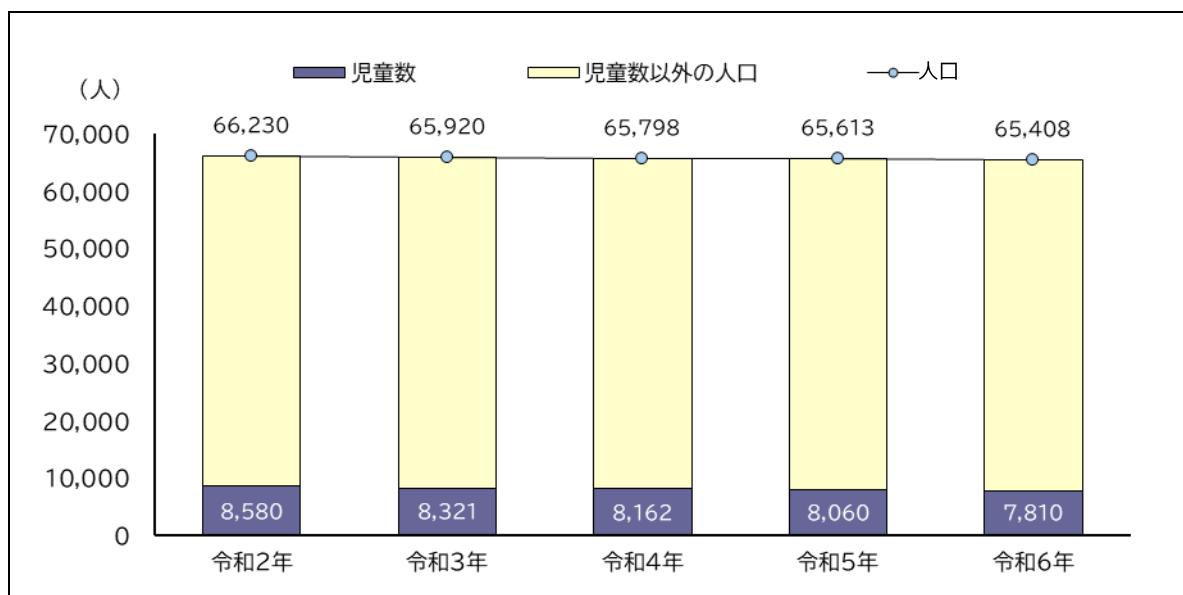
第1節 北本市の子ども・子育てをとりまく現状 (各種統計データから)

1 人口及び世帯数

(1) 人口及び児童数

令和6年4月1日現在の人口は65,408人で、児童数は7,810人となっています。これを過去からの推移でみると、人口、児童数ともに減少傾向にありますが、児童数の方が減少のスピードが速く、人口に占める児童数の割合も低くなる傾向にあります。

■人口及び児童数の推移（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（外国人を含む）

単位：人

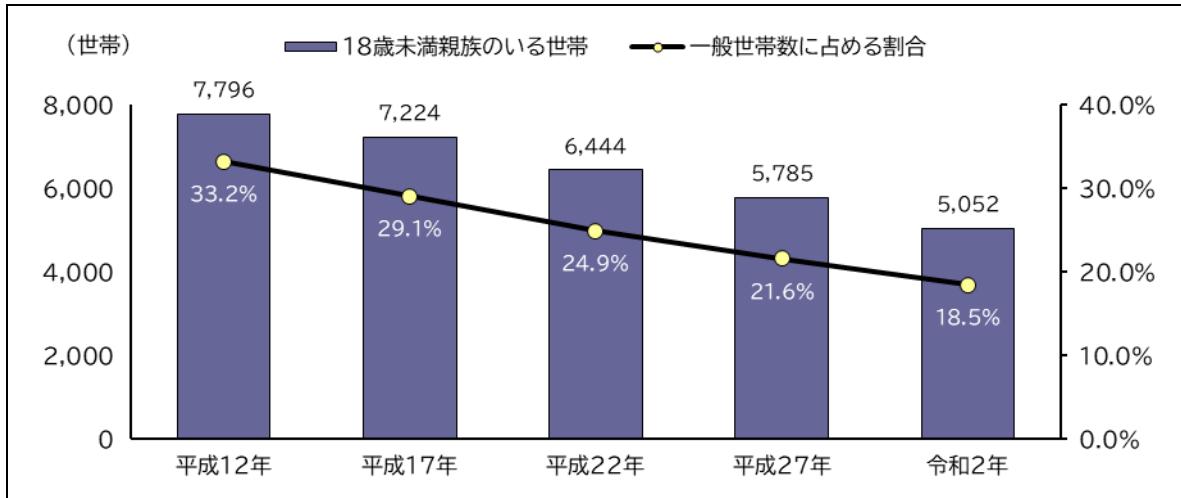
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口	66,230	65,920	65,798	65,613	65,408
児童数	8,580	8,321	8,162	8,060	7,810
対人口比	13.0%	12.6%	12.4%	12.3%	11.9%
就学前（0～5歳）	2,414	2,310	2,359	2,315	2,242
小学生（6～11歳）	2,766	2,708	2,626	2,638	2,590
低学年（6～8歳）	1,300	1,329	1,274	1,321	1,260
高学年（9～11歳）	1,466	1,379	1,352	1,317	1,330
中学生（12～14歳）	1,622	1,585	1,544	1,475	1,387
高校生（15～17歳）	1,778	1,718	1,633	1,632	1,591

資料：住民基本台帳（外国人を含む）

(2) 子どものいる世帯の状況

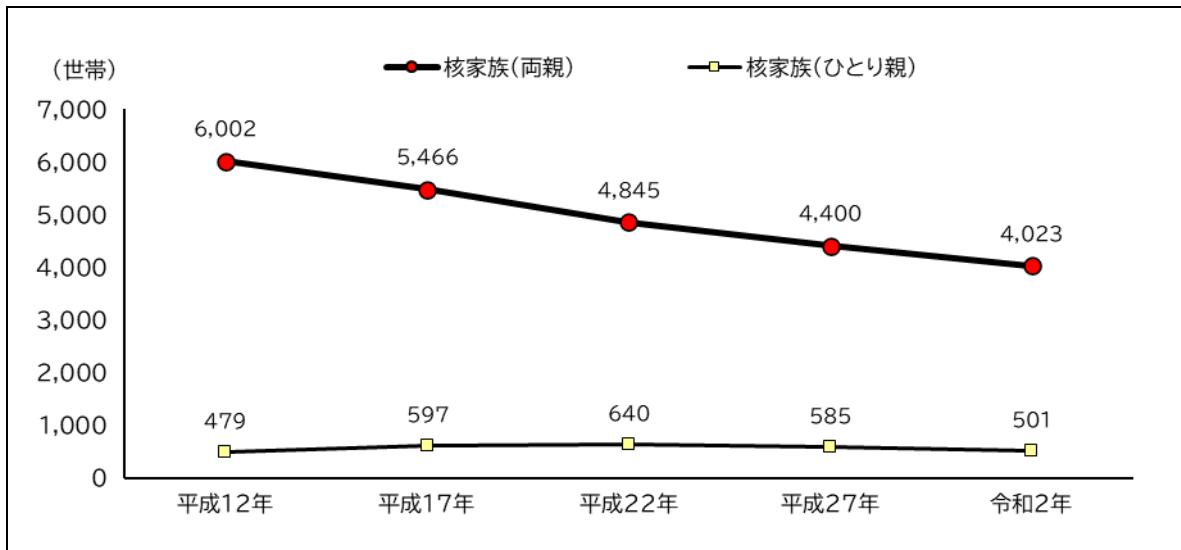
令和2年10月1日現在の18歳未満児童のいる世帯数は5,052世帯で、減少傾向にあります。また、18歳未満児童のいる世帯のうち核家族世帯の状況をみると、核家族(両親)は減少傾向にあるのに対し、核家族(ひとり親)は横ばいで推移しています。

■子どものいる世帯数の推移（各年10月1日現在）



資料：国勢調査

■核家族世帯の状況（各年10月1日現在）



資料：国勢調査

■子どものいる世帯数の推移（各年10月1日現在）

単位：世帯

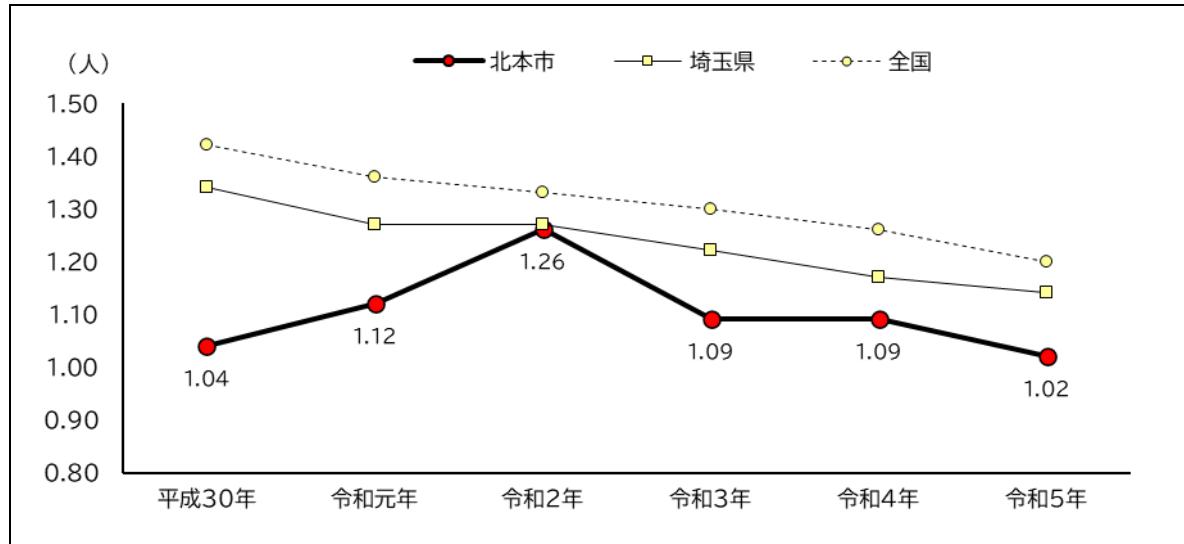
区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	23,454	24,819	25,847	26,822	27,378
うち18歳未満親族のいる世帯	7,796	7,224	6,444	5,785	5,052
一般世帯数に占める割合	33.2%	29.1%	24.9%	21.6%	18.5%
うち核家族(両親)	6,002	5,466	4,845	4,400	4,023
うち核家族(ひとり親)	479	597	640	585	501
その他	1,315	1,161	959	800	528

資料：国勢調査

(3) 出生の状況

令和 5 年の本市の合計特殊出生率※は 1.02 人で、令和 2 年以降、減少傾向にあります。これは埼玉県、全国よりも低い水準で推移しています。

■合計特殊出生率の推移（各年 10 月 1 日現在）

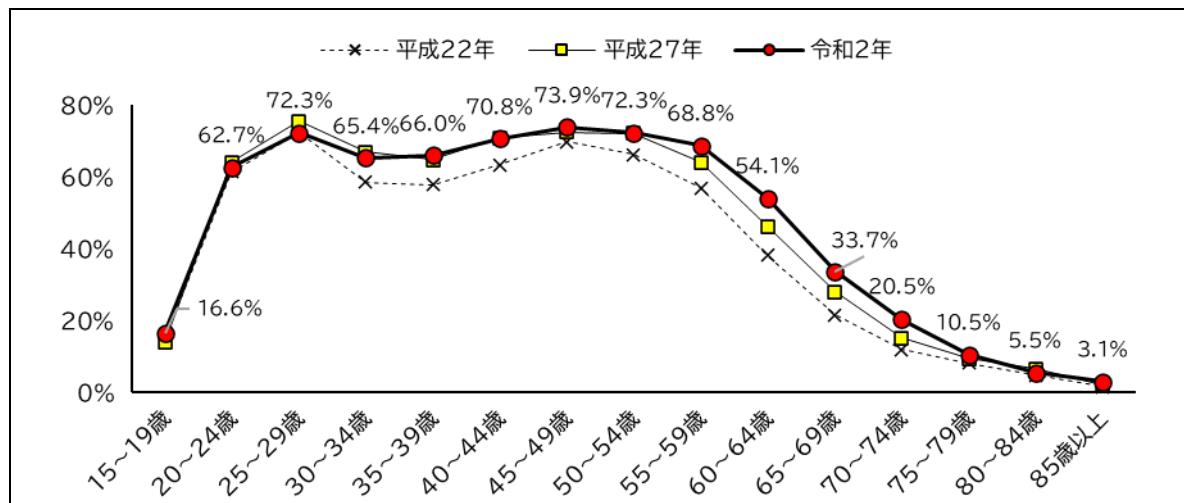


資料：埼玉県の合計特殊出生率

2 女性の就業状況

女性の年齢別就業率の推移をみると、25 歳から 54 歳までは平成 22 年から平成 27 年にかけて高まっているものの、平成 27 年から令和 2 年にかけては横ばいで推移しています。

■女性の年齢別就業率の推移（各年 10 月 1 日現在）



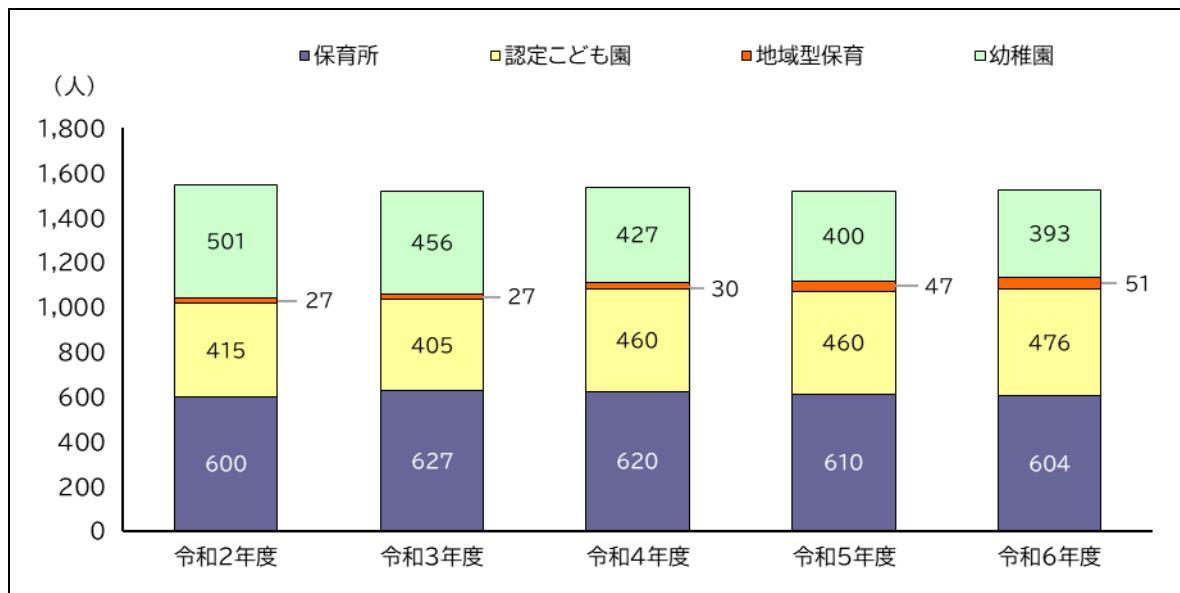
資料：国勢調査

※ 「合計特殊出生率」とは、「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

3 保育・認定こども園・幼稚園等の利用状況の推移

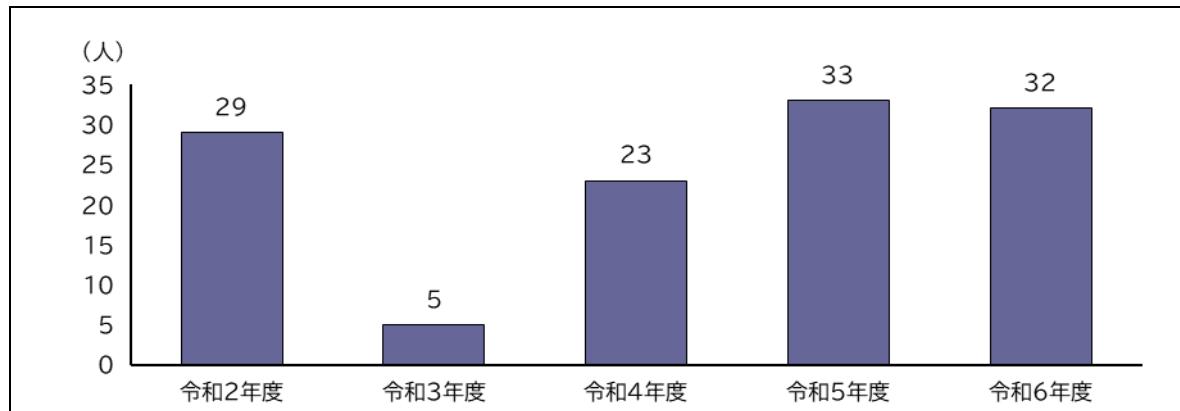
令和6年4月1日現在、保育所は604人、幼稚園は476人、地域型保育は51人、幼稚園は393人となっています。令和2年度以降の5年間の推移をみると、認定こども園は増加傾向、幼稚園は減少傾向で推移しました。また、令和6年4月1日現在の待機児童数は32人となっています。令和2年度以降、30人前後で推移しています。

■保育・認定こども園・幼稚園等の利用状況の推移（各年4月1日現在）



資料：保育課

■待機児童数の推移（各年4月1日現在）



■年齢別保育所利用者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

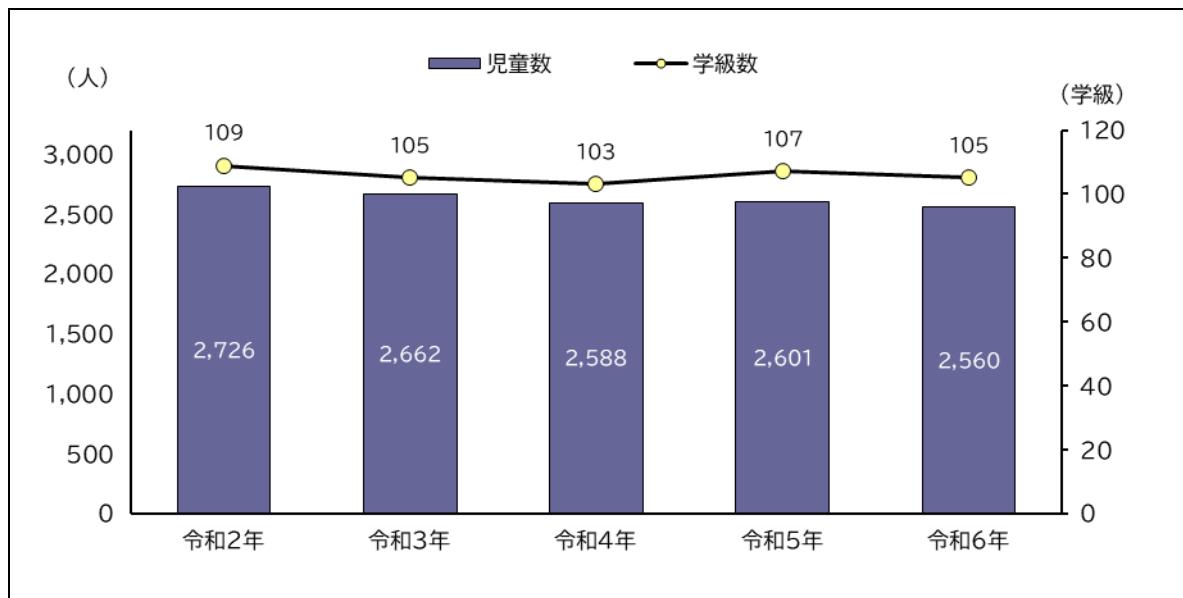
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所	600	627	620	610	604
認定こども園	415	405	460	460	476
地域型保育	27	27	30	47	51
幼稚園	501	456	427	400	393
待機児童数	29	5	23	33	32

資料：保育課

4 小学校の学級数及び学校別児童数の推移

令和6年4月1日現在、市内には7か所の小学校があり、2,560人の児童が在籍しています。令和3年度に栄小学校が閉校しました。令和2年度以降の5年間の推移をみると、減少傾向で推移しました。

■小学校の学級数及び学校別児童数の推移（各年5月1日現在）



資料：学校基本調査

■小学校の学級数及び学校別児童数の推移（各年5月1日現在）

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)	8	7	7	7	7
学級数(学級)	109	105	103	107	105
児童数	2,726	2,662	2,588	2,601	2,560
中丸小学校	441	440	419	424	405
石戸小学校	272	287	273	254	221
南小学校	386	400	401	427	470
栄小学校	51	-	-	-	-
北小学校	410	390	398	380	370
西小学校	539	549	513	543	539
東小学校	420	399	396	393	380
中丸東小学校	207	197	188	180	175

資料：学校基本調査

第2節 子ども・子育てに関する実態と意向 (アンケート調査結果から)

1 就学前児童保護者調査

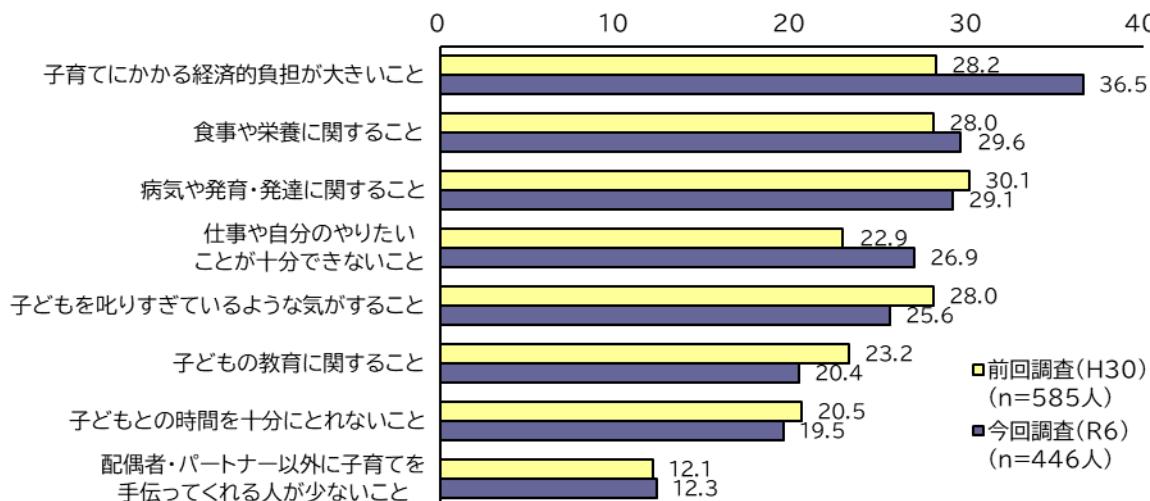
(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

①子育てに関して悩んでいること

子育てに関して悩んでいることについては、「子育てにかかる経済的負担が大きいこと」が36.5%で最も多くなっています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「子育てにかかる経済的負担が大きいこと」の割合が高くなっています。

アンケート調査結果のグラフの構成比は、四捨五入の端数処理の関係から100%を上下することがあります。また、複数回答の設問では構成比の和が100%を超えることがあります。

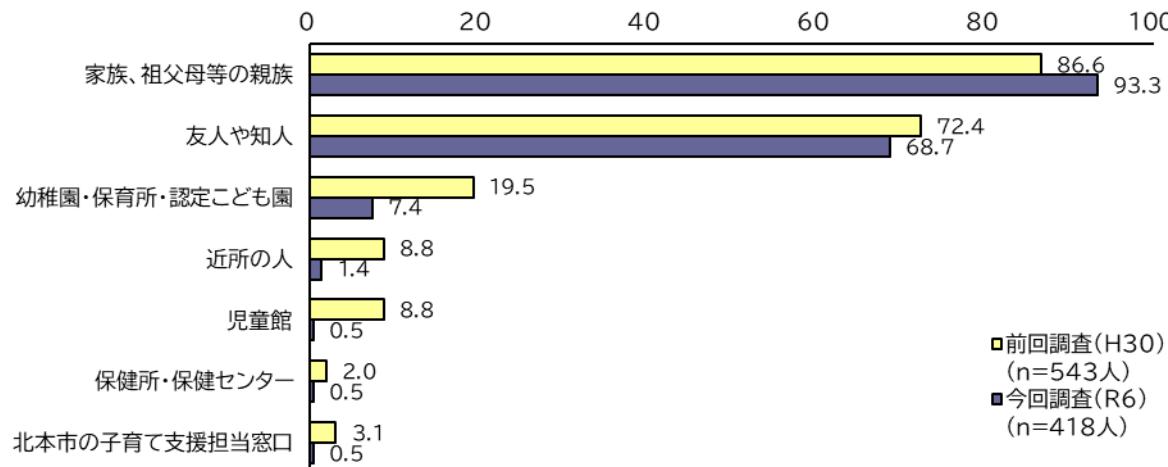
図 子育てに関して悩んでいること（複数回答） (単位：%)



②子育てに関する相談相手

子育てに関する相談相手については、「家族、祖父母等の親族」が93.3%で最も多く、「友人や知人」が68.7%で続いています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「家族、祖父母等の親族」の割合が高くなっています。

図 子育てに関する相談相手（複数回答） (単位：%)

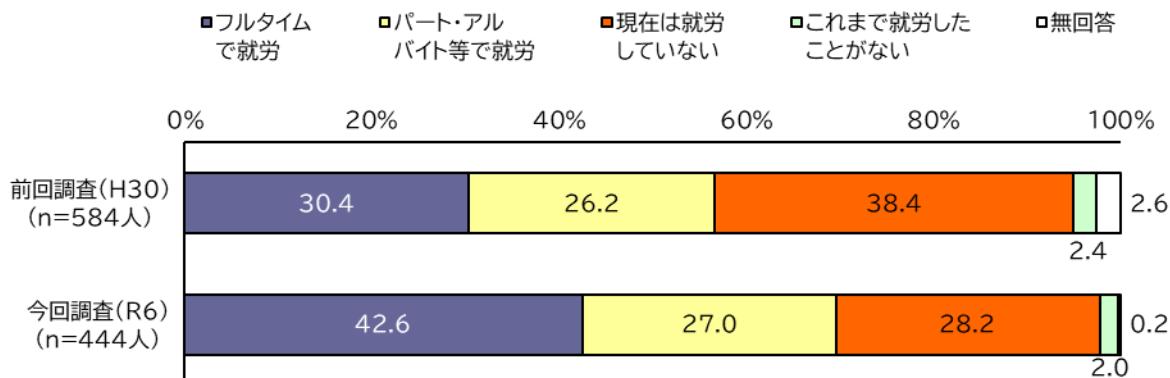


(2) 保護者の就労状況について

①母親の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」が42.6%、「パート・アルバイト等で就労」が27.0%、「現在は就労していない」が28.2%となっています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「フルタイムで就労している」の割合が高くなっています。

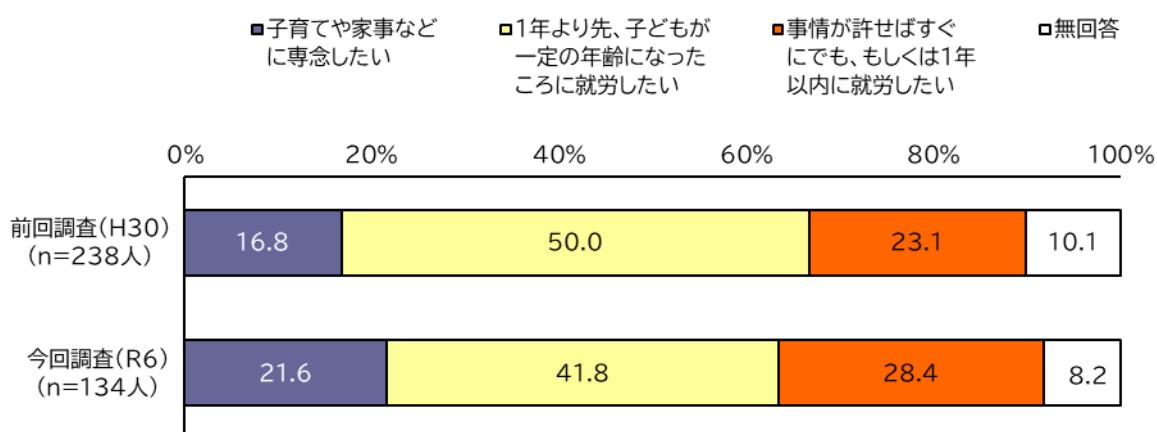
図 母親の就労状況



②働いていない母親の就労希望

母親が“就労していない”と回答した人に対し、就労希望の有無について聞いたところ、「1年より先、子どもが一定の年齢になったころに就労したい」が41.8%、「事情が許せばすぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が28.4%であり、これらを合わせると70.2%が“就労したい”と回答しています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「子育てや家事などに専念したい」と「事情が許せばすぐにでも就労したい」の割合が高くなっています。

図 働いていない母親の就労希望

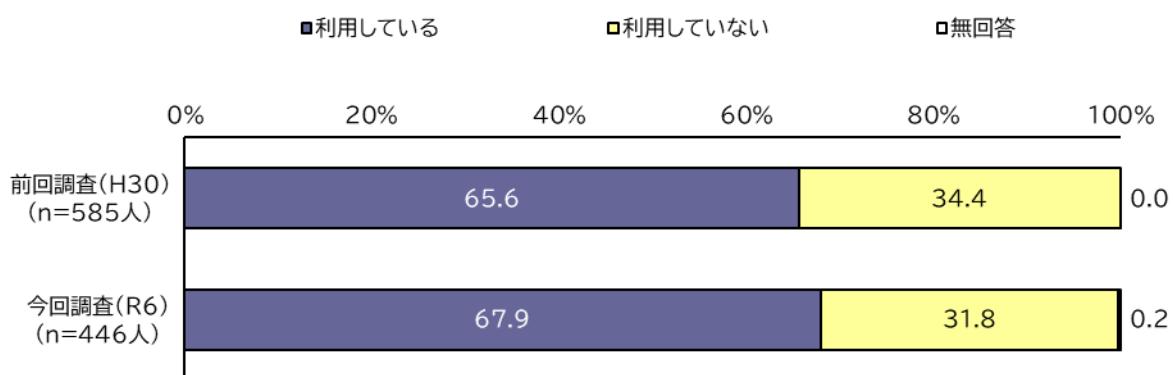


(3) 定期的な教育・保育や子育て支援サービスの利用状況について

①定期的な教育・保育や子育て支援サービスの利用の有無

定期的な教育・保育や子育て支援サービスの利用状況については、「利用している」が67.9%、「利用していない」が31.8%となっています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて特に顕著な違いはみられません。

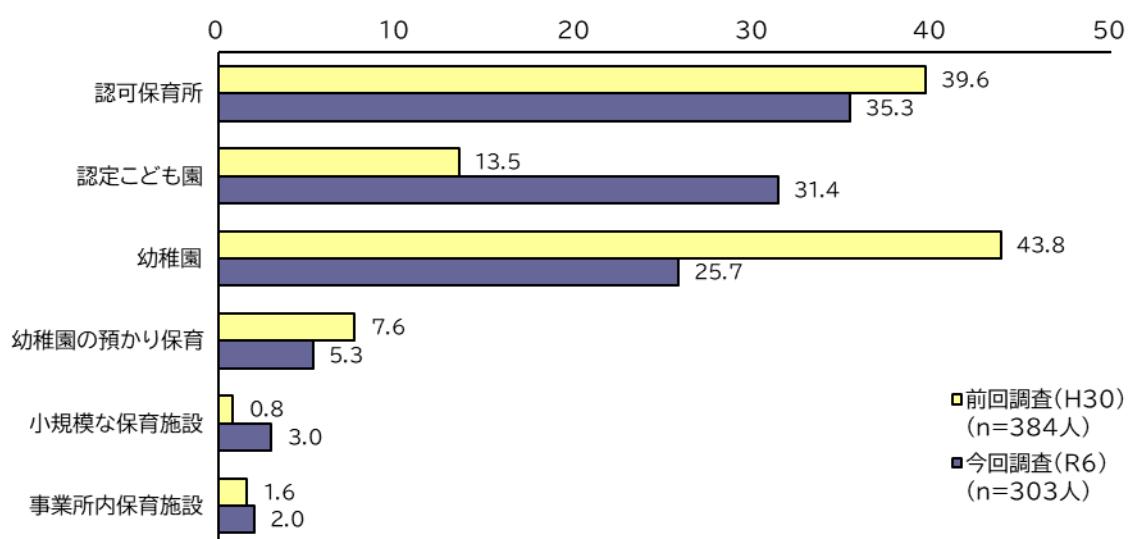
図 定期的な教育・保育や子育て支援サービスの利用の有無



②利用している教育・保育や子育て支援サービスの種類

教育・保育や子育て支援サービスの定期的な利用状況において「利用している」と回答した人に対し、利用しているサービスの種類について聞いたところ、「認可保育所」が35.3%で最も多くなっています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「認可保育所」及び「幼稚園」の割合が低く、「認定こども園」の割合が高くなっています。

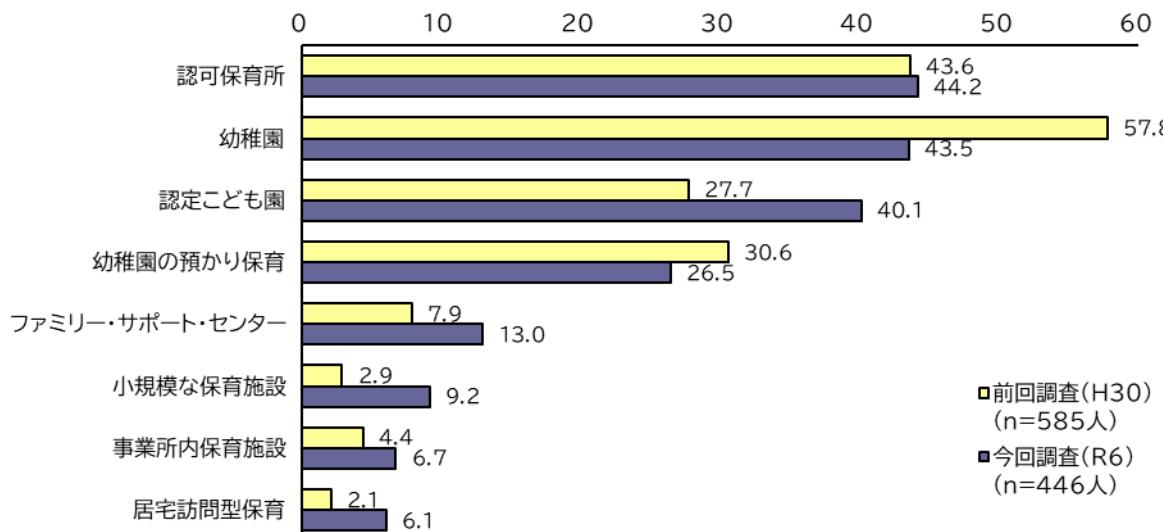
図 利用している教育・保育や子育て支援サービスの種類（複数回答） (単位：%)



③定期的に利用したい教育・保育や子育て支援サービス

定期的に利用したい教育・保育や子育て支援サービスについては、「認可保育所」が44.2%で最も多く、次に「幼稚園」が43.5%、「認定こども園」が40.1%となっています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「幼稚園」の割合が低く、「認定こども園」の割合が高くなっています。

図 定期的に利用したい教育・保育や子育て支援サービス（複数回答） (単位：%)

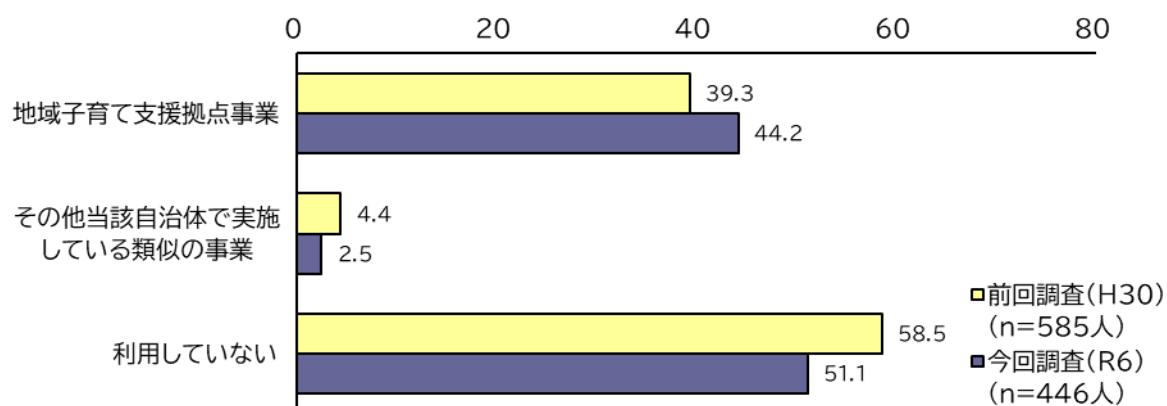


(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

①地域の子育て支援事業の利用状況

地域の子育て支援事業の利用状況については、「地域子育て支援拠点事業」が44.2%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が2.5%、「利用していない」が51.1%となっています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「地域子育て支援事業」の利用の割合が高くなっています。

図 地域の子育て支援事業の利用状況（複数回答） (単位：%)

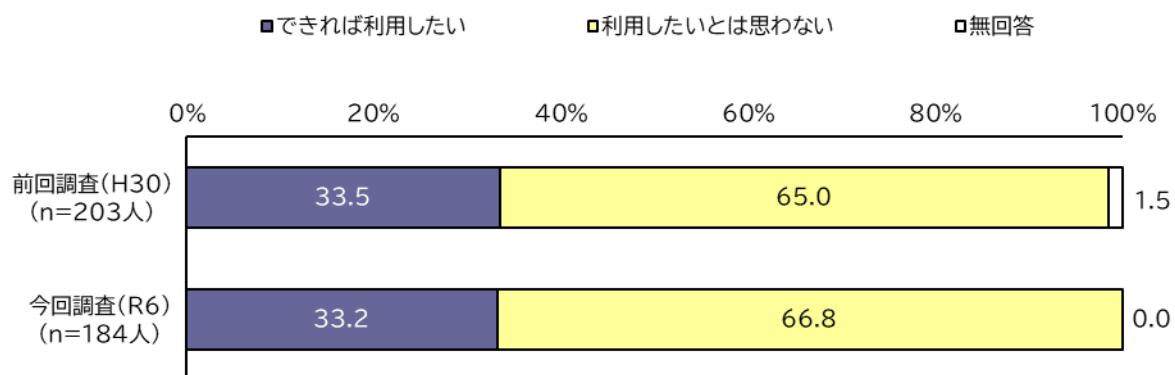


(5) 子どもが病気の際の対応や不定期のサービス利用について

①病児・病後児保育の利用希望

事業を利用できなかった際の対応において「母親が休んだ」または「父親が休んだ」と回答した人に対し、病児・病後児保育の利用希望について聞いたところ、「できれば利用したい」が33.2%、「利用したいとは思わない」が66.8%となっています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて特に顕著な違いはみられません。

図 病児・病後児保育の利用希望



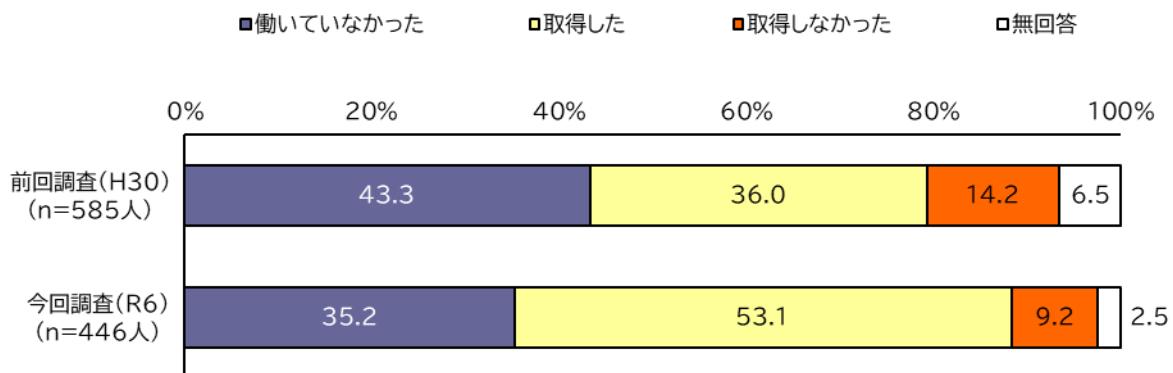
(6) 職場の両立支援制度について

①育児休業の取得状況

1) 母親の取得状況

母親の育児休業の取得状況については、「働いていなかった」が35.2%、「取得した」が53.1%、「取得しなかった」が9.2%となっています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「取得した」の割合が高くなっています。

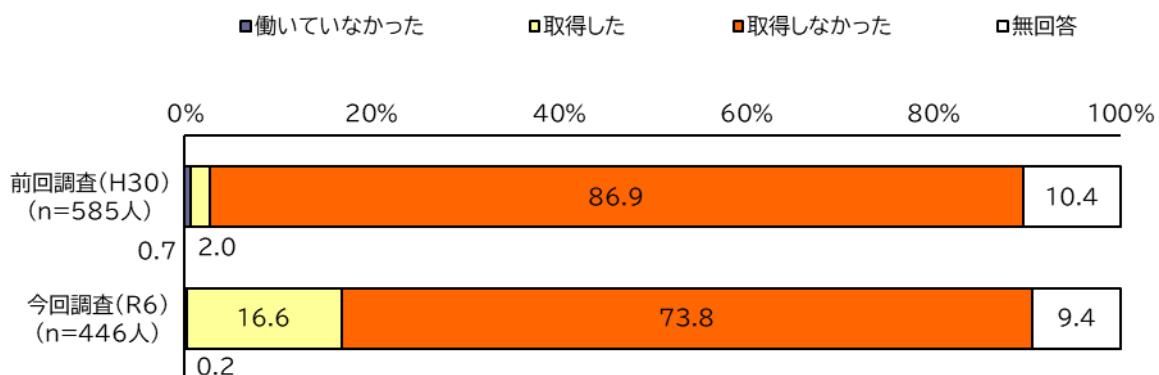
図 母親の育児休業の取得状況



2) 父親の取得状況

父親の育児休業の取得状況については、「働いていなかった」が0.2%、「取得した」が16.6%、「取得しなかった」が73.8%となっています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「取得した」の割合が高くなっています。

図 父親の育児休業の取得状況



②復帰時の子どもの年齢の実際と希望

1) 母親の状況

【母親の職場復帰は希望どおりであったか】

母親の育児休業取得後の職場復帰は希望どおりであったかについては、「希望どおり復帰した」が53.6%、「希望より早く復帰した」が28.6%、「希望より遅く復帰した」が12.1%となっています。

【実際の復帰時の子どもの年齢と希望する復帰時の年齢の比較】

復帰時の子どもの年齢についてみると、実際の復帰時は0歳～2歳までが合わせて75.7%（0.7%+22.1%+52.9%）、3歳以降が合わせて8.6%（7.9%+0.7%）となっています。

これを希望と比べると、実際の復帰時の年齢は希望に比べて0歳～2歳までの割合が高く、3歳以降の割合が低くなっています。

また、勤め先の育児休業期間は3歳以降が43.6%（25.0%+18.6%）であり、実際の復帰時の年齢は勤め先の育児休業期間に比べて0歳～2歳の割合が高く、3歳以降の割合が低くなっています。

図 復帰時の子どもの年齢

(回答者数：140人、単位：%)

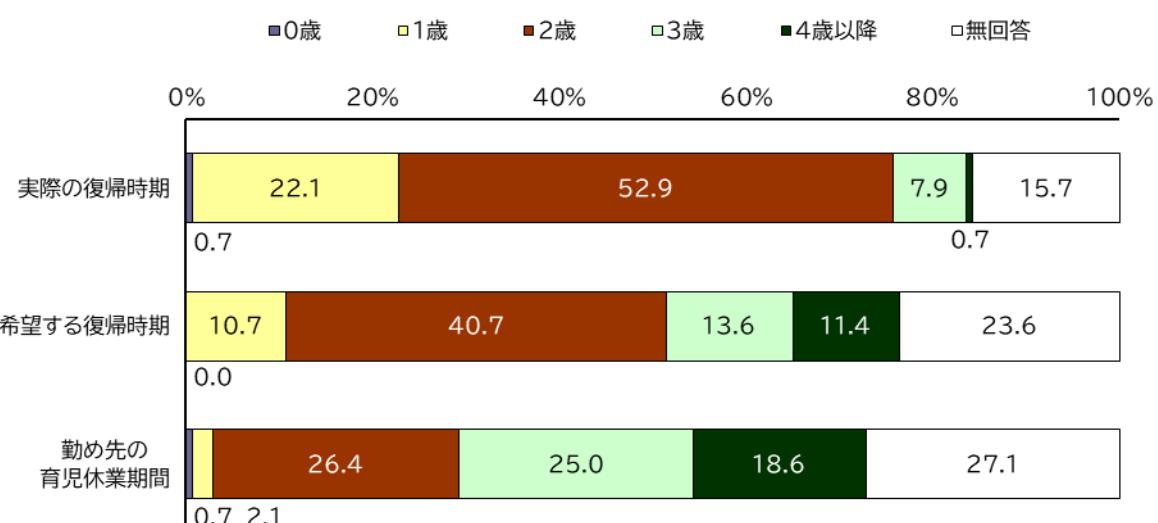
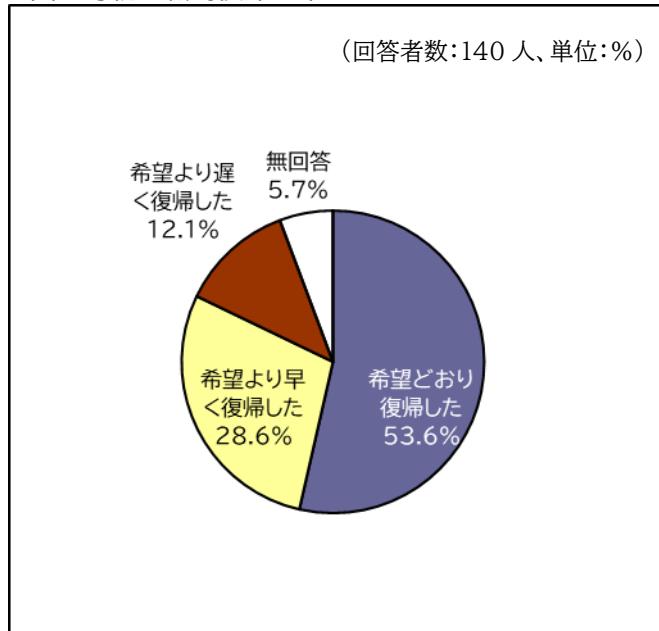


図 母親の職場復帰は希望どおりであったか

(回答者数:140人、単位:%)



2) 父親の状況

【父親の職場復帰は希望どおりであったか】

父親の育児休業取得後の職場復帰の状況において「職場に復帰した」と回答した 66 人に対し、父親の職場復帰は希望どおりであったかについて聞いたところ、「希望どおり復帰した」が 56.1%、「希望より早く復帰した」が 31.8%、「希望より遅く復帰した」が 1.5% となっています。

【実際の復帰時の子どもの年齢と希望する復帰時の年齢の比較】

復帰時の子どもの年齢についてみると、実際の復帰時の年齢は 0 歳が 63.6%、1 歳以降が合わせて 10.6% (6.1%+4.5%) となっています。

これを希望と比べると、実際の復帰時の年齢は希望に比べて 0 歳の割合が高く、1 歳以降の割合が低くなっています。

また、勤め先の育児休業期間は 2 歳以降が 50.0% (24.2%+9.1%+16.7%) であり、実際の復帰時の年齢は勤め先の育児休業期間に比べて 2 歳以降の割合が低くなっています。

図 父親の職場復帰は希望どおりであったか

(回答者数:66 人、単位:%)

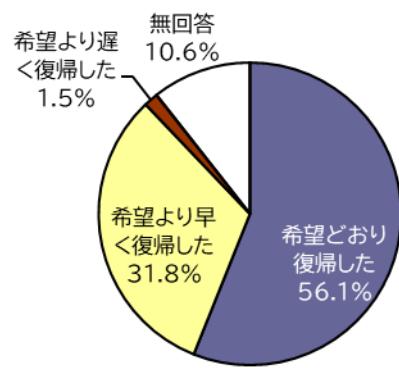
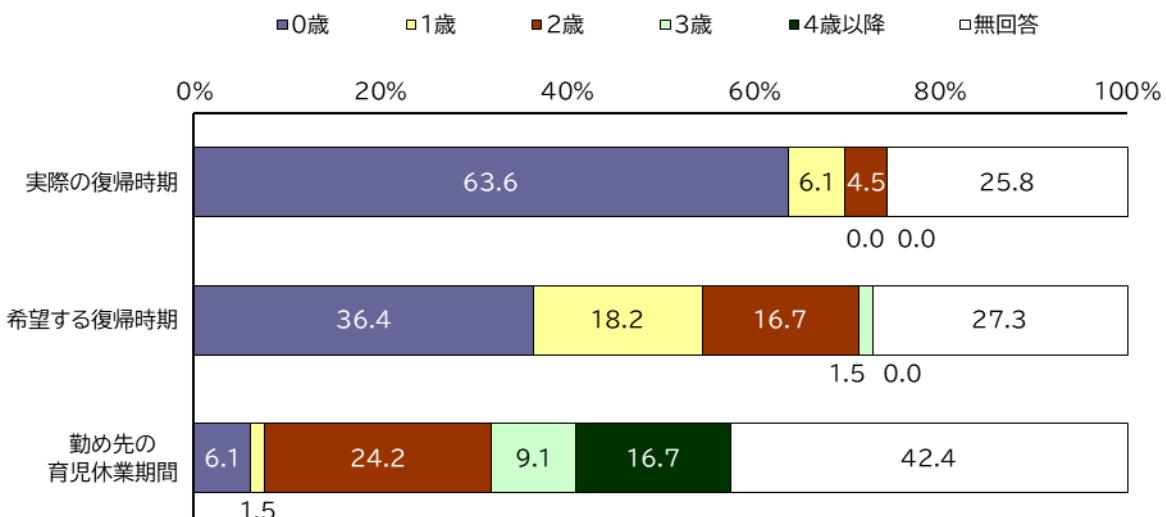


図 復帰時の子どもの年齢

(回答者数: 66 人、単位: %)



(7) 子育てに関する孤立感をめぐる状況について

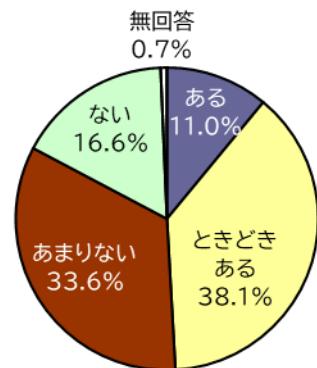
①子育てに関する孤立感の有無

子育てに関する孤立感の有無については、「ある」が11.0%、「ときどきある」が38.1%であり、これらを合わせると49.1%が“ある・ときどきある”と回答しています。

一方、「あまりない」が33.6%、「ない」が16.6%であり、これらを合わせると50.2%が“ない・あまりない”と回答しています。

図 子育てに関する孤立感の有無

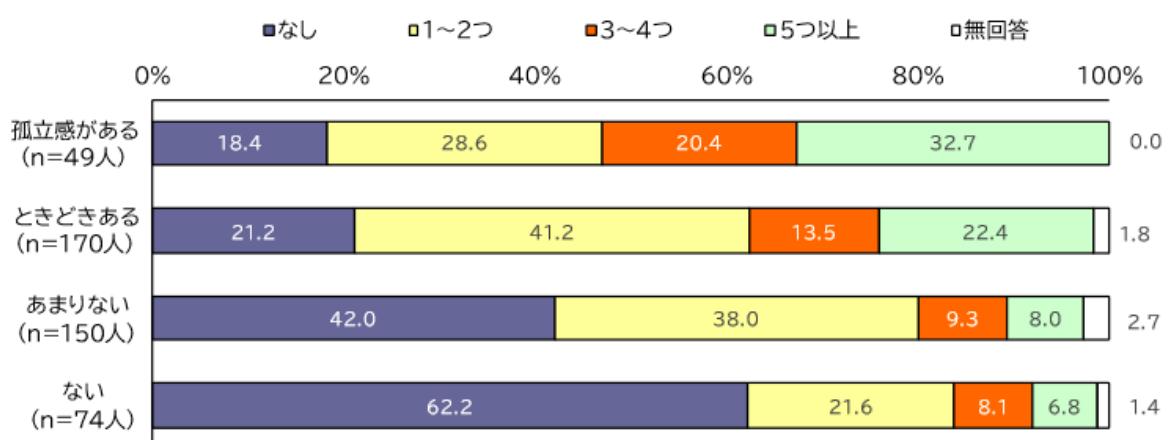
(回答者数:446人、単位:%)



②孤立感の有無別にみた子育てに関して悩んでいることの数

孤立感の有無別に子育てに関して悩んでいることの数についてみたところ、「孤立感がある」と回答した人は、他の回答者に比べて「3~4つ」及び「5つ以上」の割合が高くなっています。

図 孤立感の有無別にみた悩んでいることの個数

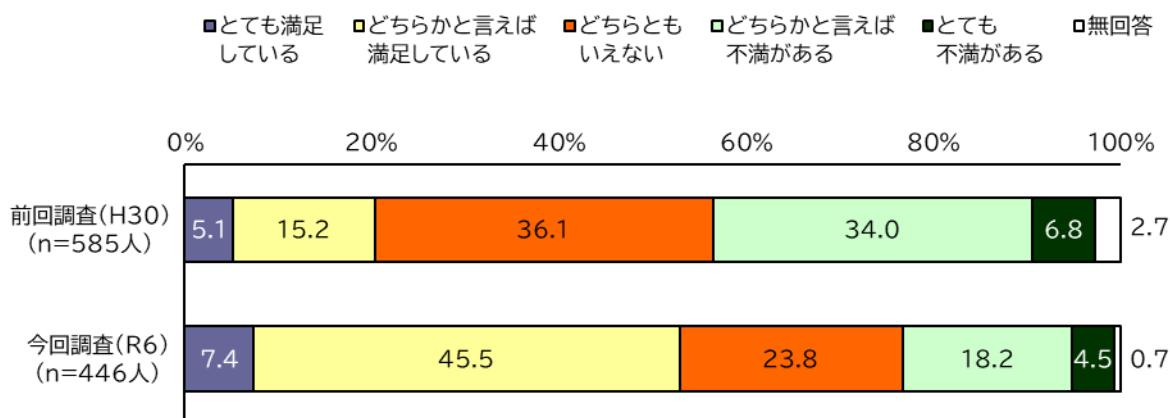


(8) 子育てしやすいまちづくりについて

①子育て環境の満足度

子育て環境の満足度については、「とても満足している」が7.4%、「どちらかと言えば満足している」が45.5%であり、これらを合わせると52.9%が“満足している”と回答しています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて“満足している”的割合が高くなっています。

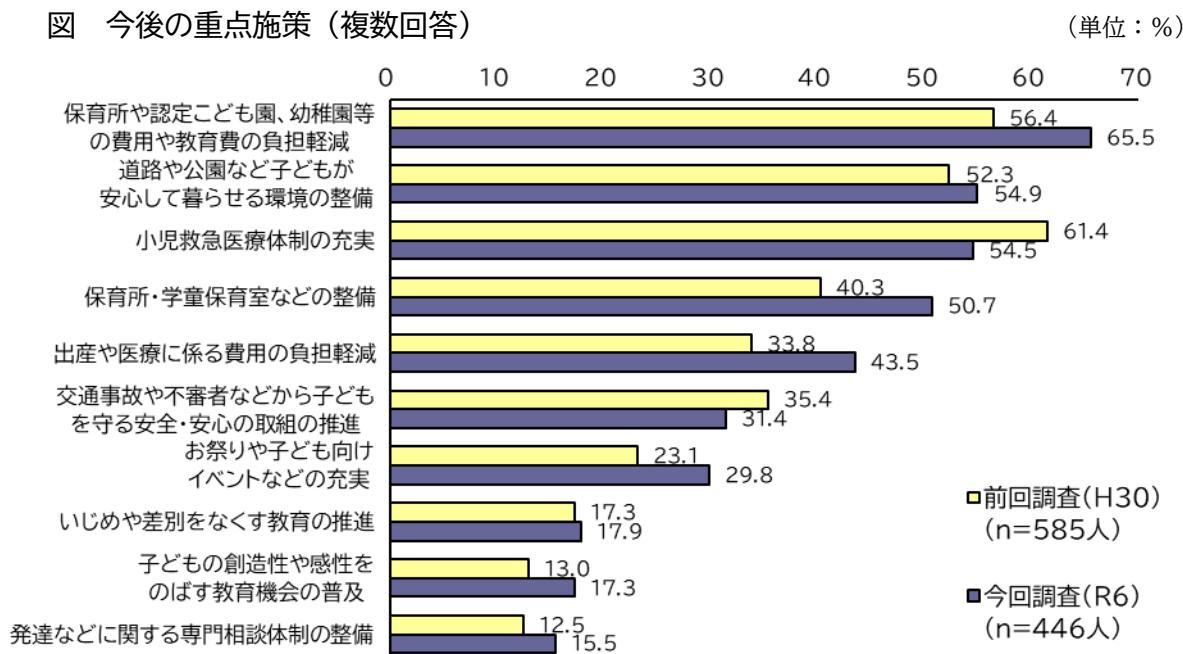
図 子育て環境の満足度



②今後の重点施策

今後の重点施策については、「保育所や認定こども園、幼稚園等の費用や教育費の負担軽減」が65.5%で最も多く、次いで「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が54.9%、「小児救急医療体制の充実」が54.5%で続いている。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「保育所や認定こども園、幼稚園等の費用や教育費の負担軽減」を初めとして多くの項目で割合が高くなっています。

図 今後の重点施策（複数回答）

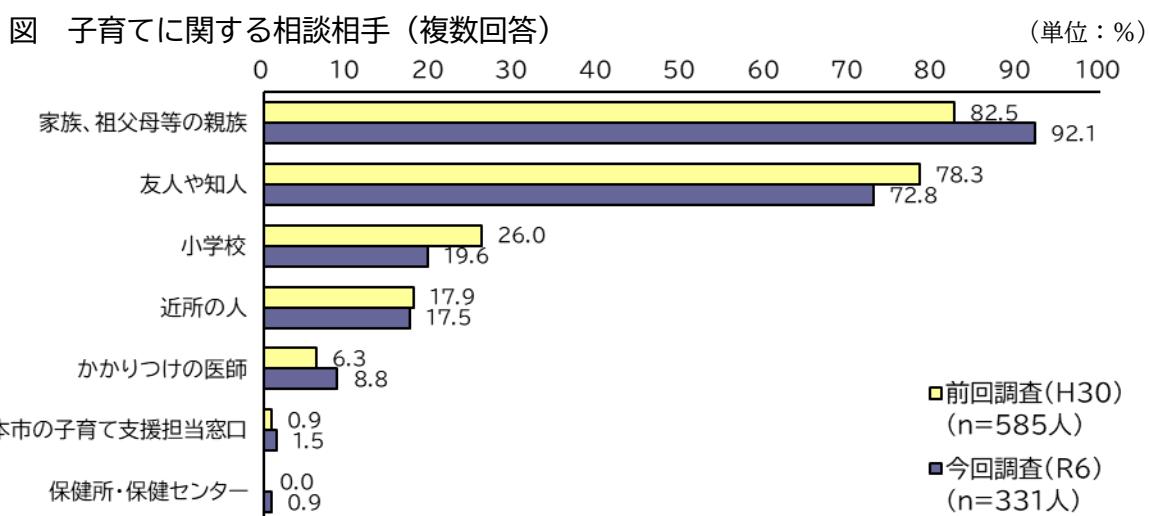


2 小学生保護者調査

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

①子育てに関する相談相手

子育てに関する相談相手が「いる／ある」と回答した人に対し、それは誰かについて聞いたところ、「家族、祖父母等の親族」が92.1%で最も多く、次いで「友人や知人」が72.8%で続いています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「家族、祖父母等の親族」の割合が高く、「友人や知人」及び「小学校」の割合が低くなっています。

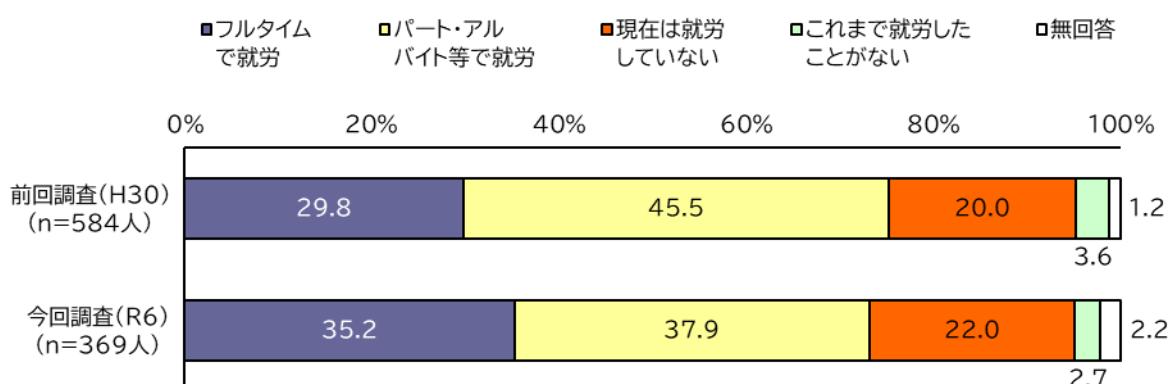


(2) 保護者の就労状況について

①母親の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイムで就労」が35.2%、「パート・アルバイト等で就労」が37.9%、「現在は就労していない」が22.0%となっています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「フルタイムで就労」の割合が高くなっています。

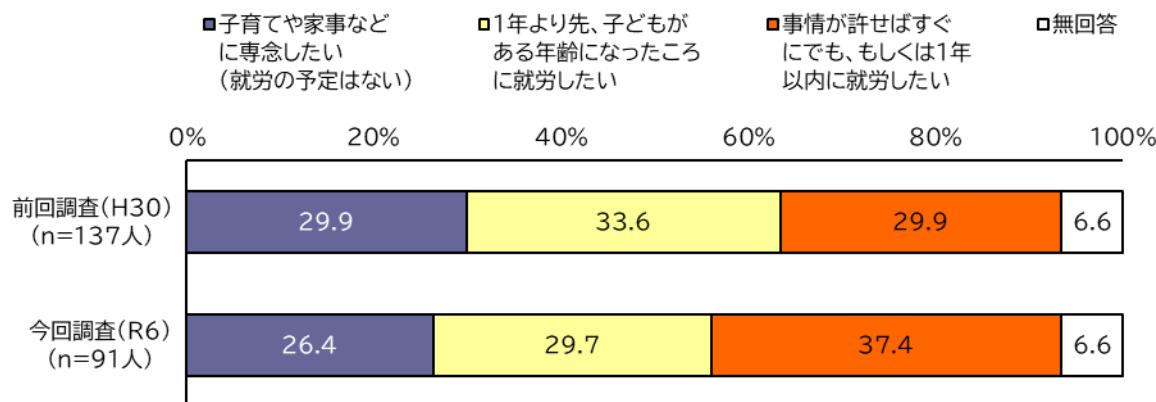
図 母親の就労状況



②就労していない母親の就労希望

母親の就労状況において「現在働いていない」と回答した人に対し、今後の就労希望の有無について聞いたところ、「1年より先、子どもがある年齢になったころに就労したい」が29.7%、「事情が許せばすぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が37.4%であり、これらを合わせると67.1%が“就労したい”と回答しています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて“就労したい”的割合が高くなっています。

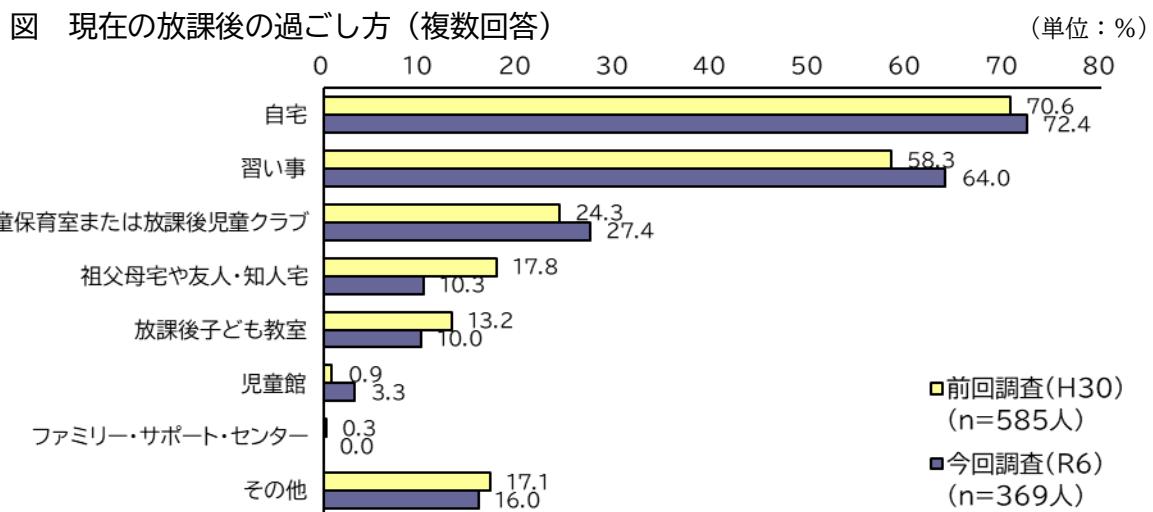
図 母親の就労希望の有無



(3) 放課後の過ごし方について

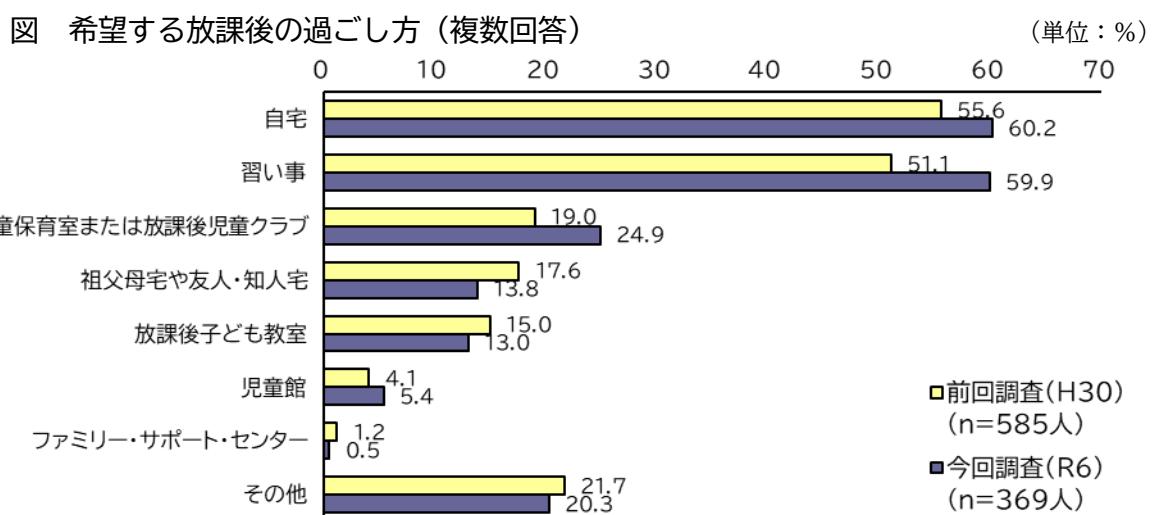
①現在の放課後の過ごし方

現在の放課後の過ごし方については、「自宅」が72.4%で最も多く、次いで「習い事」が64.0%、「学童保育室または放課後児童クラブ」が27.4%で続いています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「習い事」の割合が高く、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が低くなっています。



②希望する放課後の過ごし方

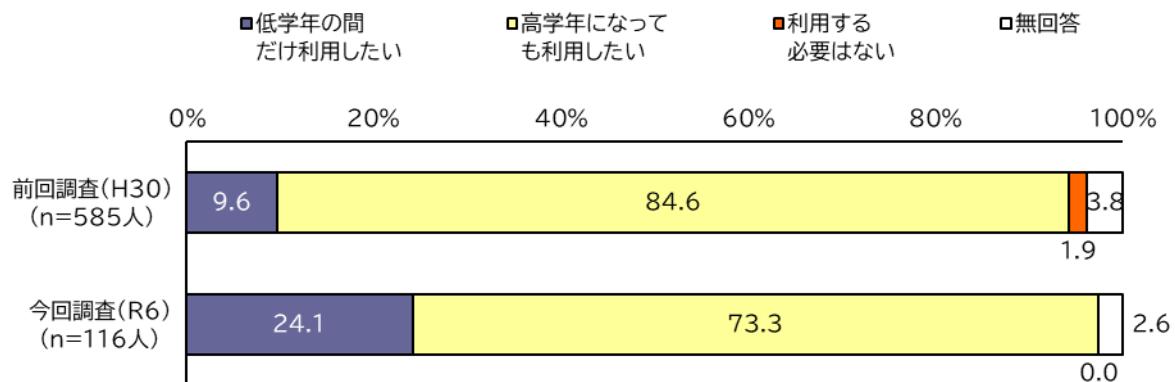
希望する放課後の過ごし方については、「自宅」が60.2%で最も多く、次いで「習い事」が59.9%、「学童保育室または放課後児童クラブ」が24.9%で続いています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「自宅」、「習い事」及び「学童保育室または放課後児童クラブ」の割合が高くなっています。



③長期休業期間中の学童保育室の利用希望

長期休業期間中の学童保育室の利用希望については、「低学年の間だけ利用したい」が 24.1%、「高学年になっても利用したい」が 73.3%であり、これらを合わせると 97.4%が“利用したい”と回答しています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「低学年の間だけ利用したい」の割合が高くなっています。

図 長期休業期間中の学童保育室の利用希望

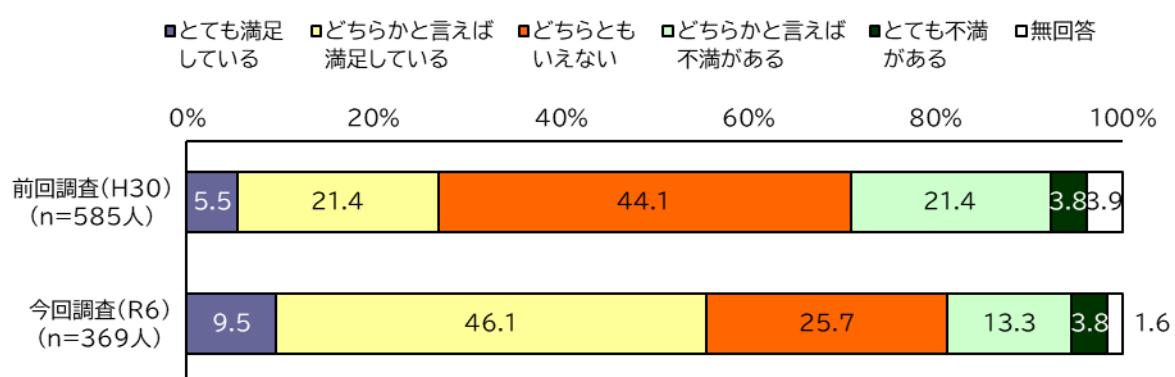


(4) 子育てしやすいまちづくりについて

①子育て環境の満足度

子育て環境の満足度については、「とても満足している」が 9.5%、「どちらかと言えば満足している」が 46.1%であり、これらを合わせると 55.6%が“満足している”と回答しています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて“満足している”の割合が高くなっています。

図 子育て環境の満足度

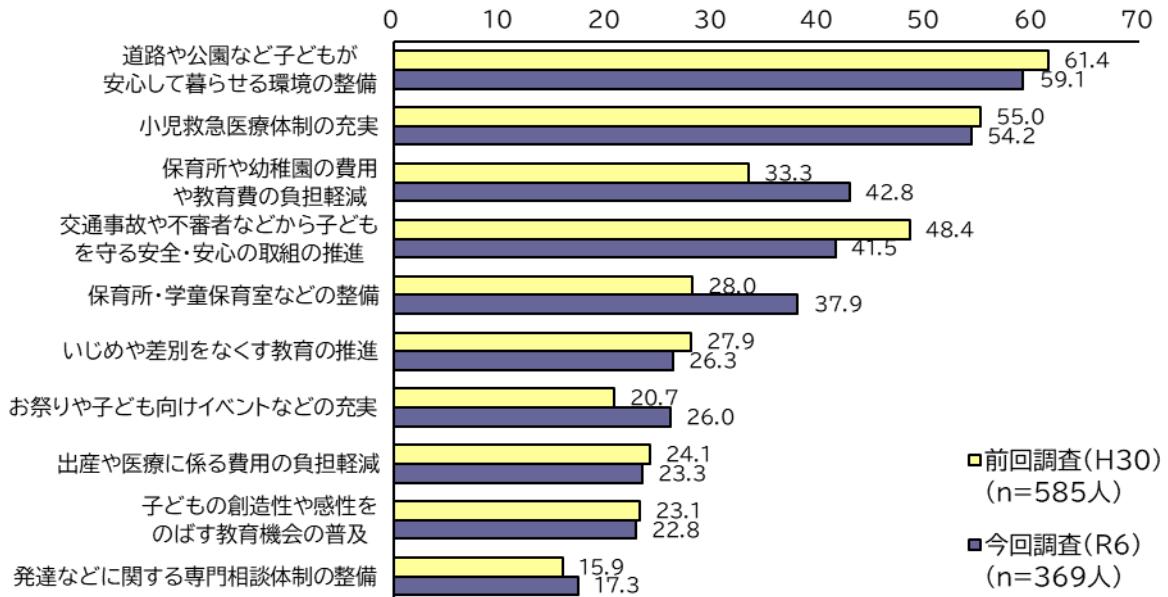


②今後の重点施策

今後の重点施策については、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が59.1%で最も多く、次いで「小児救急医療体制の充実」が54.2%、「保育所や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」が42.8%で続いています。これを時系列でみると、前回調査から今回調査にかけて「保育所や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」及び「保育所・学童保育室などの整備」の割合が高くなっています。

図 今後の重点施策（複数回答）

(単位：%)



3 子どもの意識と生活に関する調査（保護者調査）

(1) 子育て・教育に関することについて

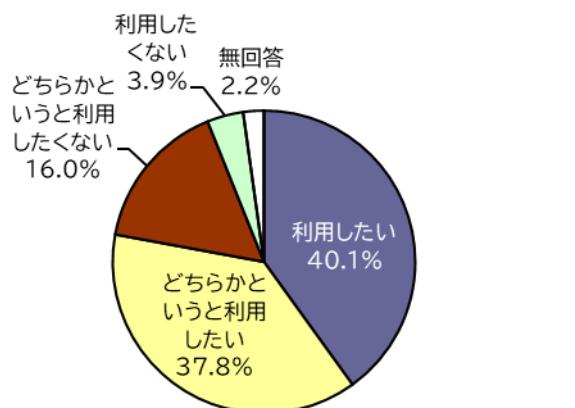
①学習支援の場※の利用意向

学習支援の場の利用意向については、「利用したい」が40.1%、「どちらかというと利用したい」が37.8%であり、これらを合わせると77.9%が“利用したい・どちらかというと利用したい”と回答しています。

※「学習支援の場」とは、自宅や学校以外の場所で、無料で、子どもが大人や大学生のボランティアなどから教えてもらいながら勉強ができる場所を想定しています。

図 学習支援の場の利用意向

(回答者数:362人、単位:%)

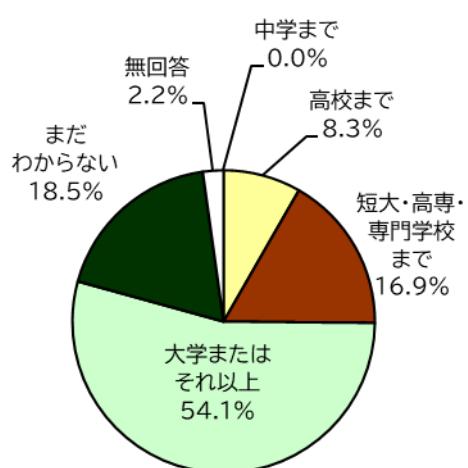


②将来の進学への意向

将来の進学への意向については、回答者総数から「まだわからない」18.5%及び無回答2.2%を除く79.3%がいずれかの進学先を回答しています。その内訳は、「大学またはそれ以上」が54.1%で最も多くなっています。

図 将来の進学への意向

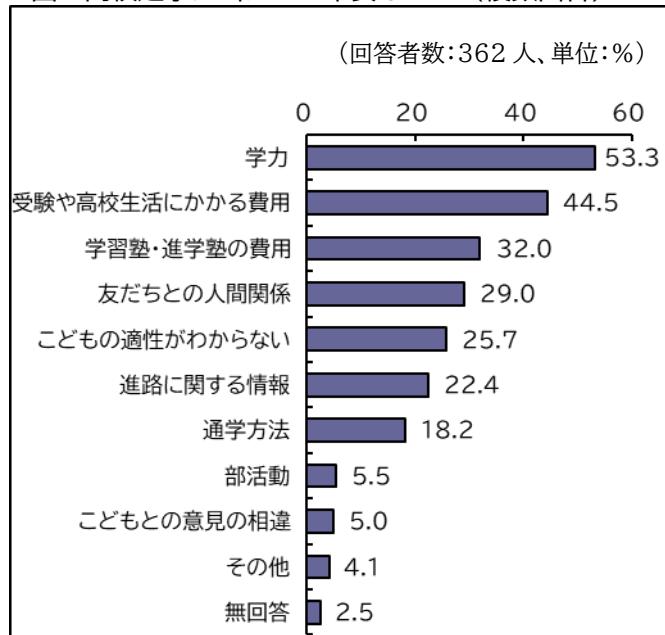
(回答者数:362人、単位:%)



③高校進学に当たって不安なこと

高校進学に当たって不安なことについては、「学力」が53.3%で最も多く、次いで「受験や高校生活にかかる費用」が44.5%、「学習塾・進学塾の費用」が32.0%で続いています。

図 高校進学に当たって不安なこと（複数回答）



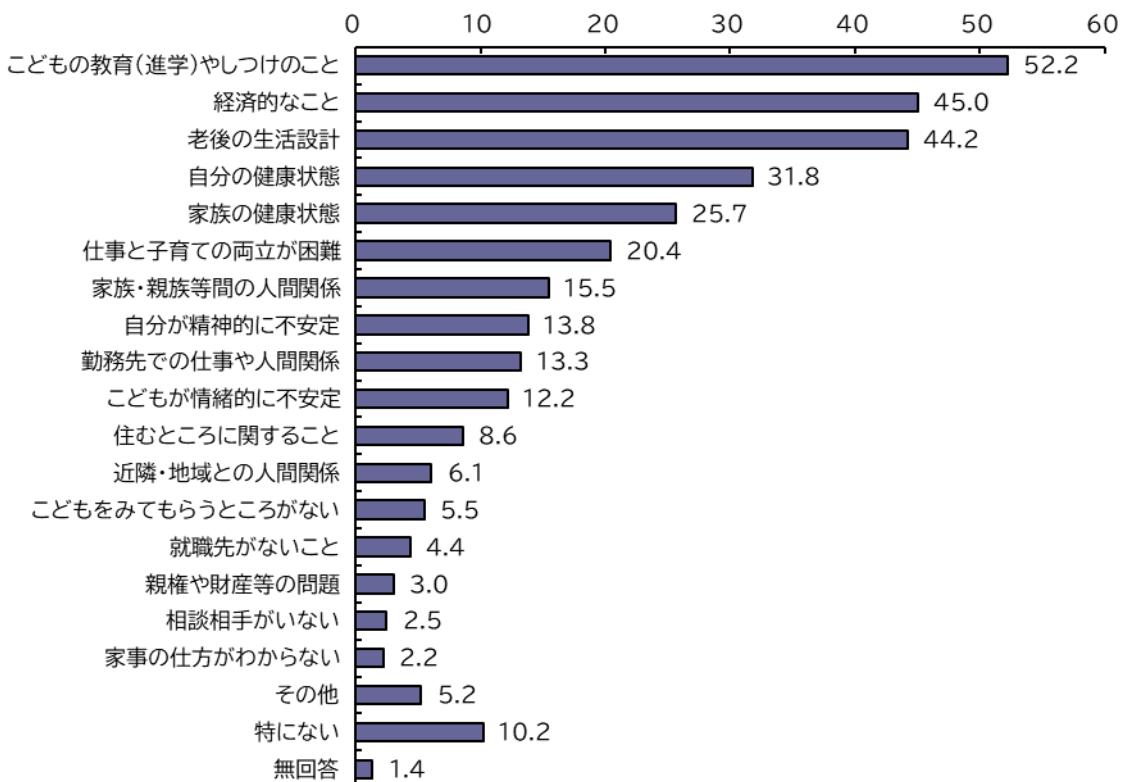
(2) 現在の暮らしについて

①悩みや不安に感じていること

悩みや不安に感じていることについては、「子どもの教育（進学）やしつけのこと」が52.2%で最も多く、次いで「経済的なこと」が45.0%、「老後の生活設計」が44.2%で続いています。

図 悩みや不安に感じていること（複数回答）

(回答者数:362人、単位:%)

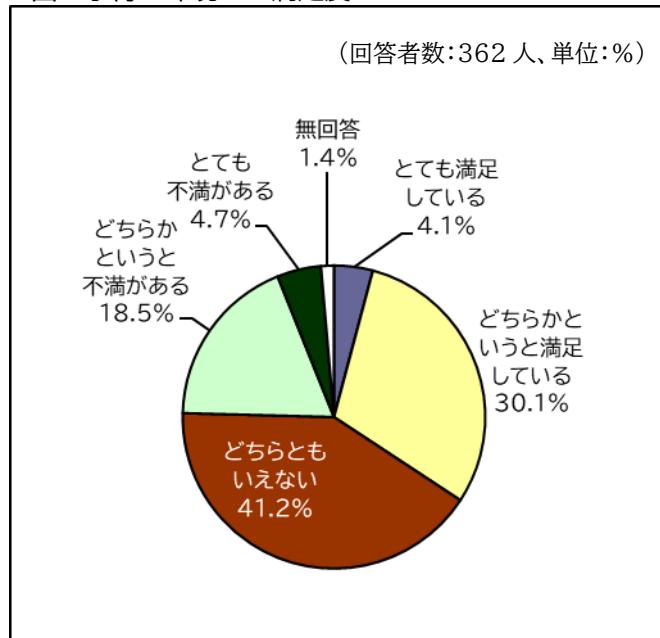


②子育て環境への満足度

子育て環境への満足度については、「とても満足している」が4.1%、「どちらかというと満足している」が30.1%であり、これらを合わせると34.2%が“満足している”と回答しています。

一方、「どちらかというと不満がある」が18.5%、「とても不満がある」が4.7%であり、これらを合わせると23.2%が“不満がある”と回答しています。

図 子育て環境への満足度



4 子どもの意識と生活に関する調査（児童・生徒調査）

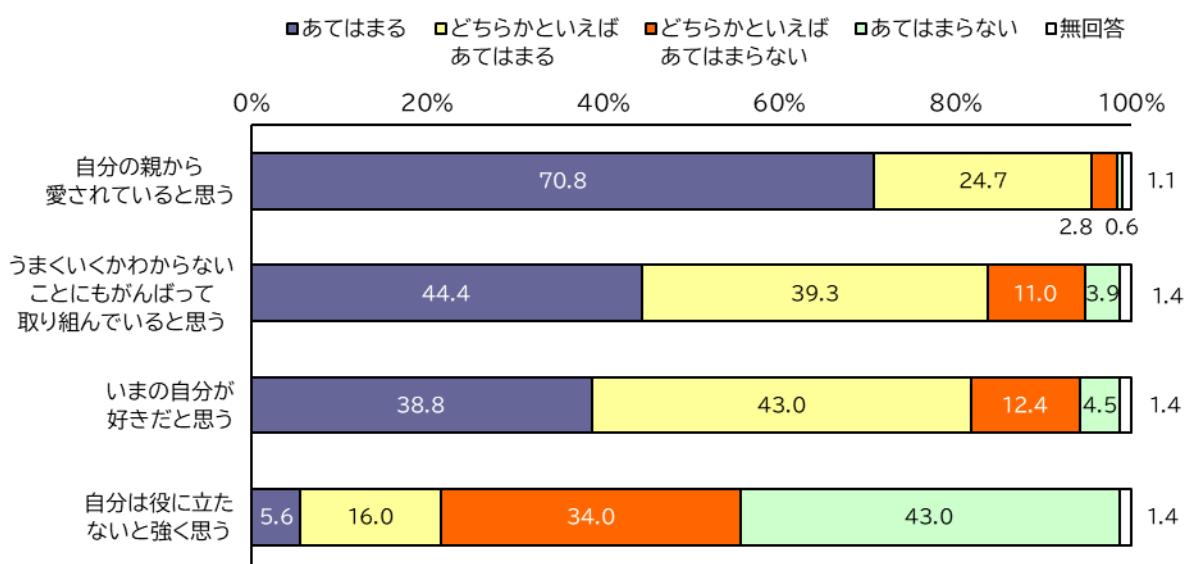
(1) 子ども自身の状況について

①自己肯定感の状況

自己肯定感の状況について、「あてはまる」の割合に着目すると、「自分の親から愛されていると思う」が70.8%で最も多く、次いで「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組んでいると思う」が44.4%、「いまの自分が好きだと思う」が38.8%で続いています。

図 自己肯定感の状況

(回答者数:356人、単位:%)



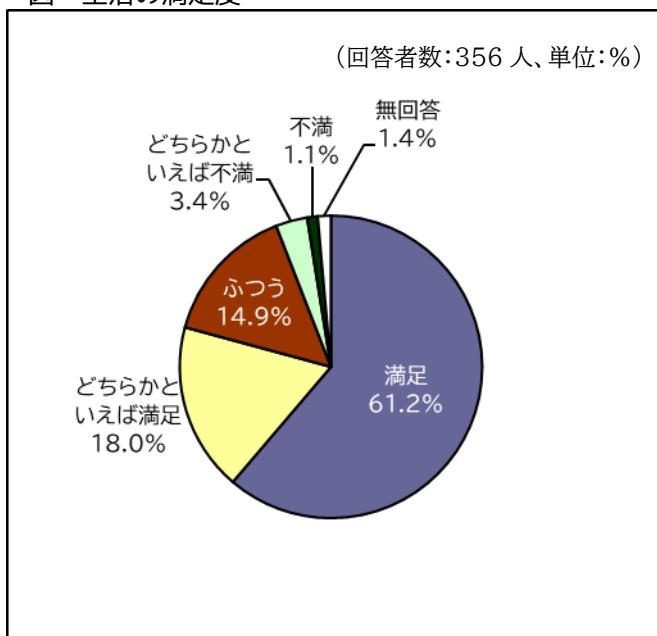
(2) ふだんの生活について

①生活の満足度

生活の満足度については、「満足」が61.2%、「どちらかといえば満足」が18.0%であり、これらを合わせると79.2%が“満足・どちらかといえば満足”と回答しています。

図 生活の満足度

(回答者数:356人、単位:%)



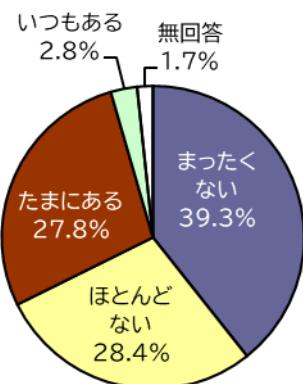
②孤独感の有無

孤独感の有無については、「まったくない」が39.3%、「ほとんどない」が28.4%であり、これらを合わせると67.7%が“ない”と回答しています。

一方、「たまにある」が27.8%、「いつもある」が2.8%であり、これらを合わせると30.6%が“ある”と回答しています。

図 孤独感の有無

(回答者数:356人、単位:%)

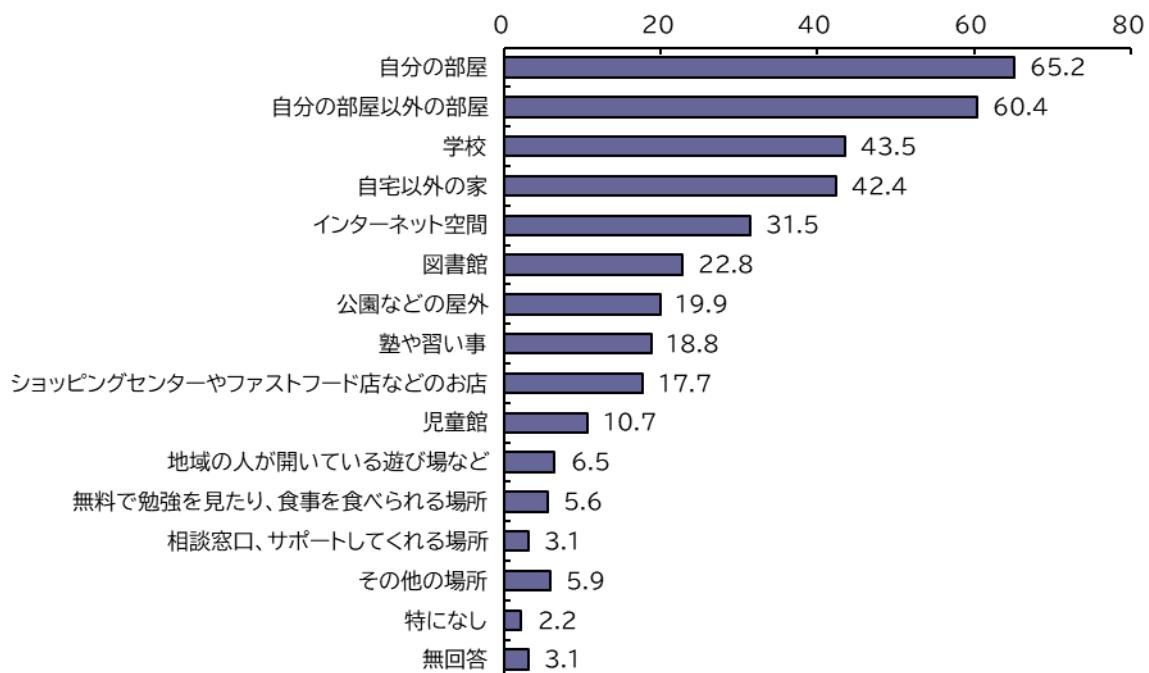


③安心できる居場所

安心できる居場所については、「自分の部屋」が65.2%で最も多く、次いで「自分の部屋以外の部屋」が60.4%、「学校」が43.5%で続いています。

図 安心できる居場所（複数回答）

(回答者数:356人、単位:%)



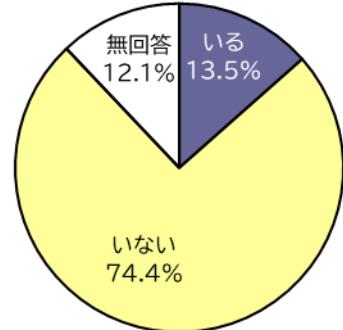
(3) ヤングケアラー^{*}をめぐる状況について

①世話をしている家族の有無

世話をしている家族の有無については、「いる」が 13.5% (48 人)、「いない」が 74.4% となっていま
す。

図 世話をしている家族の有無

(回答者数:356 人、単位:%)



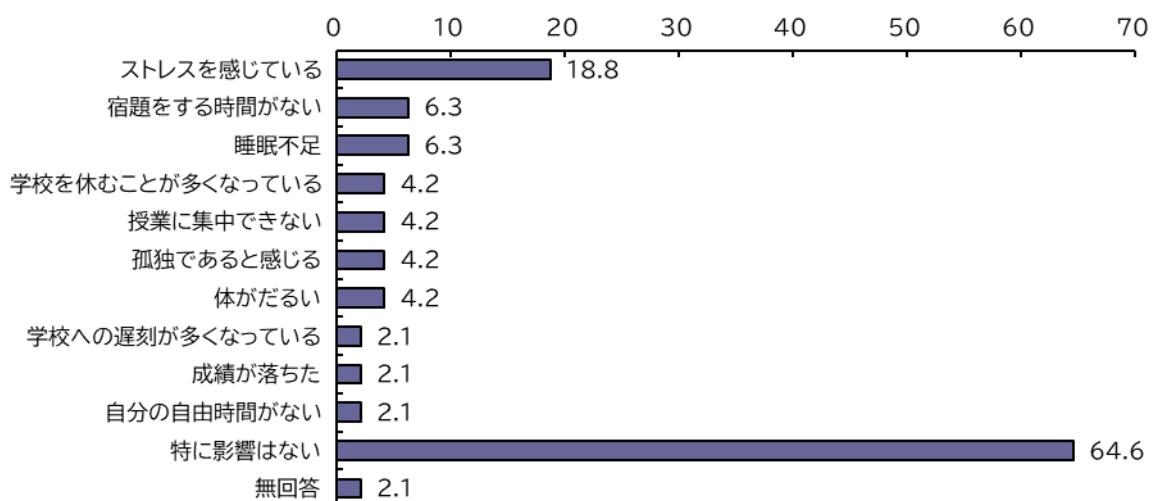
②世話をしていることによる影響

世話をしている家族の有無について「いる」と回答した 48 人に対し、世話をしていることによる影響について聞いたところ、回答者総数から「特に影響はない」(64.6%) 及び無回答 (2.1%) を除く 33.3% が“何らかの影響がある”と回答しています。その内訳は、「ストレスを感じている」が 18.8% で最も多く、次いで「宿題をする時間がない」及び「睡眠不足」がともに 6.3% で続いています。

また、本調査の回答者総数である 356 人に対し、「何らかの影響がある」と回答した割合は 4.5% となっています。

図 世話をしていることによる影響（複数回答）

(回答者数:48 人、単位:%)



* 「ヤングケアラー」とは、高齢、身体上または精神上の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する 18 歳未満の人のことをいいます。

5 若者の意識と生活に関する調査

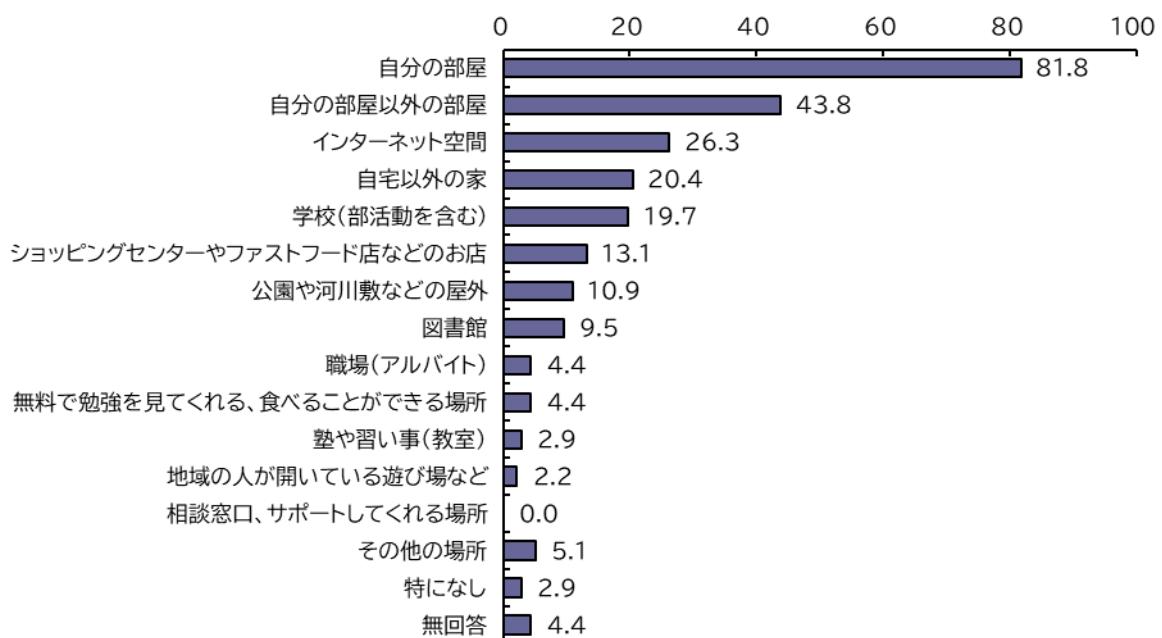
(1) 居場所について

①安心できる居場所

安心できる居場所については、「自分の部屋」が81.8%で最も多く、次いで「自分の部屋以外の部屋」が43.8%、「インターネット空間」が26.3%で続いています。

図 安心できる居場所（複数回答）

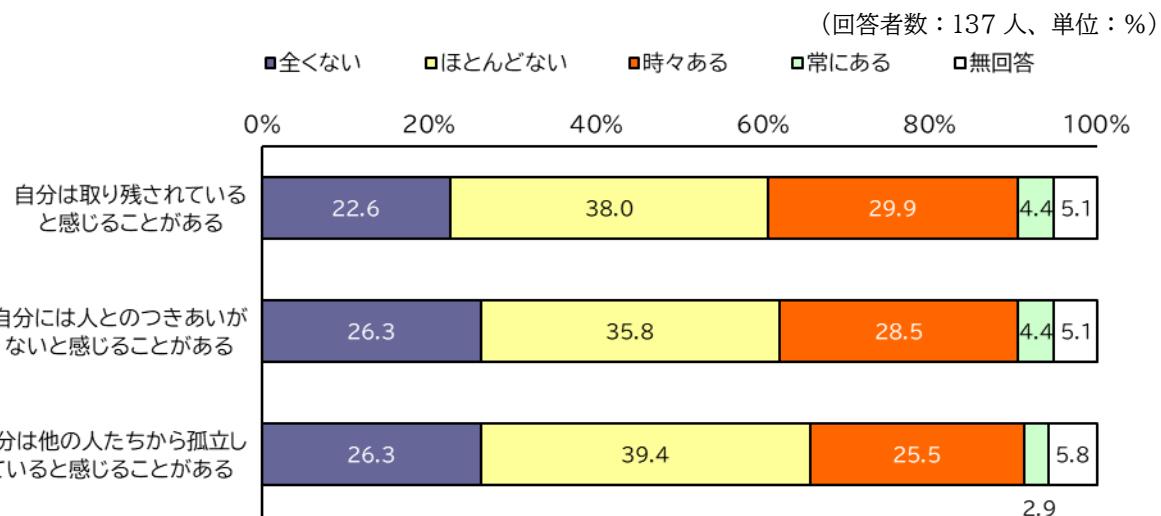
（回答者数：137人、単位：%）



②孤独感をめぐる状況

孤独感をめぐる状況について、「ときどきある」と「常にある」を合わせた“ある”的割合をみると、「自分は取り残されていると感じることがある」が 34.3% (29.9%+4.4%) で最も多く、次いで「自分には人とのつきあいがないと感じることがある」が 32.9% (28.5%+4.4%)、「自分は他の人たちから孤立していると感じることがある」が 28.4% (25.5%+2.9%) で続いています。

図 孤独感をめぐる状況

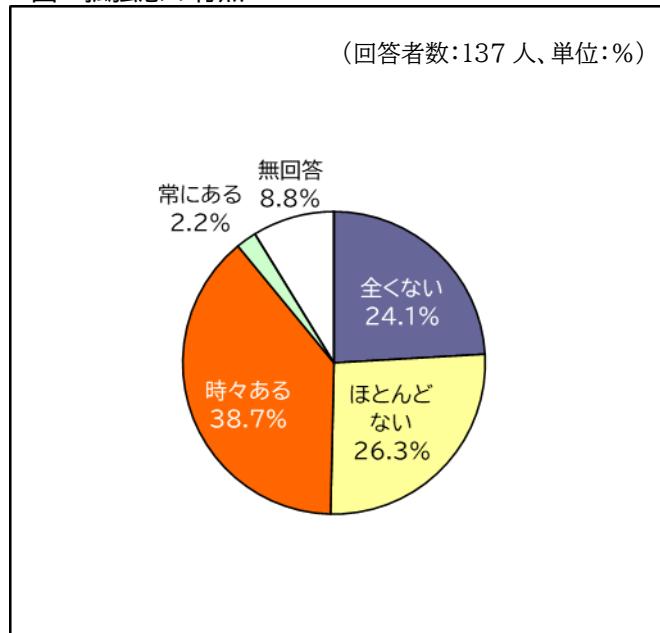


③孤独感の有無

孤独感の有無については、「全くなない」が 24.1%、「ほとんどない」が 26.3% であり、これらを合わせると 50.4% が “ない” と回答しています。

一方、「時々ある」が 38.7%、「常にある」が 2.2% であり、これらを合わせると 40.9% が “ある” と回答しています。

図 孤独感の有無

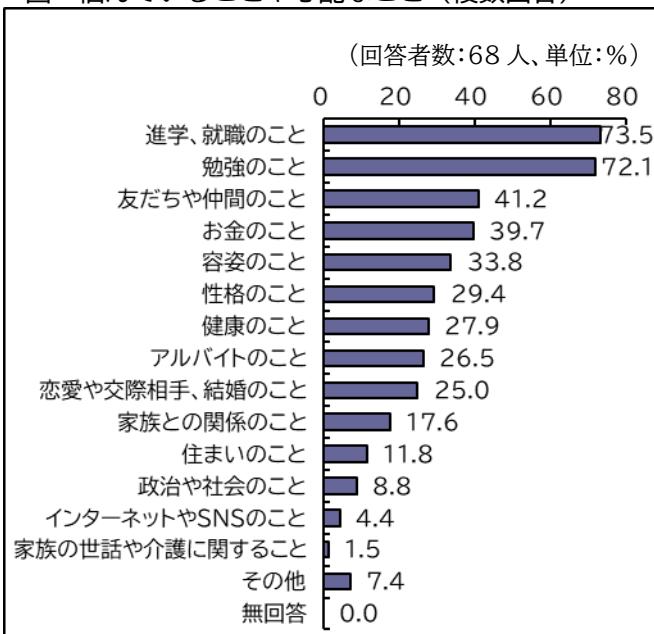


(2) 悩んでいることや心配なことについて

① 悩んでいることや心配なこと

悩んでいることや心配なことの有無（問15）において「ある」と回答した68人に対してその内容について聞いたところ、「進学、就職のこと」が73.5%で最も多く、次いで「勉強のこと」が72.1%、「友だちや仲間のこと」が41.2%で続いています。

図 悩んでいることや心配なこと（複数回答）

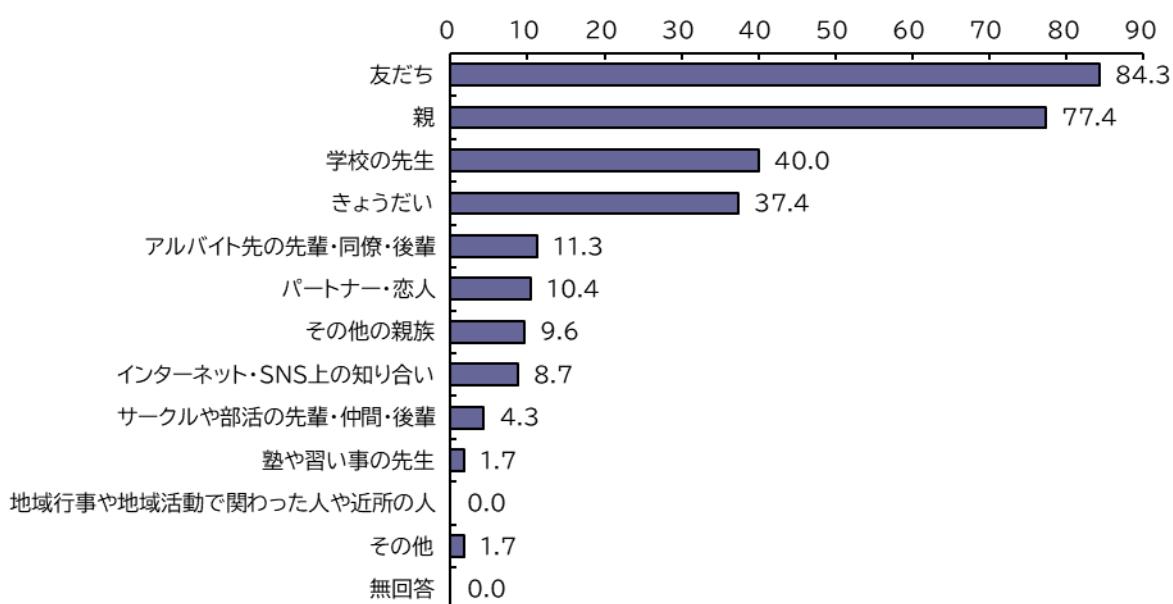


② 悩みごとを相談できる相手

悩みごとを相談できる相手の有無（問16）において「いる」と回答した115人に対し、それは誰かについて聞いたところ、「友だち」が84.3%で最も多く、次いで「親」が77.4%、「学校の先生」が40.0%で続いています。

図 悩みごとを相談できる相手（複数回答）

（回答者数：115人、単位：%）



(3) 北本市に求めるこども政策に自分の考えを伝えたいか

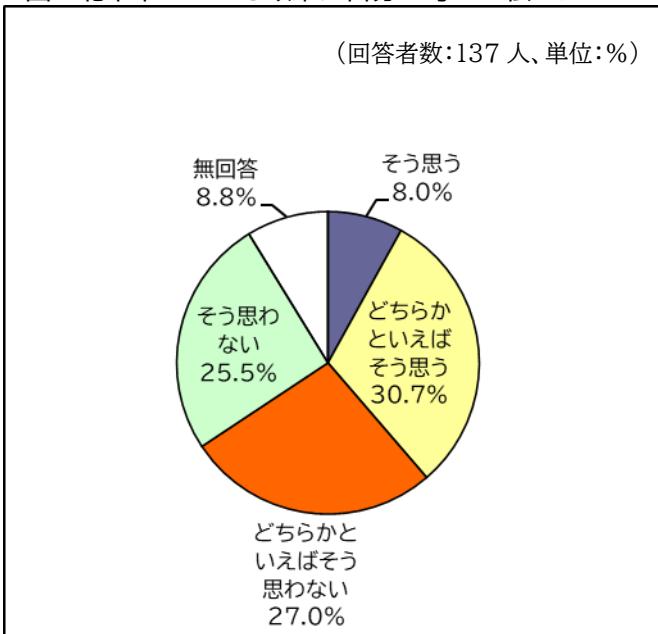
①北本市のこども政策に自分の考えを伝えたいか

北本市のこども政策に自分の考えを伝えたいかについては、「そう思う」が8.0%、「どちらかといえばそう思う」が30.7%であり、これらを合わせると38.7%が“そう思う・どちらかといえばそう思う”と回答しています

一方、「どちらかといえばそう思わない」が27.0%、「そう思わない」が25.5%であり、これらを合わせると52.5%が“どちらかといえばそう思わない・そう思わない”と回答しています。

図 北本市のこども政策に自分の考えを伝えたいか

(回答者数:137人、単位:%)

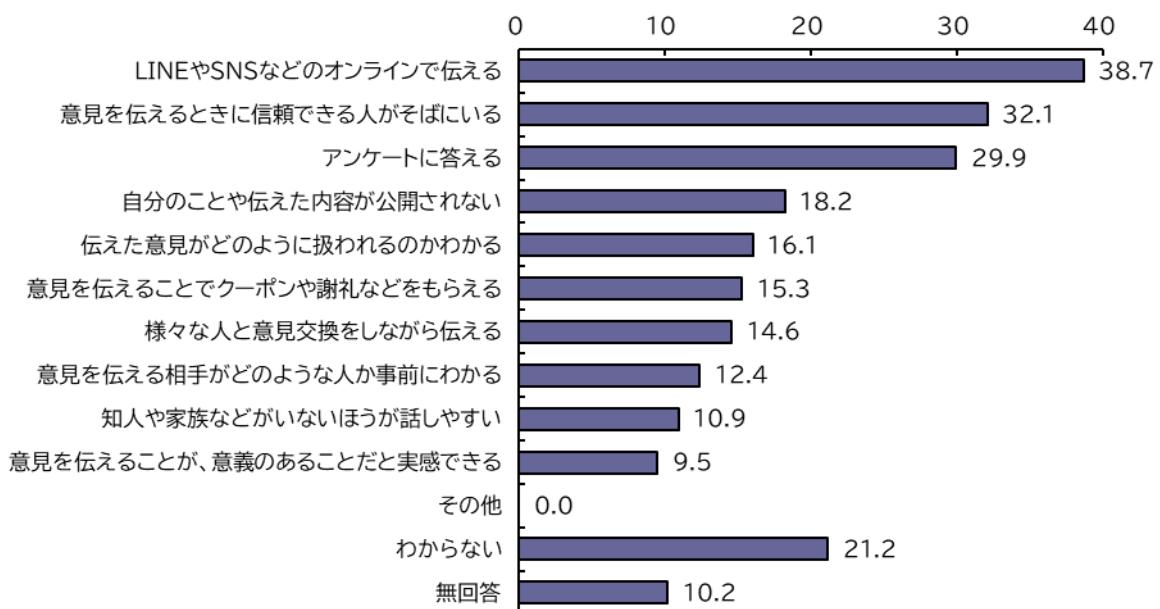


②北本市に意見を伝えやすくなるための方法

北本市に意見を伝えやすくなるための方法については、「LINEやSNSなどのオンラインで伝える」が38.7%で最も多く、次いで「意見を伝えるときに信頼できる人がそばにいる」が32.1%、「アンケートに答える」が29.9%で続いています。

図 北本市に意見を伝えやすくなるための方法（複数回答）

(回答者数:137人、単位:%)



第3章 評価と課題

1 児童数の推移における計画値と実績値の比較

①就学前児童（0～5歳）

計画値は児童数が年々減少するものとして見込みましたが、実績値は令和4年度と令和5年度において増加したため、令和4年度以降は計画値と実績値の乖離が大きくなりました。

各年4月1日現在、単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値	2,384	2,276	2,218	2,112	2,039
②実績値	2,414	2,310	2,359	2,315	2,242
①-②	▲ 30	▲ 34	▲ 141	▲ 203	▲ 203

②小学生（6～11歳）

計画値も実績値もともに減少していますが、実績値は計画値よりも減少幅が小さく、令和4年度以降、計画値と実績値の乖離が大きくなっています。

各年4月1日現在、単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値	2,763	2,688	2,584	2,561	2,511
②実績値	2,766	2,708	2,626	2,638	2,590
①-②	▲ 3	▲ 20	▲ 42	▲ 77	▲ 79

2 教育・保育の量の見込みにおける計画値と実績値の比較

■認定区分の定義

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育認定のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
2号認定（教育）	満3歳以上で教育認定を受け、保育認定により預かり保育を利用する就学前子ども	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
2号認定（保育）	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	保育所（園） 認定こども園（保育所機能）
3号認定	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	保育所（園） 認定こども園（保育所機能） 小規模保育等

■計画値及び実績値

各年4月1日現在、単位：人

教育・保育 提供区域 市全域	令和2年度					令和5年度				
	1号認定		2号認定		3号認定	1号認定		2号認定		3号認定
	3-5歳		3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳		0歳	
	教育	教育	保育	保育			教育	教育	保育	保育
①計画値 (量の見込み)	655	134	512	51	343	579	118	452	49	322
②実績値	595	145	514	38	306	448	167	574	47	338
①-②	60	▲11	▲2	13	37	131	▲49	▲122	2	▲16

■進捗状況

区分	進捗状況
1号認定	計画値は年々減少するものとして見込んだところ、実績値は減少傾向で、計画値を下回って推移しました。
2号認定（教育）	計画値は年々減少するものとして見込んだところ、実績値は増加傾向で、計画値を上回って推移しました。
2号認定（保育）	計画値は年々減少するものとして見込んだところ、実績値は増加傾向で、計画値を上回って推移しました。
3号認定（0歳）	計画値はほぼ横ばいで見込んだところ、令和4年度までは増加傾向で推移し、令和5年度から横ばいで推移した結果、計画値とほぼ同じ水準となっています。
3号認定（1-2歳）	計画値は需要の増加を踏まえ、児童数の減少スピードよりも緩やかに減少していくものと見込んだところ、増加傾向で推移し、令和5年度以降は実績値が計画値を上回って推移しました。

3 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みに対する実績値

地域子ども・子育て支援事業については、量の見込みに対して概ね確保方策できている状況です。量の見込みと実勢が乖離している事業等が見受けられるため、この計画にあっては、地域の実情に合った見込みを立てる必要があります。

計画値及び実績値の比較

事業名		単位	令和2年度 実績	令和5年度 実績	進捗状況
利用者支援事業（か所）	か所	1	2		
延長保育事業	人 (実人数)	347	377	○	令和4年度から増加傾向に転じ、計画値を上回って推移
実費徴収に係る補足給付を行う事業	人 (年間を通じた実人数)	105	96	○	計画値を上回って推移
多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	(取組の有無)	○	○	○	保育需要の増加に対応するため、幼稚園の認定こども園への移行(1園)や小規模保育事業(1か所)の開設支援を行うとともに、市単独事業として、個別支援が必要な子どもを受け入れるために必要な職員の加配に対する補助事業を実施
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	低学年 高学年	人 (実人数)	403 250	504 295	低学年については計画値を上回って推移したが、高学年は計画値を下回って推移
子育て短期支援事業	人日 (年間利用日数)	0	0	○	利用者はいなかった
乳児家庭全戸訪問事業	人 (年間延べ人数)	267	286		
養育支援訪問事業	人 (実人数)	81	73		
地域子育て支援拠点事業	人 (月当たり 延べ利用者 数)	641	1,943	○	計画値を上回って推移したが、市内5か所で実施し、すべて受け入れた
一時預かり事業	幼稚園在園時	人 (年間延べ 利用者数)	10,018	8,624	計画値は、2か所での実施で見込んだところ、7か所での実施となり、計画値を上回って推移
	幼稚園以外		423	1,287	実績値は増加傾向で推移し、令和4年度から計画値を上回って推移
病児・病後児保育事業	人 (年間延べ 利用者数)	202	564	○	増加傾向で推移し、令和3年度から計画値を上回って推移
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	人 (年間延べ 利用者数)	312	260	○	計画値を下回って推移
妊婦健康診査事業	人 (年間延べ人数)	4,052	3,386		

4 施策の評価及び課題

施策目標1 子どもの権利を守り、子どもが健やかに育つまち

【評価と課題】

埼玉県中央児童相談所に連絡のあった児童虐待通告対応件数は、北本市管内においては年間150件程度で推移しています。児童相談と母子保健の更なる連携のために「こども家庭センター」を設置するなど虐待防止対策を図ってきましたが、これまで以上に虐待防止対策や関係機関等の連携を図っていくことが求められています。

障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなどが、それぞれの特性や発達に応じて、就学前教育・保育を受けられる体制を整えるとともに、福祉サービスの提供等を通じて、障がい児とその保護者等に対する支援を推進する必要があります。

ヤングケアラーに関するアンケート結果においては、家族の世話をしていることへの負担感として精神面を挙げている子どもが一定数いますので、今後、子どもの周囲にいる大人が早期に発見し、関係機関が連携して支援する必要があります。

本市では、「北本市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るための仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現するための取組を行っていますが、更に子どもの権利に関する普及啓発を行うとともに、子どもを虐待などから守り、社会変化に伴う多様な困難を抱える子どもを支援していく必要があります。

施策目標2 子どもがたくましく心豊かに育つまち

【評価と課題】

学校教育の充実、家庭教育の充実など、子どもの健全育成に向けた取組を推進し、子どもの意識と生活に関するアンケート結果において、子どもが安心できる居場所として「学校」、「自宅など」が多くを占めましたが、一方で、子どもが安心できる居場所の数が少ない状況となっています。

引き続き、教育環境を充実させるとともに、すべての子どもが年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

施策目標3 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまち

【評価と課題】

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援を充実させる必要があります。また、ニーズに応じた子育て支援に関する情報発信や相談体制を整備する必要があります。

ニーズ調査において、子どもに関して食事や栄養に関する悩みが多く、意見が挙がりました。家庭で健全な食生活が営めるよう支援します。

ニーズ調査及び子どもの意識と生活に関するアンケートでは、犯罪、交通安全など、安全に暮らせる環境の整備に関する意見がありましたので、今後も更に、子どもや親が安心して生活ができるよう、安心・安全な暮らしができるまちづくりを進める必要があります。

施策目標4 子育てと仕事を両立できるまち

【評価と課題】

就学前児童は減少傾向にある中、共働き世帯及び母親のフルタイム就労の割合の増加に伴い、保育所等利用申請者が増加し、利用児童数も増加傾向で推移しました。

増加する保育ニーズに対応するため、既存資源の活用や保育施設等の整備等を進めてきましたが、保育施設等の待機児童数は、令和6年4月現在で、32人でした。

今後も少子化傾向が継続していく中で、保育ニーズの高まりは継続していくものと考えられます。この両方を勘案し、就学前教育・保育のニーズの見極めにより、量の見込みや確保の方策を検討し、必要な施設等を利用できるよう計画を立案して、待機児童を早期に解消する必要があります。

また、安心して子どもを預けられる保育施設となるよう、多様なニーズに対応した保育の体制を整えるため、保育人材の確保に取り組む必要があります。

施策目標5 地域で支え合い子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

【評価と課題】

地域子育て支援拠点における子育て支援をはじめ、様々な子育て支援施策を行ってきましたが、ニーズ調査において、子育てに関する孤立感が「ある」または「ときどきある」と感じる保護者が約半数いますので、育児の孤立を解消するため、親子が気軽に集まり、交流・相談できる場を確保する必要があります。

また、子育て支援に関して、子育てに係る経済的負担が大きいことがわかりますので、様々な支援制度などを活用して、子育てや教育への経済的支援を推進し、これまで以上に、子育て支援の情報提供や、必要に応じ相談・助言等、そして、関係機関との連絡調整等を行うことが求められます。

子どもの意識と生活に関するアンケートの中で、悩みや不安に感じていることとして、仕事と子育ての両立が困難と考えている人がいますので、相談支援事業等の充実を図る必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

子ども・子育て支援法では、“子どもの最善の利益”が実現される社会をめざすことを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を実施することとしています。

また、こども基本法第1条では、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し（中略）」とうたわれています。

一人ひとりのこどもが健やかに育つには、こどもが1日の大半を過ごす就学前教育・保育の場は、こどもの成長に重要な役割を果たす場であり、適切な環境整備が求められています。

また、核家族化や地域における人間関係の希薄化などにより、孤立しがちな子育て家庭を支援し、子育て環境を整えることが求められています。

こうしたことから、本計画の基本理念を「すべてのこどもが健やかに育ち輝くまち きたもと」と掲げ、一人ひとりのこどもが年齢等に応じた多様な遊びや体験の機会を通じて、自らを大切にし他者を思いやる心など互いを認め合う豊かな人間性を育み、次代を担う自立した大人に育っていくことを目指します。

すべてのこどもが健やかに育ち輝くまち きたもと

2 基本目標

(1) 子どもを権利の主体として尊重し、尊厳を守るまち

すべての子どもが権利の主体として尊重され、人としての尊厳が守られるることを社会全体で共有し、子どもが意見を表明しやすい環境整備と意識の醸成を図ります。

障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、個別に支援が必要な子どもの特性や成長に合わせた支援を実施していくため、就学前教育・保育を受けられる体制整備の構築や充実を図ります。

また、障がいなど様々な配慮を必要とする子どもや家庭に対し、きめ細かなサービスを推進するとともに、支援に向けた関係機関の連携を図ります。

自殺の危機要因となる様々な問題に対応することと併せて、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、生きることの包括的な支援をします。

(2) 子どもが自分らしく心豊かに育つまち

次代の担い手である子どもが、活気にあふれた集団生活を送り、社会性を身につけ、「生きる力」を育むことができるよう、子ども一人ひとりの成長に合わせた教育環境の整備と、幼稚園・保育所・小学校・中学校間でのつながりのある教育のしくみづくりを進めます。

教育は、子どもの生活全体の中で進めていくことが大切であることから、学校や家庭、地域が子どもを健全に育てる力の向上を促進します。

また、子どもの様々な体験・交流を促進し、豊かな感受性を育むとともに、多様な子どもの居場所づくりを推進します。

(3) 子どもと子育て当事者が安心・安全に暮らせるまち

子どもが地域の中で健やかに育っていくためには、子どもや親が安心して活動できるような、生活環境が必要です。

そのため、子育ち・子育てに配慮した良好な住環境の確保に努めるとともに、子どもが安全に過ごせる都市環境づくりを推進するとともに、子どもが交通事故や犯罪などに巻き込まれないための地域の安全・防犯体制づくりや、安全・防犯などに有効な情報の速やかな発信に取り組みます。

また、子どもが健やかに生まれ、成長していくよう、今後もこれまで推進してきた母子保健施策を継承しながら、市民や関係機関が一体となって、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを推進します。

(4) 子育てと仕事を両立できるまち

共働き世帯の増加や働き方の多様化により、低年齢のうちから保育施設利用のニーズが高まっている状況から、通常保育では対応できない多様なニーズに対応する保育サー

ビスの充実を図るとともに、待機児童の解消を図るため、特に0歳から2歳までの低年齢児の保育を行う施設の整備を促進し、受入れ体制の確保に努めます。

女性、男性の性別を問わず、すべての人が仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス意識の啓発に努めます。

また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を変え、働きやすい環境づくりを国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に進めていきます。

(5) 地域で支え合い、子どもと子育て当事者をみんなで応援するまち

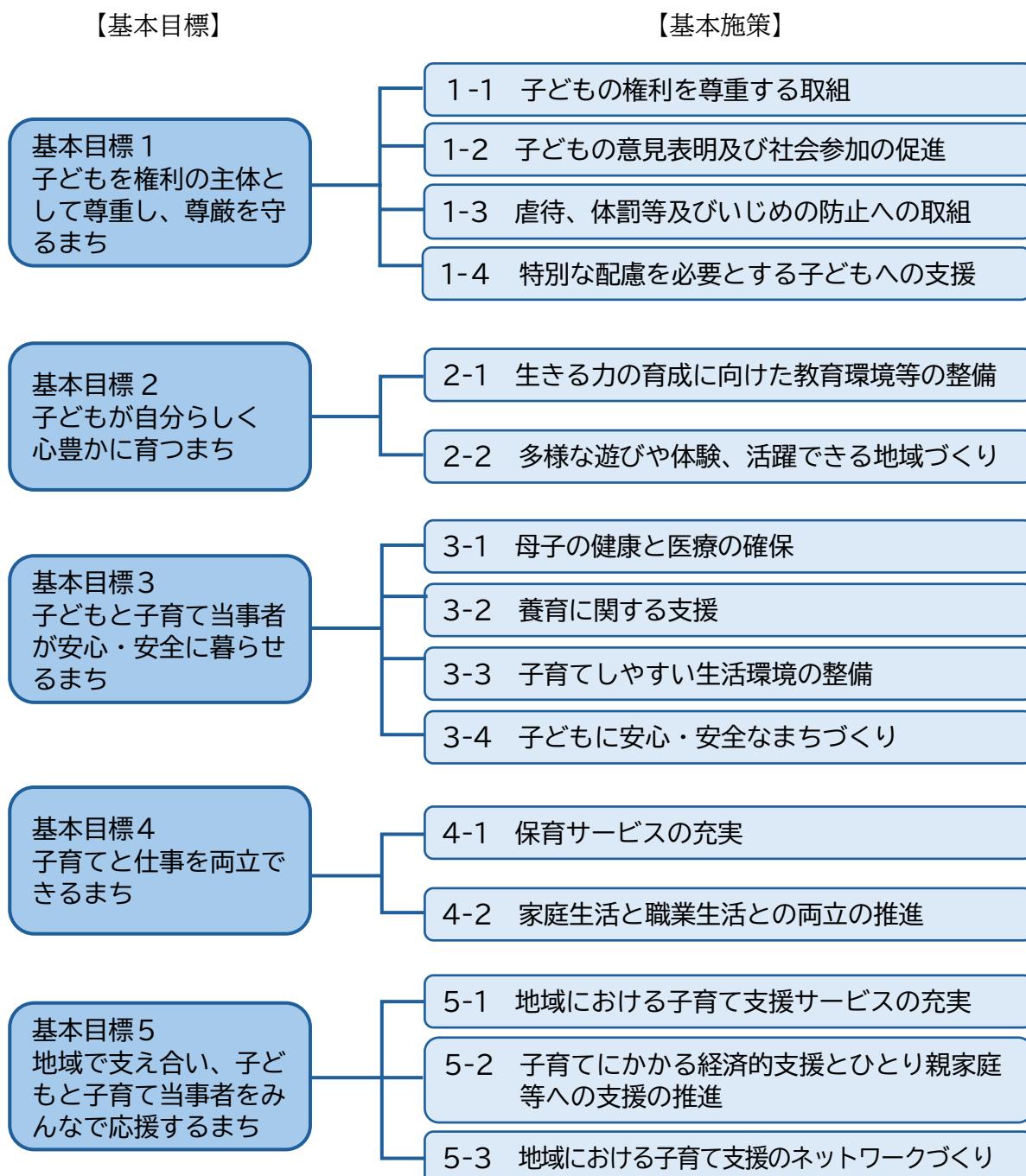
子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供し、子育てを社会全体で支えていくためには、まず、自分たちの地域において子育てを支援していくための仕組みづくりが必要です。

そのため、地域子育て支援センターなどを中心として地域における子育て支援のネットワークづくりやサービスの充実に努めます。

また、貧困及び貧困の連鎖によって子どもの将来が閉ざされることがないよう、相談支援、経済的支援及び教育支援の充実を図るとともに、居場所づくりを推進します。

ひとり親家庭や、養育力の向上を必要とする家庭など、支援を必要とする家庭への支援の充実に努めます。

3 施策の体系



第5章 総合的な施策の展開

基本目標 1 子どもを権利の主体として尊重し、尊厳を守るまち

1-1 子どもの権利を尊重する取組

(1) 市民に対する周知啓発

市民が、子どもの権利について内容を正しく理解し、子どもがその権利を適切に行使できるよう、こども基本法や子どもの権利に関する条例等について、広く周知啓発を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	子どもの権利に関する普及啓発事業	子どもの権利に関するパンフレットの作成や市ホームページの作成などを行い、子どもの権利に関する普及啓発に向けた取組を推進します。	—	子育て支援課
②	「きたもと子どもの権利の日」に伴う事業の実施	「きたもと子どもの権利の日」に合わせて、条例の目的にふさわしい事業を実施します。	年 1 回実施	子育て支援課
③	きたもと子育て応援ガイドブック作成事業（子どもの権利の周知）	「きたもと子育て応援ガイドブック」において、子どもの権利に関する事項を掲載し、条例の普及啓発に努めます。	配布部数 7,000 部	子育て支援課
④	子どもの権利に関する学習会の支援	「市役所出前講座」に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣し、条例の普及啓発に努めます。	—	子育て支援課

(2) 子どもに対する周知啓発

こども基本法や子どもの権利に関する条例等についての啓発に取り組むことにより、子どもが権利の主体であることを広く周知します。また、子ども自身が、子どもの権利の内容について正しく理解し、その権利が侵害された場合等には、速やかに相談することができるよう、条例や相談窓口について、広く周知啓発を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	子どもに対する「子どもの権利に関する条例」の普及啓発	子どもの権利に関する条例の子ども向けのパンフレットなどを作成・配布し、条例の周知を図ります。	—	子育て支援課

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
②	子どもの権利相談に関する普及啓発事業	子どもの権利に関するリーフレットの作成や市ホームページの作成、子ども向け携帯カード、子どもの権利相談通信などを作成、配布し、子どもの権利相談に関する普及啓発に向けた取組を推進します。	—	人権推進課
③	人権教育授業の充実	人権教育の中で子どもの権利を意識した指導計画を立て、計画的に児童・生徒の人権感覚の育成に努めます。	発達段階に応じた計画的な指導の実施	学校教育課

(3) 支援者等に対する周知啓発

市役所職員や学校の教職員に対して、こども基本法や子どもの権利に関する条例等の内容を正しく理解してもらうため、子どもの権利に関するテーマを加えた研修を実施します。

また、市内の様々な子育て関連機関・団体が集まる会議等の中で、子どもの権利に関するテーマの研修を行い、子育て関連機関の職員等に対してこども基本法や子どもの権利に関する条例等の周知啓発に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	職員研修の充実	市職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。	年 2 回実施	総務課 子育て支援課
②	教職員研修の充実	子どもの権利を意識した教職員研修を計画的に実施します。	学校人権教育推進委員会 を年 2 回実施	学校教育課
③	こども応援ネットワーク会議への参加	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援などを行う民間団体などが参加することも応援ネットワーク会議に参加し、条例等について周知等を行います。	年 1 回周知	人権推進課 子育て支援課
④	民生委員・児童委員活動の充実	北本市民生委員・児童委員協議会の会議・研修会等において、子どもの権利に関するテーマを加えて実施します。	年 1 回周知	共生福祉課 子育て支援課
⑤	(再掲) 子どもの権利に関する学習会の支援	「市役所出前講座」に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣し、条例の普及啓発に努めます。	—	子育て支援課
⑥	子ども家庭総合支援会議	子育て関連施設が集まる会議において、子どもの権利に関する条例の周知啓発を行います。	年 1 回周知	子育て支援課

(4) 子どもの権利の侵害の防止と擁護・救済に向けた取組

子どもの権利と相談窓口について周知啓発を行い、子どもの権利の侵害の防止と擁護・救済に向けた取組を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	子どもの権利擁護委員の設置	子どもの権利擁護委員を設置し、子どもの権利に関する相談を受け付けます。また、子どもの権利が侵害された場合の救済申立てを受け付け、必要な調査、関係機関等との調整などを行い、子どもの権利の擁護・救済を行います。 子どもの権利擁護相談に関する普及啓発を行います。	—	人権推進課
②	子どもの権利に関する相談の充実	子どもの権利相談員を配置し、子どもの権利に関する相談を受け付け、子どもに寄り添った対応をします。	—	人権推進課
③	子どもの権利相談に関する普及啓発事業	子どもの権利に関するリーフレットの作成や市ホームページの作成、子ども向け携帯カード、子どもの権利相談通信などを作成、配布し、子どもの権利相談に関する普及啓発に向けた取組を推進します。	—	人権推進課
④	子どもの権利の相談・救済に関する学習会の支援	「市役所出前講座」に子どもの権利の相談・救済に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣し、権利相談に関する普及啓発に努めます。	—	人権推進課
⑤	こども応援ネットワーク会議との連携	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。	—	人権推進課 共生福祉課 子育て支援課
⑥	(再掲)民生委員・児童委員活動の充実	北本市民生委員・児童委員協議会の会議・研修会等において、子どもの権利に関するテーマを加えて実施します。	年 1 回周知	共生福祉課 子育て支援課
⑦	重層的支援体制整備事業	子育て世帯を含め複数の分野にまたがる課題を抱えている世帯に対し、支援機関等と連携し、課題の解きほぐしや、必要なサービスにつながるよう支援します。	重層的支援会議開催回数 年 6 回	共生福祉課

1-2 子どもの意見表明及び社会参加の促進

(1) 子どもの意見表明の機会の確保

子どもに必要な情報を事前に提供し、意見表明しやすくなるよう配慮し、子どもが意見表明する機会の確保及び環境整備、子どもの意見の反映に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	「子どもの権利委員会」への参加	子どもの権利委員会に子どもや若者に参加してもらうことで、子どもや若者の意見表明の場を確保し、政策への反映に努めます。	子ども・若者 1人以上参加	子育て支援課
②	「きたもと子ども会議」の設置	子どもが主体となる「きたもと子ども会議」を設置し、市の施策について子どもに意見を求めることで、子どもの意見表明の場の確保に努めます。	会議開催回数 年1回以上	子育て支援課
③	庁内推進体制の充実	子どもの意見表明の機会の確保を全庁的に進めるため、市が子どもに関係する施策等を策定する際は、子どもの意見表明の機会を確保し、施策等への反映に努めるよう職員に周知します。	年1回周知	子育て支援課
④	生徒会活動・児童会活動の充実	よりよい学級・学校生活をつくるために、児童生徒の思いや願いを反映できる場の確保に努めます。	小学校:代表委員会を学期1回実施 中学校:生徒総会を年1回実施	学校教育課

(2) 子どもの社会参加の機会の確保

ボランティア活動や国際交流活動など、子どもたちが社会参加する機会の確保に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	ボランティアセンター事業	社会福祉協議会が実施するボランティア相談や、ボランティアしたい人とボランティアしてもらいたい人を結ぶマッチングなどを通じて、ボランティア活動を推進します。	ボランティア相談の実施 ボランティアセンターだよりの発行 年2回発行	共生福祉課
②	(再掲) 「子どもの権利委員会」への参加	子どもの権利委員会に子どもや若者に参加してもらうことで、子どもや若者の意見表明の場を確保し、政策への反映に努めます。	子ども・若者 1人以上参加	子育て支援課
③	国際交流活動の推進	国際交流ラウンジ委員会において、外国人に日本語を教え、外国人は自分の国を紹介し、国際理解、国際交流を深めます。また、外国語の学習会を開催し、外国語の普及に努めます。	学習会 年4回開催	生涯学習課

1-3 虐待、体罰等及びいじめの防止への取組

(1) 児童虐待防止に向けた取組

児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の防止と早期発見・対応に向けた取組を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	児童虐待に対する適切な対応	児童虐待に関する通告（その疑いがあった場合の情報提供を含む）があった場合には、児童相談所等の関係機関と連携し、速やかに児童の安全確認と早期対応を図ります。また、要保護児童対策地域協議会※（代表者会議及び実務者会議）を適切に運営し、関係機関と連携して児童の適切な支援に努めます。	要保護児童対策地域協議会実務者会議開催回数 年4回	子育て支援課
②	児童虐待防止に向けた啓発活動	きたもと子育て応援ガイドブック等において児童虐待防止に関する内容を掲載するとともに、市民や子ども、子ども関係施設に児童虐待防止に関する啓発品等を配布して、事業の周知と相談・連絡先に関する周知を図ります。	周知機関数 年130機関	子育て支援課
③	児童虐待安全確認等対応職員の資質向上	児童虐待に関する各種研修に参加し、職員の資質向上に努めるとともに、必要な職員を配置して組織的な対応に努めます。	—	子育て支援課
④	子育て短期支援事業 (p.90 参照)	保護者の入院や育児疲れ、出張などの様々な理由により、一時的に家庭で子どもの養育が困難になったときに、児童養護施設等での一時預かりを行います。	提供体制 2人	子育て支援課
⑤	親子関係形成支援事業 (p.94 参照)	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的として、子どもの発達の状況等に応じた支援を行います。	提供体制 12人	子育て支援課
⑥	公立保育所長会議	月1回公立保育所の所長会議を実施して、育児情報の共有を図り、共通認識をもち、日々の保育の中で虐待を発見していきます。	公立保育所における虐待発生件数 0件	保育課

* 「要保護児童対策地域協議会」とは、要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関であり、児童福祉法により、地方公共団体はその設置に努めることとされています。また、ここでいう「要保護児童」とは、児童福祉法に基づいて保護的支援を必要とする児童を指し、保護者がいない、または保護者に監護させることが不適当であると認められる、虐待を受けている、非行や情緒障害がある、身体的・精神的障害が認められる、行動に問題のある等の子どもで、年齢は18歳未満となっています。

(2) いじめや体罰等の防止に向けた取組

学校等の関係機関と連携し、いじめや体罰等の防止と早期発見・対応に向けた取組を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	生徒指導対応業務	「北本市いじめ防止対策推進条例」及び「北本市いじめ防止基本方針」に基づき、学校が主体となって取り組み、場合によって警察や児童相談所等の関係機関と連携し、いじめの防止・早期発見、いじめ発生時の適切な初期対応を図るとともに、いじめ重大事態が発生した際には、北本市いじめ問題調査委員会を設置し、いじめ重大事態に係る事実関係について調査審議します。	—	学校教育課
②	(再掲) 人権教育授業の充実	人権教育の中で子どもの権利を意識した指導計画を立て、計画的に児童・生徒の人権感覚の育成に努めます。	発達段階に応じた計画的な指導の実施	学校教育課
③	青少年指導委員巡回指導・連絡調整会議運営事業	青少年指導委員が市内8地域の巡回指導を行います。また、連絡調整会議を行い、巡回指導の際に聞き取った内容や防犯上留意すべき場所、各コミュニティの状況、中学生の生徒指導上の課題などの情報交換及び情報共有を行います。	—	生涯学習課
④	学校管理事務研修の実施	学校管理に関する研修において、教職員の不祥事や不適切な指導の防止に向けた研修を行います。	年1回実施	学校教育課

1-4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

(1) 障がい児福祉施策の推進

障がい児等への福祉サービスの提供等を通じて、障がい児とその保護者等に対する支援を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	重度障がい者に対する手当、助成	重度心身障害者医療費、在宅重度心身障害者手当及び障害児福祉手当の支給事業、特別児童扶養手当の受付業務を行います。	—	障がい福祉課
②	障がい者等の日常生活の支援	日常生活用具給付、移動支援、福祉タクシー等補助、日中一時支援、生活サポート及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付を行います。	—	障がい福祉課
③	相談支援事業	障がいがある子どもやその保護者、介護者などからの相談に応じ、電話、訪問等により、必要な情報の提供等の支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。	—	障がい福祉課
④	難聴児等補聴器購入助成事業	両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児等に対し、補聴器購入費及び修理費を助成します。	—	障がい福祉課
⑤	障害児学童保育室管理運営事業	障がいのある子どもの放課後及び長期休業中の生活の場を提供することにより、児童の生活能力の向上と社会との交流の促進を図ります。	障害児学童保育室の待機児童数 0人	障がい福祉課
⑥	自立支援給付サービス等事業	申請により本人等の状況を調査の上、支給決定を行い、障害福祉サービスを提供します。	—	障がい福祉課
⑦	発達障がい者等に対する支援	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム ^{※1} やペアレントトレーニング ^{※2} 等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築します。	—	障がい福祉課 子育て支援課 保育課
⑧	障害者差別解消法に関する周知啓発	障がいのある子どもへの合理的配慮 ^{※3} について、市ホームページ等で周知啓発を行います。	—	障がい福祉課
⑨	障がい児保育	発達に心配のある子どもや障がいのある子どもが地域で健やかに育つよう、教育・保育施設での受入促進を図ります。	障がい児保育の待機児童数 0人	保育課
⑩	保育所における医療的ケア児への対応	人員体制など医療的ケア児の受け入れに必要となる体制を整備します。	実施個所 1か所	保育課
⑪	児童発達支援センター管理運営事業	日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。	—	保育課

※1 「ペアレントプログラム」とは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけること、子育ての仲間を見つける機会とすることを目的としたプログラムのことです。

※2 「ペアレントトレーニング」とは、ペアレントプログラムの具体的な内容として、就学前と学齢期の子どもの行動的な問題である、攻撃的、活動的すぎる、かんしゃく、指示に従えないといったことを改善するための関わり方を学ぶトレーニングのことです。

※3 「合理的配慮」とは、障がい者の日常生活や社会生活において障壁となるような社会の中の事物、制度、慣行、観念などのあらゆる社会的障壁を除去するために、個別のニーズに応じて行われる、必要かつ適当な変更及び調整で、かつ、不均衡・過度な負担がないもののことです。

(2) ヤングケアラーへの支援

子どもがヤングケアラーについての知識を持ち、自ら相談できる環境を整備するとともに、学校、福祉事業者など子どもの周囲にいる大人が早期に発見し、関係機関が連携して支援できるよう、体制を整備します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	ヤングケアラーに関する啓発	ヤングケアラーの状態になっている子どもが自らの状態に気づき、大人はヤングケアラーの状態になっている子どもを早期に発見できるよう、広報紙やホームページに掲載し、ヤングケアラーに関する啓発を行います。	ヤングケアラー月間時にパネル展を開催	共生福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課
②	ヤングケアラーを早期把握できる環境の整備	子どもの周囲に日常的にいる大人の気づきの感度を上げ、ヤングケアラーを早期に発見し必要な支援につなげられるよう、相談支援スキルの向上を図ります。	研修参加回数 年 1 回	共生福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課
③	関係機関の連携によるヤングケアラーワークの推進	ヤングケアラーの状態にある子どもを各関係機関が連携して支援に取り組みます。	事例勉強会 年 1 回	共生福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課
④	(再掲) 重層的支援体制整備事業	子育て世帯を含め複数の分野にまたがる課題を抱えている世帯に対し、支援機関等と連携し、課題の解きほぐしや、必要なサービスにつながるよう支援します。	重層的支援会議開催回数 6 回	共生福祉課

(3) 様々な環境にある子どもたちや家庭への支援

子どもの置かれた環境等によって子どもが不利益を受けることがないよう、支援します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	LGBTQ(性的マイノリティ)への支援	LGBTQ への理解促進のため、ホームページ及び男女共同参画コーナーにおいて多様な性のあり方について情報を提供します。	—	人権推進課
②	(再掲) 重層的支援体制整備事業	子育て世帯を含め複数の分野にまたがる課題を抱えている世帯に対し、支援機関等と連携し、課題の解きほぐしや、必要なサービスにつながるよう支援します。	重層的支援会議開催回数 年 6 回	共生福祉課
③	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児に対する支援を行います。	相談支援専門員等の配置を促進	障がい福祉課
④	こども家庭センター業務	妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。	合同ケース会議の開催回数 年 12 回	子育て支援課 健康づくり課

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
⑤	就学支援	北本市就学支援委員会の組織運営を通して、本人または保護者の希望と本人の実態に合った就学先の決定を行うとともに、関係各課と連携しながら、未就学児の保護者に対して、就学情報の提供や早期からの就学相談を実施し、安心して就学を迎えるよう支援します。	就学支援委員会 年 5 回実施	学校教育課
⑥	特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒に対する適切な教育が行われるように、市内各小・中学校に「特別支援学級」を設置するとともに、各校に特別支援教育支援員を配置し、児童・生徒への支援の充実を図ります。	特別支援教育支援員 各教室 1 人以上配 置	学校教育課
⑦	教育相談	学校生活や友達関係（不登校、いじめ、情緒不安定、非行問題など）等、子どもの成長に関わる様々な悩み、不安等の教育相談を行います。	—	学校教育課
⑧	ほっとルーム	中学校にはっとルーム（学習支援室）を設置し、不登校や集団での学習が苦手な子どもへの学習を保障します。	各中学校に設置	学校教育課
⑨	奨学金給付事業	意欲と能力がある者が、経済的理由により進学を断念することなく大学等での修学の機会を得られるよう、返済不要の奨学金を支給します。	—	学校教育課

基本目標 2

子どもが自分らしく心豊かに育つまち

2-1 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

(1) 地域に開かれた特色ある学校づくり

家庭や地域とともに児童生徒を育てていくという視点に立って、学校の教育活動について家庭や地域社会に情報提供を行い、保護者や地域の人々との意思疎通を十分に図り、学校への理解を促進します。

そのため、保護者や地域の人々の支援を積極的に受け入れるとともに、児童生徒を含めた地域住民が遊びやその他のスポーツ・文化活動等を行う場として活用できるよう、校庭、体育館、図書館、コンピューター教室等の学校施設を積極的に開放します。

また、きめ細やかな指導や、学習指導方法の改善、学校施設・設備の整備などにより、学力の向上とともに、心も体も健やかに育つ環境を整えていきます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	学習指導方法改善の研究委嘱事業	各教科等の指導方法の改善のための実践的教育研究を委嘱します。	市内全校に研究を委嘱	学校教育課
②	先進的教育の研究奨励	教員の資質・指導力の向上を目指した個人研究を奨励します。	研修会 年3回以上実施 (学びジョン等の実施)	学校教育課
③	学校図書館指導員配置	市内全小・中学校へ学校図書館指導員を配置し、あたたかみのある図書館の創造及び学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を教職員と共に進めます。	各校に1人配置	学校教育課
④	教育センター運営事業	不登校をはじめとする様々な悩みや不安を抱える児童生徒及び保護者への教育相談やカウンセリングを行います。	相談窓口開設	学校教育課 (教育センター)
⑤	教育振興備品の整備・充実	図書及び教科等の備品の購入により、小・中学校における学校図書館蔵書、各教科等教育振興備品の整備・充実を図ります。	—	教育総務課
⑥	学校教育活動全体を通した読書指導の推進	公立の図書館と連携するなど学校図書館資料の整理と充実を図ります。また、読み聞かせやブックトークを実施し、読書活動の充実を図ります。	多様な読書活動の推進とその成果を報告する場の設定 (計画的な報告会の実施)	学校教育課
⑦	中学校における「学校選択制」の実施	中学校入学時に学区以外の中学校進学を希望する児童に対し、要件を満たす場合に学校選択が可能になるよう学校選択制を実施します。	学校選択制を適切に実施	学校教育課
⑧	地域との連携、中学校への外部指導者派遣事業の推進	地域の人材の専門性を活用し、生徒の多様なニーズに対応した部活動の充実や保健体育科における武道の授業において、経験豊かな外部の専門的指導者を活用し基礎基本の定着と安全管理の徹底を図ります。	市内中学校4校への外部指導者(剣道)等の活用	学校教育課
⑨	環境教育の充実	環境教育副読本等を活用した環境教育を推進します。また、学校におけるSDGsに関する指導等、循環型環境教育を推進します。	市内全校で教科横断的な環境教育を年1回以上実施	学校教育課
⑩	学習指導方法改善	児童生徒の実態に応じたきめ細やかな学習指導法を授業訪問により支援します。	市教委による訪問 年1回実施	学校教育課

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
⑪	小学校での体験農業	全小学校において、地域と連携した体験農業の推進を図ります。	各校の実態に合わせて実施	学校教育課
⑫	体力向上推進事業	体力向上推進委員会及び研究発表会等を通して、体力向上活動の充実を図ります。	授業研究会 年 2 回実施	学校教育課
⑬	国際理解教育の推進	英語教育の充実、小学校での外国語・外国語活動の推進などを通し、国際社会の一員として行動できる児童生徒を育成します。	イングリッシュ・サマー・プログラム 年 1 回実施	学校教育課
⑭	情報教育の推進	コンピューター活用能力の向上を図り、情報を主体的に選択するなど情報通信技術(ICT)の進展に対応できる能力と態度を育成します。	授業内での ICT 端末の活用、情報モラル教育の計画的な実施	学校教育課
⑮	福祉教育の推進	福祉社会の実現を目指し、ともに豊かに生きていこうとする力や、社会福祉に関する問題を理解し、解決する力を身につけます。	小・中学校における社会福祉に係る体験的活動の実施	学校教育課
⑯	キャリア教育・進路指導の充実	自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、自分の意思と責任で主体的に進路を選択することができるよう、指導を充実します。	職場体験を全中学校で実施、職員の研修を年 1 回実施	学校教育課
⑰	学校体育施設開放事業	各小中学校の屋内運動場（体育館等）や校庭（グラウンド等）を利用する団体で構成された運営委員会やその集合体である学校開放連絡協議会を通じて、学校体育施設の適正利用を促し、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を作ります。	全小・中学校で実施	生涯学習課

(2) 心や命の大切さを学ぶための環境づくり

次代の親となる子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むために、保育所での中学生等と保育児童とのふれあい体験などを通じて、家庭の大切さや子どもを生み育てるこの意義を理解し、将来の子育てにつながる取り組みを推進します。

また、道徳教育や福祉ボランティア活動により、他の人の思いやることのできる優しい心の育成を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	公立保育所での地域交流の実施	市内の各中学校との交流事業や園庭開放事業の実施により、中学生や地域の方を保育所に受け入れ、一緒に遊んだり、時間を一緒に過ごす中のふれあいを推進します。	全園で実施	保育課
②	中学校での福祉施設訪問による福祉体験の推進	特別活動や総合的な学習の時間の職場体験・福祉体験として実施します。	職場体験を全中学校で実施	学校教育課
③	福祉・交流教育の推進	地域や施設において、高齢者や障がいがある子どもとの交流を図ります。	小・中学校における高齢者福祉に係る体験的活動や支援籍学習の実施	学校教育課
④	自殺防止対策の推進	精神保健に関する市民向け講座や精神科医によるこころの相談、保健師による随時相談、自殺予防街頭キャンペーン・ホームページで行えるメンタルヘルスチェック、暮らしとこころの総合相談会、関係者向け自殺予防対応研修を行います。	ゲートキーパー養成研修 年 2 回以上開催	健康づくり課

(3) 就学前教育の充実

保護者の多様なニーズに対応した、私立幼稚園の預かり保育や各種事業の充実を図るとともに、豊かな情操・想像力・社会性が身に付く幼児教育の充実に努めます。

そのため、幼稚園・保育所等及び小学校が連携し、相互交流を促進することにより、一貫した教育体制を充実させるとともに、幼稚園や保育所等の情報を積極的に提供します。

また、個性や発達段階に応じた的確な指導が行われるように、各種研修の実施により、指導者の資質の向上を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	幼稚園・保育所等及び小学校との交流促進	幼稚園・保育所等及び小学校児童の行事等における相互交流を促進します。また、子育ての目安「3つのめばえ」や「幼保小の架け橋プログラム」を活用し、教職員や保育士の合同研修会を開催するなど、指導者等の交流を促進します。	合同研修会等年1回以上開催	保育課 学校教育課
②	保育士等の資質向上	県や関係機関等の主催する各種研修会等へ保育士を派遣するとともに、内部で研修会などを開催し、資質の向上を図ります。	—	保育課
③	読書活動	北本子どもの本を楽しむ会・北本市子ども文庫連絡会の協力を得て、子どもにとって良い本やお話を多くの親子に読み伝えます。	—	生涯学習課 (こども図書館)

2-2 多様な遊びや体験、活躍できる地域づくり

(1) 地域スポーツ活動の支援

子どもの体力が低下傾向にある中、恵まれた自然の中で子どもがスポーツに親しむことのできる主体性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、地域でのスポーツ少年団活動やスポーツ教室を中心とした取り組みに対して、支援を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	北本市スポーツ少年団補助事業	スポーツ少年団に対し補助金を交付し、スポーツ少年団の活動を促進します。	—	生涯学習課
②	(再掲) 学校体育施設開放事業	各中小学校の屋内運動場（体育館等）や校庭（グラウンド等）を利用する団体で構成された運営委員会やその集合体である学校開放連絡協議会を通じて、学校体育施設の適正利用を促し、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を作ります。	全小・中学校で実施	生涯学習課

(2) 自然とふれあい環境を大切にする心の育成

本市の公園や緑地、樹林地、農地、生産緑地などの豊かな緑を守るために、身近な自然の観察会などを通して、自然環境を大切にする意識の向上を図り、身近に自然と楽しめる環境づくりに取り組みます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	自然や環境の保全を図る学習機会の充実	環境保全に対する認識と理解を深めるための学習機会と情報提供の充実を図ります。	—	都市計画課 学校教育課
②	高尾宮岡ふるさとのトラスト基金	貴重な谷津の自然を守るために北本市高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金に継続して積立を行います。	—	環境課
③	森林セラピー事業	セラピーツアーを通して、森林の持つ癒しの効果を体験することで、森林への関心と自然環境を大切にする意識の向上を図ります。	18歳未満の森林セラピーツアー参加人数年間10人	産業観光課
④	放課後子ども教室推進事業	地域住民や教員OBが事業スタッフとなり、市内の各小学校に通学する子どもを対象に、放課後の時間を活用して、地域活動室等において学習や体験、ふれあい活動等を実施します。	全小学校で実施	生涯学習課

(3) 芸術や文化とふれあい豊かな感受性の育成

市内には、国指定の文化財である「石戸蒲ザクラ」や「デーノタメ遺跡」をはじめ、多くの歴史的資産が残されています。これらの資産を活用し、先人たちが築きあげてきた文化と歴史を学習する機会を提供します。

また、自主的な芸術・文化活動や交流の機会を設け、新たな文化の創造と発信を目指して、芸術・文化活動を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	こども図書館運営管理事業	こども図書館の運営を指定管理者に委託し、ボランティア団体と協力しながら、読み聞かせやおはなし会などを実施します。	年4回実施	生涯学習課
②	きたもとピアノフェスティバル実施事業	市内在住等の人を募集対象とし、年齢を問わず、コンサートグランドピアノでの演奏を通じて、音楽を楽しみ、より好きになってもらえるような演奏会を開催します。	年1回開催	生涯学習課
③	市民文化祭芸術展事業	北本市市民文化祭芸術展実行委員会を組織・委託し、市内に在住、在勤もしくは在学する者または市内で活動するサークルの会員の作品（絵画、書、工芸、写真、文芸、生け花）を展示します。	年1回開催	生涯学習課
④	市民文化祭舞台発表文化のつどい開催事業	北本市市民文化祭の舞台発表として、市民団体が文化センターホールにおいて、音楽・演劇・演芸・ダンス・バレエ等の発表を行います。	年1回開催	生涯学習課
⑤	青少年ふるさと学習事業	「郷土きたもと」をテーマにした活動を通して、青少年の健全育成及び青少年のふるさと意識の高揚を図ります。	年1回実施	生涯学習課
⑥	小学校における学習支援事業	小学校との連携による学習支援として、社会科見学における現地解説や総合的な学習の時間における出前授業などを行うことを通じ、児童に郷土の歴史や文化財にふれる機会を提供します。	全小学校で実施	文化財保護課

(4) 体験・交流活動の促進

子どもが、様々な体験や交流を通して、自主性や社会性を身につけるとともに、伸び伸びと育つよう、各種体験や交流の機会の提供を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	ブックスタート事業	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進を図ります。	配布率 100%	子育て支援課
②	自然体験イベント開催事業	野外活動センター等市内の施設を活用して、子どもたちに対して自然体験やワークショップなどを行うイベントを開催します。	全 30 回実施	生涯学習課
③	子ども大学講座開催事業	大学の教員、事業者等による専門性の高い講義や体験活動を通じて、児童が楽しく学べる機会を提供します。	年1回以上開催	生涯学習課

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
④	ナイトスクール事業	学校以外で学習する機会を希望する中学生に対して地域と学校の連携・協働による学習支援を行うことで、子どもたちが安心して学習できる環境を整備するとともに、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを推進します。	1 教室で年 15 回程度実施	学校教育課
⑤	(再掲) 小学校における学習支援事業	小学校との連携による学習支援として、社会科見学における現地解説や総合的な学習の時間における出前授業などをを行うことを通じ、児童に郷土の歴史や文化財にふれる機会を提供します。	全小学校で実施	文化財保護課

(5) 多様な居場所づくり

小学校・中学校、公民館、文化センター、児童館、公園等の各種の公共施設を活用し、子どもの居場所づくりや体験・交流拠点として整備を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	(再掲) こども応援ネットワーク会議との連携	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。	—	人権推進課 共生福祉課 子育て支援課
②	学習支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対して、学習教室への参加や家庭訪問を通して、学力の向上、中退の防止、就職に向けた支援等を行います。	学習支援参加者数 35 人	共生福祉課
③	児童館管理運営事業	子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子どもたちに健全な遊び場を与え、制作などの様々な体験ができるイベントを実施します。	入館人数 1 日平均 250 人	子育て支援課
④	放課後児童健全育成事業 (p.89 参照)	保護者が労働などで昼間家庭にいない小学児童に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るとともに、子どもの居場所を確保します。また、多様化する保護者の就労状況に対応できるよう、時間延長を検討します。	提供体制 (公設学童) 全小学校区 850 人 (民設放課後児童クラブ) 2 か所	子育て支援課
⑤	(再掲) 放課後子ども教室推進事業	地域住民や教員 OB が事業スタッフとなり、市内の各小学校に通学する子どもを対象に、放課後の時間を活用して、地域活動室等において学習や体験、ふれあい活動等を実施します。	全小学校で実施	生涯学習課
⑥	都市公園の遊具・点検事業	指定管理者及び専門家による都市公園の遊具点検を実施します。	指定管理者月 1 回 専門家年 1 回	都市計画課

基本目標3 子どもと子育て当事者が安心・安全に暮らせるまち

3-1 母子の健康と医療の確保

(1) 妊娠前からの切れ目のない支援

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、悩みや不安を抱える子どもや保護者が増加している状況にあり、妊娠・出産・子育ての包括的な支援が求められています。

このような現状を踏まえ、安心して妊娠・出産・子育てができ、すべての子どもが健やかに育つことができるよう、子どもと子育て世帯の一人ひとりの状況に応じた切れ目ない支援を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	(再掲) こども家庭センター業務	妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。	合同ケース会議の開催回数 年12回	子育て支援課 健康づくり課
②	母子健康手帳交付	妊娠中を健康に過ごし、安全な出産ができるよう、母子健康手帳の交付を行います。また、外国人に対しては外国語母子健康手帳を交付します。	交付率100%	健康づくり課
③	母性健康管理指導事項連絡カードの配布	就労妊婦に対して、母子健康手帳の交付時に母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、健康の増進を図ります。	交付率100%	健康づくり課
④	プレママプレパパセミナー	子育てに関する知識や技術を学ぶため、プレママプレパパセミナーや沐浴実習を継続的に開催し、育児に関する様々な学習機会の充実を図ります。	初妊婦の参加率 20%	健康づくり課
⑤	妊婦健康診査 (p.93 参照)	妊娠中の母子の健康状態を確認し、妊娠が順調かどうかを把握します。	提供体制 3,160人	健康づくり課
⑥	低所得世帯の妊婦に対する初回産科受診料助成金交付事業	非課税世帯や生活保護世帯の妊婦に対して、初回産科受診費用の一部助成を行います。	—	健康づくり課
⑦	妊産婦訪問	妊産婦を対象に、保健師や助産師が家庭に訪問し、妊娠中から産後の不安や悩みの相談支援を行います。	延べ訪問率 10%	健康づくり課
⑧	乳児家庭全戸訪問事業 (p.90 参照)	新生児、乳児がいる家庭や里帰り出産で希望のあつた人を保健師、助産師が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるよう支援します。	提供体制 280人	健康づくり課
⑨	乳幼児健康診査	乳児(4か月児)、1歳6か月児及び3歳児健診を実施し、乳幼児の健康状態と発育発達を定期的に把握し、乳幼児の健康増進を図ります。	・乳児健診の受診率 98.0%、1歳6か月児健診の受診率 97.0%、3歳児健診の受診率 95.0% ・3歳児健診で 「虫歯が無い子どもの割合を90%以上の維持	健康づくり課
⑩	育児相談(9か月児育児相談、乳幼児育児相談)	9か月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場を提供します。	9か月児育児相談の利用率 70%	健康づくり課

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
⑪	2歳児育児相談	個別相談にて、支援を要する幼児に対する発達を促す係わり方についての助言や相談を行います。	—	健康づくり課
⑫	親子教室	心身に発達の遅れのおそれがある就学前児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す関わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図ります。	各クラス 年 11 回以上開催	保育課 (児童発達支援センター)
⑬	離乳食講習	情報過多の中で、食に関する正しい知識の啓発育児不安の解消を図ります。	乳児(4か月児)健診受診者の 80%	健康づくり課
⑭	予防接種	感染症の予防、重症化の防止のため、個別接種による予防接種を実施します。	麻しん風しん混合ワクチン接種率 95%	健康づくり課
⑮	30代までの健康力アップ健診（女性）	女性のライフステージに応じた生活習慣病予防や健康づくりを推進します。	20代～30代の健診受診者のやせの割合 20%未満	健康づくり課
⑯	30代までの健康力アップ健診（女性）事後相談	健診後の生活習慣病予防の相談を実施します。	相談実施者 10 人	健康づくり課
⑰	こころの相談	精神の健康に不安を持つ人などを対象に精神科医師による個別相談を行います。	相談実施者 年 12 人	健康づくり課

(2) 食育の推進

「食」は、人の生きる糧であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となります。そのため、乳幼児の保護者や小学生を対象とした講座、食に関する相談への助言などを通じて、一人ひとりが「食」について自ら学び、考え、判断できるよう知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるよう支援します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	(再掲) 離乳食講習	情報過多の中で、食に関する正しい知識の啓発育児不安の解消を図ります。	乳児(4か月児)健診受診者の 80%	健康づくり課
②	食育の推進	栄養士の専門性を活用し、学校や保育所における食育を充実させるために、家庭・地域と連携して栄養バランスの改善を推進します。	—	健康づくり課 学校教育課 保育課
③	学校・保育所等の給食運営の充実	給食指導の充実、運営体制の整備を図り、バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の心身の健全な発達を促します。	—	教育総務課 保育課

(3) 思春期保健教育の充実

人間教育の一環として、異性を尊重し、自他を大切にする心を育むため、性に関する健全な意識の啓発と、正しい知識の習得を促します。喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性などについての基礎的な知識の普及を図る等により、思春期の心と体の健康づくり及び生涯にわたる健康行動の基盤づくりを支援します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	薬物乱用防止教育の推進	学校・家庭・地域が連携して、子どもの発達段階や地域の実態に応じた薬物乱用防止教室を充実・推進します。	全小・中学校で実施	学校教育課
②	性に関する指導の推進	性に関する課題に対して、適切な意志決定や行動選択ができるよう、学校・家庭が連携し、性に関する指導を進めます。	全小・中学校で実施	学校教育課
③	小・中学校における健康教育の充実	「心の健康」「禁煙、禁酒薬物乱用」「性に関する問題」「歯・口の健康づくり」等、様々な健康課題の解決に向け、保健教育・健康管理を充実させ、学校・家庭・地域が一体となり学校の健康教育を推進します。	保健指導・学校保健委員会 年 1 回実施	学校教育課

(4) 小児医療体制の充実

小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基礎となることから、休日・夜間の医療体制を含め、小児初期救急医療体制の整備・充実を図ります。

また、子どもの病気やけがへの初期対応として、的確な判断や処置は大変重要であることから、医療情報の提供により、病院受診の必要がある症状等についての知識の普及を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	小児救急医療体制の整備	小児初期救急医療体制の整備について、関係機関と協議を進めます。	—	健康づくり課
②	未熟児養育医療支援事業	未熟児が出生から 1 歳になるまで継続して指定養育医療機関に入院し、治療を行う際の医療費を支給します。	—	健康づくり課
③	1 か月児健康診査費用助成	産まれて間もない時期に産科医療機関等で実施する 1 か月児健康診査についての費用を助成し、出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備します。	—	健康づくり課

3-2 養育に関する支援

(1) 訪問・相談による支援

妊娠中・出産後から子育て期全般にわたって生じる様々な不安や負担に対して、養育者や子どもに寄り添った支援を行うため、アウトリーチ型の支援を行うとともに、専門機関と連携しながら包括的な支援を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	(再掲) 乳児家庭全戸訪問事業 (p.90 参照)	新生児、乳児がいる家庭や里帰り出産で希望のあった人を保健師、助産師が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるよう支援します。	提供体制 280人	健康づくり課
②	養育支援訪問事業 (p.90 参照)	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	提供体制 5人	健康づくり課
③	子育て世帯訪問支援事業 (p.93 参照)	家事や子育て等に不安や負担がある子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家事や子育て等の育児支援を行います。	提供体制 140人日	子育て支援課
④	妊娠等包括相談支援事業 (p.94 参照)	妊娠等に対して、面談等を行うことにより、妊娠等の心身の状況等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談等を行います。	提供体制 830人	健康づくり課
⑤	(再掲) 親子関係形成支援事業 (p.94 参照)	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、親子間の適切な関係性の構築を目的として、子どもの発達の状況等に応じた支援を行います。	提供体制 12人	子育て支援課

(2) 産前産後に対する支援

家族等の援助が受けられず日常生活に支障を生ずる人を対象にヘルパーを派遣するとともに、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	産前産後子育て支援ヘルパー事業	妊娠中または出産後で体調不良等により、家事をする人がいない家庭に対し、ヘルパーを派遣して家事援助を行い、子育てができる環境づくりを図ります。	—	子育て支援課
②	産後ケア事業 (p.93 参照)	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うため、「宿泊型」及び「デイサービス型」によって実施します。	提供体制 96人	健康づくり課
③	産婦健康診査	産婦の心身の健康保持のため、基本的な健康診査と心の健康チェックを行い、産後うつの早期発見・支援につなげます。	受診率 92%	健康づくり課

(3) 居場所の提供

子育ての孤立感や負担の解消を図るとともに、養育環境等に課題を抱える家庭や児童等に対して様々な支援を行うことのできる居場所を提供します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	地域子育て支援拠点事業 (p.91 参照)	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。	提供体制 月 1,940 人	子育て支援課
②	児童育成支援拠点事業 (p.94 参照)	児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	—	子育て支援課
③	(再掲) こども応援ネットワーク会議との連携	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。	—	人権推進課 共生福祉課 子育て支援課
④	(再掲) 学習支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対して、学習教室への参加や家庭訪問を通して、学力の向上、中退の防止、就職に向けた支援等を行います。	学習支援参加者数 35 人	共生福祉課
⑤	(再掲) 放課後児童健全育成事業 (p.89 参照)	保護者が労働などで昼間家庭にいない小学児童に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るとともに、子どもの居場所を確保します。また、多様化する保護者の就労状況に対応できるよう、時間延長を検討します。	提供体制 (公設学童) 全小学校区 850 人 (民設放課後児童 クラブ) 2 か所	子育て支援課
⑥	(再掲) 放課後子ども教室推進事業	地域住民や教員 OB が事業スタッフとなり、市内の各小学校に通学する子どもを対象に、放課後の時間を活用して、地域活動室等において学習や体験、ふれあい活動等を実施します。	全小学校で実施	生涯学習課

3-3 子育てしやすい生活環境の整備

(1) 良質な居住環境の確保

子育てがしやすい住環境を確保するため、良好な住宅市街地の総合的な整備を推進します。

環境の美化運動、住宅改修に対する助成等に努め、子どもが伸び伸び成長でき、家族みんながゆとりと豊かさを実感できる居住環境の整備を進めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	環境美化運動	自治会連合会を通じ、「清潔で明るいまちづくり」を目指し、各自治会単位で地区内を清掃し、健康で住みよい快適な生活環境づくりを推進します。	—	環境課
②	花いっぱい推進事業の充実	花いっぱい推進事業として地域自治会等と協働して春・秋 2 回の花苗配布	年 2 回配布	都市計画課
③	自然保護及び緑化事業	トラスト 8 号地や市民緑地の保護育成を実施します。	—	環境課
④	土地区画整理事業の推進	ゆとりとうるおいのある安心して暮らせる住環境を整備します。	—	久保土地区画整理事務所
⑤	木造住宅の耐震診断と耐震改修補助制度	昭和 56 年以前に建築された木造住宅の耐震診断と工事費の補助を行います。	住宅の耐震化率 95.0%	建築開発課

(2) 安心して外出できる環境づくり

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して暮らす視点に立った、安全に通行できる道路の段差の解消や、公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化などを進めていきます。

さらに、公共施設には、子ども連れで利用しやすいトイレやベビーベッド、授乳室などの設置を検討していきます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	道路の整備	安全に通行できるよう、道路の段差の解消に努めます。	—	建設課
②	公共施設の整備	暮らしやすいまちづくりを推進するため、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及、啓発に努めます。また、子どもや子ども連れの利用に配慮し、公共施設の整備・充実を図ります。	—	政策推進課 子育て支援課
③	「心のバリアフリー」の啓発	母子健康手帳の交付時に、妊産婦に対してマタニティキーホルダーを配布するなど、妊産婦等への理解を深める取り組みを進めます。	配布率 100%	健康づくり課

(3) 子どもの視点に配慮した遊び場の整備

子どもたちが伸び伸びと遊べるよう、子どもの視点に立った身近な公園の整備を行います。発達段階に応じ、就学前児童のためには、遊具の設置を行い、小学生以上のためにには、思い切り遊べる広場の整備を行います。

また、身近にある自然環境を生かし、川辺や雑木林、湧水などの保全を行い、子どもたちが、自然とふれあう機会を育てます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	子ども広場	土地所有者の協力により無償で提供していただいた土地に広場を設置し、地区の子どもの遊び場として活用します。	—	くらし安全課
②	(再掲) 児童館管理運営事業	子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子どもたちに健全な遊び場を与え、制作などの様々な体験ができるイベントを実施します。	入館人数 1 日平均 250 人	子育て支援課
③	(再掲) 地域子育て支援拠点事業 (p.91 参照)	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。	提供体制 月 1,940 人	子育て支援課
④	(再掲) 都市公園の遊具・点検事業	指定管理者及び専門家による都市公園の遊具点検を実施します。	指定管理者月 1 回 専門家年 1 回	都市計画課
⑤	(仮称) 子供公園ドームテント等整備事業	子どもたちが伸び伸びと遊び、休むことができるよう、子供公園にドームテント等を設置します。	—	都市計画課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策

子どもの非行防止や、非行・犯罪に及んだ子どもとその家族への相談支援、自立支援を推進するため、性や暴力に関する過激な情報等の有害な環境を排除するため、地域と学校・家庭が連携して、関係業界に対する自主規制の働きかけを行い、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	(再掲) 薬物乱用防止教育の推進	学校・家庭・地域が連携して、子どもの発達段階や地域の実態に応じた薬物乱用防止教室を充実・推進します。	全小・中学校で実施	学校教育課
②	非行防止教室の実施	子どもの非行防止の啓発を行います。	全小・中学校で実施	学校教育課
③	インターネットの適正使用	インターネットによるいじめやトラブルから子どもたちを守るために県と共同で啓発活動を行います。	全小・中学校で実施	学校教育課
④	違反簡易広告物撤去事業	違反簡易広告物の撤去を行い、子どもにとって良好な環境づくりを推進します。	月 1 回実施	建設課

3-4 子どもに安心・安全なまちづくり

(1) 交通安全対策

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校等関係機関が連携、協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭等を対象とした体験型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動等を積極的に展開し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	交通安全教育教室	新入学童と中学年に交通安全教育を、警察、子どもたちの交通安全を守る会、交通指導員等の協力により実施します。	—	学校教育課（各小学校） くらし安全課

(2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもを犯罪の被害から守るため、地域において P T A 等の学校関係者や防犯ボランティアなどと連携し、地域の安全点検や安全マップの作成、犯罪の発生状況等の情報を子育て家庭に提供していきます。

また、地域一体となって、子どもの緊急避難場所となる「こども 110 番の家」の設置や防犯パトロールを推進し、地域全体で子どもたちを見守る体制を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	北本安全情報の提供	防犯意識を高めるため、また、地域ぐるみによる防犯活動を促進するため、犯罪や防犯対策などの情報を提供します。	—	くらし安全課
②	自主防犯巡回活動	地域防犯推進委員や地域住民による自主防犯団体と連携して、犯罪のないまちづくりを進めます。	—	くらし安全課
③	こども 110 番の家設置事業	学校区域の個人・事業書等に「こども 110 番の家」の登録をお願いし、地域ぐるみで子どもたちの安全を守ります。	登録数 350 軒	生涯学習課 (北本市 P T A 連合会)

基本目標4 子育てと仕事を両立できるまち

4-1 保育サービスの充実

(1) 保育の質の向上及び保育環境の整備

安心して子どもを預けられる保育施設となるよう、多様なニーズに対応した保育の体制を整えるため、保育人材の確保に取り組みます。また、保育全体の質の向上を目指すとともに、安全かつ働きやすい保育環境の整備に取り組みます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	保育士等人材確保事業	市内の民間保育施設において新たに勤務を開始した保育士等に対する「保育士等就職奨励金交付事業」を実施するとともに、民間保育施設に対する「保育体制強化事業費補助金交付事業」や「保育補助者雇上げ強化事業費補助金交付事業」を実施し、保育士等の人材確保に努めます。	—	保育課
②	(再掲) 保育士等の資質向上	県や関係機関等の主催する各種研修会等へ保育士を派遣するとともに、内部で研修会などを開催し、資質の向上を図ります。	—	保育課
③	保育所施設の適正な維持・管理	公立保育所の管理を行い、適切に維持保全を図ります。	—	保育課
④	公立保育所等照明設備 LED 化事業	公立保育所2か所及び児童発達支援センターの照明設備のうち、LED化がされていないものについて、LED照明へ改修し、CO ₂ 排出量の削減及び電力料金の縮減を図ります。	公立保育所 2か所 児童発達支援センタ ー 1か所	保育課
⑤	公立保育所等業務効率化推進事業	保育業務支援システムによるICTの活用により、保育所運営に係る業務を省力化し、保育の質の向上や職員の働きやすさにつなげていきます。	公立保育所全3か所及び児童発達支援センターで実施	保育課

(2) 就学前の教育・保育及び保育サービスの充実

共働き世帯の増加や働き方の多様化により、保育を必要とするニーズが高まっています。早期に待機児童の解消を図るため、受入れ体制の確保に取り組みます。また、多様化する保育ニーズに対応するため、教育・保育の充実を図るとともに、延長保育、一時預かり事業やステーション保育等を引き続き実施します。

個別に支援が必要な子どもに対する支援の充実や受入れ体制の整備に取り組みます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	公立保育所通常保育	住み慣れたまちで安心して健やかに暮らせるまちを目指して、多様な保育需要に応えることのできる子育て環境の充実を図ります。また、保育が必要な児童が速やかに入所できるよう待機児童の解消に努めます。	待機児童数 0人	保育課
②	待機児童対策保育士配置事業費補助事業	待機児童解消のため、新たに受け入れるために、保育士を配置した市内の民間保育施設に対し、保育士配置に要する経費の一部を補助し、待機児童の解消に努めます。	待機児童数 0人	保育課
③	(再掲) 保育士等人材確保事業	市内の民間保育施設において新たに勤務を開始した保育士等に対する「保育士等就職奨励金交付事業」を実施するとともに、民間保育施設に対する「保育体制強化事業費補助金交付事業」や「保育補助者雇上げ強化事業費補助金交付事業」を実施し、保育士等の人材確保に努めます。	—	保育課
④	(再掲) 障がい児保育	発達に心配のある子どもや障がいのある子どもが地域で健やかに育つよう、教育・保育施設での受入促進を図ります。	障がい児保育の待機児童数 0人	保育課
⑤	(再掲) 保育所における医療的ケア児への対応	人員体制など医療的ケア児の受入れに必要な体制を整備します。	実施箇所 1か所	保育課
⑥	個別支援教育・保育事業費補助事業	集団での幼児教育や保育において、子どもの個性や事情により、加配が望ましい子どもを受入れた場合、保育士等の加配に必要な経費等を補助し、民間保育施設の運営を支援します。	障がい児保育の待機児童数 0人	保育課
⑦	年齢別保育の充実	子どもの発達段階に応じて、適切な保育を行うため、適正な保育士の配置による年齢別保育の充実を図ります。	—	保育課
⑧	民間保育所運営補助事業	アレルギー対応が必要な子どもの受入れや園外保育の実施など、民間保育施設がきめ細やかな対応ができるよう、保育士等の加配に必要な経費等を補助し、民間保育施設の運営を支援します。	—	保育課
⑨	延長保育 (p.88 参照)	就労形態の多様化に対応するため、保育時間の延長を希望するニーズに応じて、延長保育を実施します。	提供体制 年 1,087 人	保育課
⑩	休日保育	就労形態の多様化に対応するため、利用者のニーズの動向と保育体制整備を踏まえながら、休日保育の実施について検討します。	—	保育課
⑪	産休・育休明け入所の円滑化	産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるよう保護者に対する情報提供や相談支援を行います。	—	保育課
⑫	ステーション保育事業	指定する保育施設等に通う市内在住の乳幼児を対象に、北本駅を利用して働く保護者のために、指定する保育施設等の利用時間外に子どもを預かり、保育所まで送迎する事業を実施し、子育て及び就労等の両立支援を図ります。	提供体制 5,640 人日	保育課

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
⑬	公立保育所一時保育事業 (p.91 参照)	保護者が就労、通院、職業訓練、病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった児童を預かり、子育て及び就労等の両立支援を図ります。	提供体制 960 人日	保育課
⑭	病児保育事業 (p.92 参照)	病気や病気の回復期で集団保育が困難であり、保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、児童を専用保育室で一時的に預かり保育する事業を実施し、子育て及び就労等の両立支援を図ります。	提供体制 1,200 人日	保育課
⑮	病後児保育事業 (p.92 参照)	保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、傷病の回復期にある児童を専用保育室で一時的に保育する事業を実施し、子育て及び就労等の両立支援を図ります。	提供体制 960 人日	保育課
⑯	多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 (p.89 参照)	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進します。	—	保育課
⑰	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援制度） (p.87 参照)	日頃、保育所等に通園していない家庭の子どもを対象に、保育所や認定こども園などの施設で、一定時間の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促す制度です。また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援などを実施します。	提供体制 252 人日	保育課

（3）放課後児童クラブ等の充実

保護者の就労などにより、放課後の保育を必要とする児童に対し、その安全を守り、集団生活の中で、協調性や社会性を養い、心身ともに健全な成長を支援する放課後児童対策を行います。

また、障がいがある子どもの保護者の支援と、障がいがある子どもの放課後ケアのため、障がい児に対する学童保育を実施します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	（再掲）放課後児童健全育成事業 (p.89 参照)	保護者が労働などで昼間家庭にいない小学児童に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るとともに、子どもの居場所を確保します。また、多様化する保護者の就労状況に対応できるよう、時間延長を検討します。	提供体制 (公設学童) 全小学校区 850 人 (民設放課後児童クラブ) 2 か所	子育て支援課
②	学童保育室改築	老朽化している学童保育室を既存の公共施設を活用して整備します。	—	子育て支援課
③	（再掲）障害児学童保育室管理運営事業	障がいのある子どもの放課後及び長期休業中の生活の場を提供することにより、児童の生活能力の向上と社会との交流の促進を図ります。	障害児学童保育室の待機児童数 0 人	障がい福祉課

(4) 認定こども園の充実

増加する保育需要に対応し、早期に待機児童の解消を図るため、幼稚園の土地、建物、職員などの資源を有効活用し、保護者が、保育所、幼稚園の区別なくサービスを選択でき、子どもたちが伸び伸びと小学校入学まで一貫した保育と幼児教育が受けられるよう、認定こども園の充実を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	認定こども園の整備推進事業	幼稚園等による認定こども園への移行や幼稚園型認定こども園による幼保連携型認定こども園への移行に係る相談に応じ、移行促進を図るとともに、待機児童の解消を図ります。	移行箇所数 1園	保育課

4-2 家庭生活と職業生活との両立の推進

(1) 家庭や職場における男女の役割分担の見直し

家庭や職場における固定的な性別役割分担を見直し、男女がともに子育てに参加し、子育てと仕事が両立でき、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	男女共同参画啓発事業	男女が自らの生き方を主体的に選択し、個性や能力を十分に發揮できる「男女共同参画社会」を実現するため、男女共同参画情報紙「シンフォニー」の発行、きたもと男女共生塾の開催などにより、男女共同参画の意識づくりを進めます。	シンフォニー 年 1 回発行	人権推進課
②	父親への育児啓発の推進	家庭教育等の講座の中で、父親の子育てへの参加を促進し、子育てに携わる父親のための幼児教育フォーラム、子育てセミナー等を開催します。	初めて父親となる人のプレママ プレパパセミナー参加率 20%	健康づくり課
③	父親向けの子育てパンフレット作成・配布	父親向けの沐浴実習時に参加者へパンフレットを配布し、家庭での父親の役割について紹介します。	沐浴実習に参加 をした父親へ配布率 100%	健康づくり課
④	(再掲) プレママ プレパパセミナー	子育てに関する知識や技術を学ぶため、プレママプレパパセミナーや沐浴実習を継続的に開催し、育児に関する様々な学習機会の充実を図ります。	初妊婦の参加率 20%	健康づくり課

(2) 子育てと仕事の両立への理解の促進

働きながら子育てをしている人が、家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、法律で定められた子育てと仕事の両立に関する様々な制度の実施を、事業者に向けて働きかけていきます。

また、安心して家庭を築き、子どもを生み育てるためには経済的に自立した生活への支援が必要となるため、安定就労を促進する対策を行います。

さらに、子育てと仕事の両立のためには、職場だけでなく地域においても、行事、講座、集会の日時や実施方法などの配慮を行っていきます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	多様な働き方実践企業認定制度の周知	埼玉県が実施する、多様な働き方実践企業認定制度を周知し、市内の認定事業者数の増加に努めます。	多様な働き方実践企業の市内認定事業所数 53 事業所	産業観光課
②	労働及び就職支援セミナーの実施	40 歳未満及び女性を対象とした労働セミナー や就職支援セミナーを開催し、就職活動を支援します。	セミナー実施回数 1 回	産業観光課
③	内職相談の実施	内職を希望する人に対し、内職に関する求人情報の提供・相談及び斡旋を行います。	家内労働契約率 50%	産業観光課
④	求人情報の提供	大宮公共職業安定所と連携し、ハローワークの求人情報をホームページ及び窓口等で提供します。	—	産業観光課

基本目標5

地域で支え合い、子どもと子育て当事者をみんなで応援するまち

5-1 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 子育て支援サービスの充実

育児の孤立を解消するため、既存施設の有効活用により、親子が気軽に集まり、リフレッシュしたり、育児アドバイスを受けたりできる交流・相談の場の提供を行います。

また、保護者が病気、出産、出張、公的行事への参加等のための不在時など、一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図り、家庭における子育てを支援するため、様々な支援サービスを充実させます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	利用者支援事業 (p.88 参照)	教育・保育・保健などの子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	提供体制 2か所	子育て支援課 健康づくり課
②	(再掲) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援制度） (p.87 参照)	日頃、保育所等に通園していない家庭のこどもを対象に、保育所や認定こども園などの施設で、一定時間の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す制度です。また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援などを実施します。	提供体制 252人日	保育課
③	(再掲) 公立保育所一時保育事業 (p.91 参照)	保護者が就労、通院、職業訓練、病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった児童を預かり、子育て及び就労等の両立支援を図ります。	提供体制 960人日	保育課
④	(再掲) 病児保育事業 (p.92 参照)	病気や病気の回復期で集団保育が困難であり、保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、児童を専用保育室で一時的に預かり保育する事業を実施し、子育て及び就労等の両立支援を図ります。	提供体制 1,200人日	保育課
⑤	(再掲) 病後児保育事業 (p.92 参照)	保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、傷病の回復期にある児童を専用保育室で一時的に保育する事業を実施し、子育て及び就労等の両立支援を図ります。	提供体制 960人日	保育課
⑥	ファミリー・サポート・センター事業 (p.92 参照)	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援します。	提供体制 460人回	子育て支援課
⑦	(再掲) 親子教室	心身に発達の遅れのおそれがある就学前児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す関わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図ります。	各クラス 年11回以上開催	保育課 (児童発達支援センター)
⑧	(再掲) ブックスタート事業	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進を図ります。	配布率 100%	子育て支援課
⑨	(再掲) 地域子育て支援拠点事業 (p.91 参照)	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。	提供体制 月1,940人	子育て支援課
⑩	(再掲) 子育て世帯訪問支援事業 (p.93 参照)	家事や子育て等に不安や負担がある子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家事や子育て等の育児支援を行います。	提供体制 140人日	子育て支援課

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
⑪	(再掲) 児童育成支援拠点事業 (p.94 参照)	児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	—	子育て支援課
⑫	(再掲) 親子関係形成支援事業 (p.94 参照)	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、親子間の適切な関係性の構築を目的として、子どもの発達の状況等に応じた支援を行います。	提供体制 12 人	子育て支援課
⑬	(再掲) 乳児家庭全戸訪問事業 (p.90 参照)	新生児、乳児がいる家庭や里帰り出産で希望のあつた人を保健師、助産師が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるよう支援します。	提供体制 280 人	健康づくり課
⑭	(再掲) 養育支援訪問事業 (p.90 参照)	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	提供体制 5 人	健康づくり課

(2) 子育て情報の充実

きたもと子育て応援ガイドブックの作成・配布とともに、市のホームページを利用し、妊娠期から思春期までの幅広い子育て情報や保健福祉サービスについて情報提供を行います。

さらに、子育てに関する情報の収集や情報提供について、関係機関と連携を図りながら、総合的に把握し、情報の一元化、ホームページを利用した提供等を進めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	きたもと子育て応援ガイドブック作成事業（子育て情報の充実）	市内の遊び場や子育てに関する情報を網羅したガイドブックを作成し公共施設等で配布するとともに、市ホームページに掲載します。	—	子育て支援課
②	(再掲) 地域子育て支援拠点事業 (p.91 参照)	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。	提供体制 月 1,940 人	子育て支援課

(3) 相談体制の充実

子育ての不安を解消し、子どもを健やかに育成するため、関係機関の相談機能の充実を図り、利用しやすい相談体制づくりに努めます。

また、地域の子育て中の親からの育児に関する様々な相談に対し、悩みや育児不安の軽減を図り、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	電話相談及び来所相談の実施	随時子育ての悩みや不安などについて各機関で相談に応じ、必要に応じ専門機関を紹介します。また、児童館、子育て支援センターにおいて電話等による育児相談を行います。	—	子育て支援課 健康づくり課 学校教育課
②	相談体制の市民への周知	子育て支援課、学校教育課及び教育センター等で実施している相談業務について、ひとり親家庭等への周知を図ります。	—	子育て支援課 学校教育課
③	児童相談所との連携	要支援児童※等の相談に対応できるよう、児童相談所との連携を図ります。	—	子育て支援課
④	(再掲) 地域子育て支援拠点事業 (p.91 参照)	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。	提供体制 月 1,940 人	子育て支援課
⑤	保育コンシェルジュ配置事業	保護者の就労状況や希望を伺いながら、保護者のニーズと保育サービス等を適切に結びつける保育コンシェルジュを配置し、相談支援の充実を図ります。	配置人数 1 人	保育課
⑥	(再掲) 親子教室	心身に発達の遅れのおそれがある就学前児童及びその保護者等を対象とし、発達を促す関わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図ります。	各クラス 年 11 回以上開催	保育課 (児童発達支援センター)
⑦	(再掲) 育児相談 (9か月児育児相談、乳幼児育児相談)	9か月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場を提供します。	9か月児育児相談の利用率 70%	健康づくり課
⑧	(再掲) 乳児家庭全戸訪問事業 (p.90 参照)	新生児、乳児がいる家庭や里帰り出産で希望のあった人を保健師、助産師が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるよう支援します。	提供体制 280 人	健康づくり課
⑨	(再掲) 教育センター運営事業	不登校をはじめとする様々な悩みや不安を抱える児童生徒及び保護者への教育相談やカウンセリングを行います。	相談窓口開設	学校教育課 (教育センター)
⑩	就学に関する相談の実施	就学に関する相談を受け、必要に応じ専門機関を紹介します。	就学相談の実施	学校教育課

* 「要支援児童」とは、児童福祉法に基づいて養育上の支援が必要と認められる子どものことで、具体的には保護者がいない子どもや保護者からの虐待を受けている子どもなど、保護が必要な子どもを指す要保護児童には該当しないものの、見守りや支援が必要な子どもを指します。

(4) 家庭教育への支援の充実

親が、子育ての社会的意義を学ぶとともに、子育てに関する知識や技術を身につけることができるよう、様々な学習機会を提供します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	(再掲) 教育センター運営事業	不登校をはじめとする様々な悩みや不安を抱える児童生徒及び保護者への教育相談やカウンセリングを行います。	相談窓口開設	学校教育課
②	子育て講座	小学 1 年生になる未就学児の保護者、中学へ入学する児童の保護者等を対象として、子どもの年代に合わせた接し方等について学ぶ講座を開催します。	全小・中学校で実施	生涯学習課
③	(再掲) ブックスタート事業	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進を図ります。	配布率 100%	子育て支援課
④	(再掲) 地域子育て支援拠点事業 (p.91 参照)	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。	提供体制 月 1,940 人	子育て支援課
⑤	(再掲) 産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業	妊娠中または出産後で体調不良等により、家事をする人がいない家庭に対し、ヘルパーを派遣して家事援助を行い、子育てができる環境づくりを図ります。	—	子育て支援課
⑥	(再掲) プレママ プレパパセミナー	子育てに関する知識や技術を学ぶため、プレママプレパパセミナーや沐浴実習を継続的に開催し、育児に関する様々な学習機会の充実を図ります。	初妊婦の参加率 20%	健康づくり課

5-2 子育てにかかる経済的支援とひとり親家庭等への支援の推進

(1) 子育てや教育に関する経済的支援の推進

児童手当の支給制度や医療費助成制度のほか、児童の疾病や障がいに応じて様々な支援制度を実施しています。これらの支援制度の活用と適正な運用を通して、子育てや教育への経済的支援を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	児童手当支給事業	児童を養育している人（父母その他の保護者など）に対し、児童手当を支給します。	—	子育て支援課
②	児童扶養手当支給事業	父母の離婚、父または母の死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている人や、父または母に一定の障がいがあり子どもを育てている人に対し、児童扶養手当を支給します。	—	子育て支援課
③	児童生徒就学援助扶助（小・中学校）	経済的理由によって就学困難な児童生徒に必要な援助を行います。	—	学校教育課
④	入学準備金貸付	高等学校、大学等への入学を予定する生徒の保護者に対して入学準備金の貸付を行います。	—	学校教育課
⑤	ひとり親家庭等医療費支給事業	医療機関を受診した場合の医療給付に係る一部負担金等について助成することでひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	—	子育て支援課
⑥	こども医療費支給事業	医療機関を受診した場合の医療給付に係る一部負担金等について助成することで保護者の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上と福祉の増進を図ります。	—	子育て支援課
⑦	パパママ応援シヨップ制度の普及推進	子育て家庭を応援するため「パパママ応援シヨップ制度」の普及推進を図ります。	—	子育て支援課
⑧	（再掲）こども応援ネットワーク会議との連携	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加することも応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。	—	人権推進課 共生福祉課 子育て支援課
⑨	子育て応援事業	1歳6か月児健診時、3歳児健診時に子ども商品券を贈呈します。	支給率 100%	子育て支援課
⑩	多子出産祝金支給事業	多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の子どもが生まれた保護者に祝金を支給します。	支給率 100%	子育て支援課
⑪	乳児用品貸出事業	乳児の健やかな成長を支援するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳児の保護者にベビーベッドを貸し出します。	—	子育て支援課
⑫	大学等受験料・模擬試験受験料支援給付金支給事業	受験期における貧困の連鎖を防止するため、大学等受験料、模擬試験受験料支援に関する給付金を支給します。	—	子育て支援課
⑬	多子世帯保育料軽減事業	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用している多子世帯における第3子以降（0～2歳）の保育料を軽減します。	—	保育課
⑭	実費徴収に係る補足給付を行う事業 (p.89 参照)	各教育・保育施設において、実費徴収を行うことができる食事の提供に要する費用や日用品・文具等の購入に要する経費について、給付対象要件を満たす場合に、一部を補助します。	—	保育課

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
⑯	(再掲) 就学支援	北本市就学支援委員会の組織運営を通して、本人または保護者の希望と本人の実態に合った就学先の決定を行うとともに、関係各課と連携しながら、未就学児の保護者に対して、就学情報の提供や早期からの就学相談を実施し、安心して就学を迎えるよう支援します。	就学支援委員会年4回実施	学校教育課
⑰	(再掲) 奨学金給付事業	意欲と能力がある者が、経済的理由により進学を断念することなく大学等での修学の機会を得られるよう、返済不要の奨学金を支給します。	—	学校教育課

(2) ひとり親家庭等への支援の推進

各種給付や就労支援等を通じて、ひとり親家庭への支援を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和 11 年度)	担当課
①	(再掲) ひとり親家庭等医療費支給事業	医療機関を受診した場合の医療給付に係る一部負担金等について助成することでひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	—	子育て支援課
②	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭を対象に、養育費に関する公正証書等作成促進補助金の交付、ひとり親家庭等自立支援プログラムの策定、ひとり親家庭等日常生活支援を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。	プログラム策定件数年 51 件	子育て支援課
③	母子家庭自立支援給付金支給事業	「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」を支給し、ひとり親家庭の自立を支援します。	—	子育て支援課
④	(再掲) 大学等受験料・模擬試験受験料支援給付金支給事業	受験期における貧困の連鎖を防止するため、大学等受験料、模擬試験受験料支援に関する給付金を支給します。	—	子育て支援課
⑤	貸付金制度の啓発	ひとり親家庭等に対して母子福祉資金貸付制度等を周知します。	—	子育て支援課
⑥	(再掲) 児童扶養手当支給事業	父母の離婚、父または母の死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている人や、父または母に一定の障がいがあり子どもを育てている人に対し、児童扶養手当を支給します。	—	子育て支援課

5-3 地域における子育て支援のネットワークづくり

(1) 子育てに関する地域活動の育成と支援

子育てに関する住民活動の促進を図り、多様なボランティアグループやNPOを育成していきます。そのため、活動場所の提供や活動助成、情報の提供などに取り組んでいきます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	社会教育関係団体への支援	自主的な社会教育活動を支援するため、社会教育関係団体を支援します。	—	生涯学習課
②	(再掲) 青少年ふるさと学習事業	「郷土きたもと」をテーマにした活動を通して、青少年の健全育成及び青少年のふるさと意識の高揚を図ります。	年1回実施	生涯学習課
③	青少年育成市民会議の支援	自主的な青少年健全育成活動を促進するため、青少年育成市民会議を支援します。	—	生涯学習課
④	(再掲) ファミリー・サポート・センター事業 (p.92 参照)	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援します。	提供体制 460人回	子育て支援課
⑤	(再掲) 地域子育て支援拠点事業 (p.91 参照)	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。	提供体制 月1,940人	子育て支援課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域で活動しているボランティアグループ、NPO、関係機関、民生委員・児童委員や主任児童委員との連携を図り、地域に密着した支援体制を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	(再掲) 子ども家庭総合支援会議	子育て関連施設が集まる会議において、子どもの権利に関する条例の周知啓発を行うとともに、子育てに関する情報を提供します。	年1回周知	子育て支援課
②	(再掲) 地域子育て支援拠点事業 (p.91 参照)	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。	提供体制 月1,940人	子育て支援課
③	(再掲) こども応援ネットワーク会議との連携	社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。	—	人権推進課 共生福祉課 子育て支援課

(3) 地域の子育て支援の担い手の育成

子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支援するため、子育て支援のボランティアを奨励し、活動の担い手を育成します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	目標指標 (令和11年度)	担当課
①	(再掲) ファミリー・サポート・センター事業 (p.92 参照)	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援します。	提供体制 460人回	子育て支援課
②	青少年指導委員・推進委員研修会の開催	青少年指導委員・推進員として必要な知識を身につけ、資質の向上を図るために研修会を実施します。	研修会開催 年1回	生涯学習課
③	青少年育成指導者養成事業の充実	青少年の健全育成を図るために必要な指導者を養成するための研修会を開催します。	研修会開催 年1回	生涯学習課
④	生涯スポーツ指導者の養成	生涯スポーツ指導者の各種講習会派遣などにより、指導者資格の取得促進を図ります。	—	生涯学習課
⑤	人財情報バンク制度の充実	すぐれた知識や技能、経験等を人財情報バンクに登録してもらい、学習したい市民に紹介し、互いに学び合う学習機会の充実を図ります。	—	生涯学習課

第6章 教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 人口及び児童数の推移

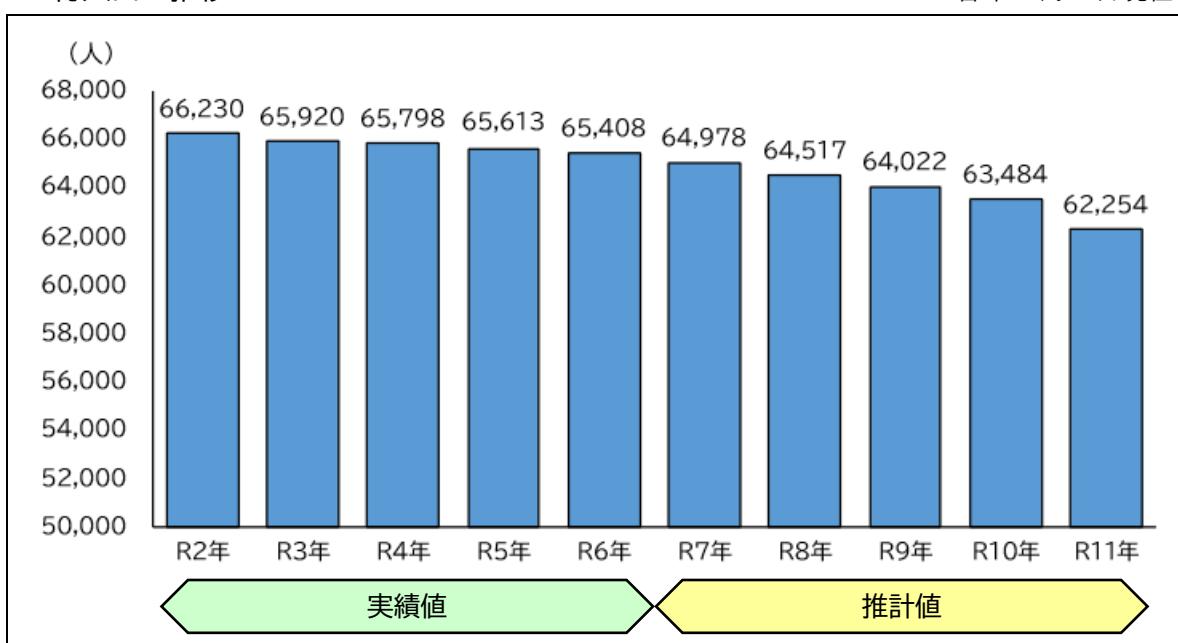
(1) 人口の推移

将来人口は、住民基本台帳の各年4月1日の男女別1歳別データ（令和2年～令和6年）を基に、ユーホート要因法※を用いて推計しました。

その結果、本市の人口は、令和6年4月1日現在の65,408人から、本計画の最終年度である令和11年4月1日には62,254人程度にまで減少するものと見込まれます。

■総人口の推移

各年4月1日現在



資料：実績値は住民基本台帳、推計値は保育課による

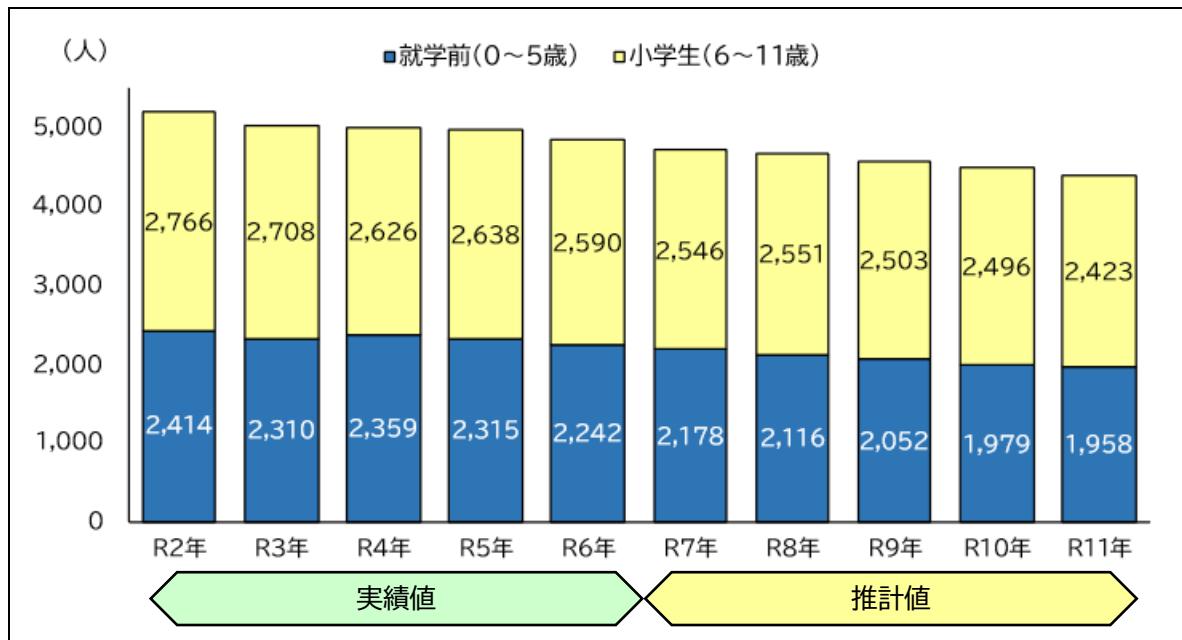
* 「ユーホート要因法」とは、年齢別人口（ユーホート）の加齢に伴う変化を死亡、人口移動（転入・転出）ごとに計算して将来の人口を推計する手法のことです。具体的には、1歳以上の人口については、年齢ごとの死亡率とともに、転入・転出を加味して将来の人口を求めます。また、0歳人口については、19～45歳の女性の年齢別人口に対応する出生数の実績から母の年齢別出生率を求め、女性の年齢別推計人口に乗じることによって翌年の0歳人口とします。

(2) 児童数の推移

就学前児童数(0～5歳)は、令和6年4月1日現在の2,242人から令和11年4月1日には1,958人程度、小学生人口(6～11歳)は、2,590人から2,423人程度へと減少が見込まれます。

■児童数の推移

各年4月1日現在



区分	実績値					推計値				
	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
児童数	8,580	8,321	8,162	8,060	7,810	7,632	7,454	7,273	7,134	7,021
0歳	362	340	354	321	291	309	307	302	301	300
1歳	373	378	384	382	337	308	327	325	319	318
2歳	387	379	388	395	395	345	315	334	333	327
3歳	431	385	405	403	398	406	354	323	343	341
4歳	401	425	397	409	406	400	408	356	324	344
5歳	460	403	431	405	415	410	405	412	359	328
6歳	402	459	415	437	402	416	412	406	414	361
7歳	465	405	455	427	435	404	419	413	408	415
8歳	433	465	404	457	423	435	403	418	413	407
9歳	452	435	465	408	455	425	437	405	419	415
10歳	494	450	437	468	410	456	425	436	405	420
11歳	520	494	450	441	465	410	455	425	437	405
12歳	526	527	490	454	445	466	411	456	426	438
13歳	531	526	527	490	457	445	465	411	456	425
14歳	565	532	527	531	485	459	446	467	411	457
15歳	541	563	532	529	525	484	458	445	466	411
16歳	619	533	565	536	529	524	483	455	444	465
17歳	618	622	536	567	537	530	524	484	456	444
就学前	2,414	2,310	2,359	2,315	2,242	2,178	2,116	2,052	1,979	1,958
小学生	2,766	2,708	2,626	2,638	2,590	2,546	2,551	2,503	2,496	2,423
低学年	1,300	1,329	1,274	1,321	1,260	1,255	1,234	1,237	1,235	1,183
高学年	1,466	1,379	1,352	1,317	1,330	1,291	1,317	1,266	1,261	1,240
中学生	1,622	1,585	1,544	1,475	1,387	1,370	1,322	1,334	1,293	1,320
高校生	1,778	1,718	1,633	1,632	1,591	1,538	1,465	1,384	1,366	1,320
対人口比	13.0%	12.6%	12.4%	12.3%	11.9%	11.7%	11.6%	11.4%	11.2%	11.3%

資料：実績値は住民基本台帳、推計値は保育課による

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市では、保育所利用にあたっては、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の選択等の理由から、ステーション保育の利用を含め居住地区を超えた利用が少なくないこと。

また、複数の区域を設定した場合、施設配置バランスの誘導・確保といったメリット以上に、新規事業展開にかかる制約や、市内全体での広域的な需給調整に伴う不合理といったデメリットが大きいことなどを踏まえたうえで、第二期計画に引き続き「教育・保育を提供する区域」を全市1区域と定めます。

3 教育・保育の量の見込みと提供体制

就学前児童数の推移や幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査から算出した教育・保育の利用意向や就労希望等を勘案し、認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の教育・保育の量の見込みを設定します。

設定した量の見込みに対応するよう「確保方策（確保の内容や実施時期）」を設定し、提供体制の整備を図ります。

※「量の見込み」は、国から示された「量の見込み算出等のための手引き」に基づき、算出しました。

■認定区分の定義

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育認定のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
2号認定（教育）	満3歳以上で教育認定を受け、保育認定により預かり保育を利用する就学前子ども	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
2号認定（保育）	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	保育所（園） 認定こども園（保育所機能）
3号認定	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	保育所（園） 認定こども園（保育所機能） 小規模保育等

(1) 1号認定

[確保方策の考え方]

1号認定は、今後、2号認定の需要が高まることを踏まえ、令和5年度の利用状況を基に児童数の推移に応じて見込量を算出しました。

現在の提供体制で確保できていることから、見込量に応じて対応していくこととします。

■量の見込みと確保方策

各年4月1日現在、単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	430	415	385	365	360
②確保方策	640	650	660	670	670
特定教育・保育施設	420	430	440	450	450
認定こども園	420	430	440	450	450
幼稚園（私立）	-	-	-	-	-
幼稚園（公立）	-	-	-	-	-
新制度未移行の幼稚園	220	220	220	220	220
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	-	-	-	-
確保の状況（②-①）	210	235	275	305	310

(2) 2号認定

①2号認定（教育）

[確保方策の考え方]

2号認定（教育）は、共働きであるなど本来は保育ニーズが発生しうる家庭の状況にありながらも幼稚園を利用している人（教育ニーズの強い人）を想定した計画上の区分です。今後とも女性の就業率の高まり等により需要は高まっていくことが予想されることから、利用者数は短期的には増加するものの、その後は児童数減少の影響により、緩やかに減少していくものと見込まれます。

現在の提供体制で確保できていることから、見込量に応じて対応していくこととします。

■量の見込みと確保方策

各年4月1日現在、単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	200	190	180	170	170
②確保方策	200	190	180	170	170
特定教育・保育施設	140	130	120	110	110
認定こども園	140	130	120	110	110
幼稚園（私立）	-	-	-	-	-
幼稚園（公立）	-	-	-	-	-
新制度未移行の幼稚園	-	-	-	-	-
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	60	60	60	60	60
確保の状況（②-①）	0	0	0	0	0

②2号認定（保育）

〔確保方策の考え方〕

2号認定（保育）は、2号認定（教育）と同様に、女性の就業率の高まり等によって需要は高まっていくことが予想されることから、利用者数は短期的には増加するものの、その後は児童数減少の影響により緩やかに減少していくものと見込まれます。

現在の提供体制で確保できていることから、見込量に応じて対応していくこととします。

■量の見込みと確保方策

各年4月1日現在、単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	580	580	575	570	560
②確保方策	617	617	617	617	617
特定教育・保育施設	617	617	617	617	617
認定こども園	233	233	233	233	233
保育所	384	384	384	384	384
認可外（地方単独事業）	-	-	-	-	-
確保の状況（②-①）	37	37	42	47	57

(3) 3号認定

〔確保方策の考え方〕

3号認定は、今後とも需要が高まるため、児童数の減少が予想されるものの、見込量はほぼ横ばいもしくは緩やかに増加していくものと見込まれます。

令和6年度当初において1歳及び2歳は待機児童が発生したことから、国等の施設整備に係る補助金等を活用し、新たな施設整備や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園への移行等により、受入体制の確保に努めます。

①0歳

■量の見込みと確保方策

各年4月1日現在、単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	54	54	53	53	53
②確保方策	75	80	80	80	80
特定教育・保育施設	60	62	62	62	62
認定こども園	22	25	25	25	25
保育所	38	37	37	37	37
特定地域型保育事業	15	18	18	18	18
小規模保育	12	15	15	15	15
家庭的保育	-	-	-	-	-
居宅訪問型保育	-	-	-	-	-
事業所内保育	3	3	3	3	3
認可外（地方単独事業）	-	-	-	-	-
確保の状況（②-①）	21	26	27	27	27

②1歳

■量の見込みと確保方策

各年4月1日現在、単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	165	180	185	185	185
②確保方策	180	200	200	200	200
特定教育・保育施設	144	156	156	156	156
認定こども園	37	45	45	45	45
保育所	107	111	111	111	111
特定地域型保育事業	36	44	44	44	44
小規模保育	30	38	38	38	38
家庭的保育	-	-	-	-	-
居宅訪問型保育	-	-	-	-	-
事業所内保育	6	6	6	6	6
認可外（地方単独事業）	-	-	-	-	-
確保の状況（②-①）	15	20	15	15	15

③2歳

■量の見込みと確保方策

各年4月1日現在、単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	210	195	210	215	215
②確保方策	215	228	228	228	228
特定教育・保育施設	178	183	183	183	183
認定こども園	58	66	66	66	66
保育所	120	117	117	117	117
特定地域型保育事業	37	45	45	45	45
小規模保育	34	42	42	42	42
家庭的保育	-	-	-	-	-
居宅訪問型保育	-	-	-	-	-
事業所内保育	3	3	3	3	3
認可外（地方単独事業）	-	-	-	-	-
確保の状況（②-①）	5	33	18	13	13

(4) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援制度：新規事業）

保育所などに通っていない家庭のこどもを対象に、保育所や認定こども園などの施設で、一定時間の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す制度です。また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援などを行います。

この制度は、令和8年度から実施します。

[確保方策の考え方]

見込量に対して、100%の事業確保を図っていきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人（月当たり利用実人数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	—	24	24	84	72
	確保方策	—	24	24	84	72
1歳児	量の見込み	—	36	36	108	96
	確保方策	—	36	36	108	96
2歳児	量の見込み	—	36	36	36	84
	確保方策	—	36	36	36	84

4 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

[確保方策の考え方]

事業を必要とするすべての世帯に対して提供していきます。

■量の見込みと確保方策

各年4月1日現在、単位：か所

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

[確保方策の考え方]

量の見込みは、パート・アルバイト等で働く保護者の就業時間の拡大等により、しばらくは需要の高まりが予想されるものの、児童数減少の影響によりゆるやかに減少していくことが見込まれます。

事業を必要とするすべての児童に対して提供できる体制を確保していきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人（年間を通じた実人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	430	420	405	390	390
確保方策	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他必要な物品の購入等に要する費用または副食費を助成する事業です。

〔確保方策の考え方〕

見込量は、児童数の推移を基本としながら、経済環境の変化等に対応できるよう、余裕をみて算出しました。

事業を必要とするすべての世帯に対して提供していきます。

■量の見込みと確保方策

各年4月1日現在、単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	106	105	102	100	98
確保方策	106	105	102	100	98

(4) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する事業です。

事業の見込みとして、毎年度実施していくものとします。

■事業の見込み

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業の見込み	実施	実施	実施	実施	実施

(5) 放課後児童健全育成事業（学童保育室運営事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〔確保方策の考え方〕

今後とも需要は高まっていくことが想定されることから、見込量は児童数の減少幅に対してゆるやかに推移していくものとして算出しました。

事業を必要とする児童がすべて対応できるよう体制の確保を行っていきます。

■量の見込みと確保方策

各年4月1日現在、単位：人（実人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	575	565	565	565
	高学年	320	330	315	315
	計	895	895	880	880
確保方策	895	895	880	880	850

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の事由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

[確保方策の考え方]

事業を必要とするすべての世帯に対して提供していきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人日（年間利用日数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

新生児、乳児がいる家庭や里帰り出産で希望のあった人を保健師、助産師が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるよう支援を行う事業です。

[確保方策の考え方]

すべての家庭に訪問ができるよう体制の充実を図ります。

■量の見込みと確保方策

各年4月1日現在、単位：人（年間延べ人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	290	285	280	280	280
確保方策	290	285	280	280	280

(8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[確保方策の考え方]

事業を必要とするすべての世帯に対して提供していきます。

■量の見込みと確保方策

各年4月1日現在、単位：人（実人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

(9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が気軽に集い相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。乳幼児を連れて気軽に立ち寄れる場所の提供のほか、育児相談、各種イベントなど、子育てに関する様々な活動を行っています。

[確保方策の考え方]

事業を必要とするすべての世帯に対して提供していきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人（月当たり利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,980	1,950	1,980	1,960	1,940
確保方策	人	1,980	1,980	1,980	1,980
	か所	5	5	5	5

(10) 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

[確保方策の考え方]

量の見込みのうち幼稚園在園児は、児童数の減少に伴って推移していくことが見込まれます。

- ・幼稚園における一時預かり事業は、幼稚園及び認定こども園で実施し、事業を必要とするすべての児童に対して提供できる体制を確保していきます。
- ・幼稚園以外の一時預かり事業は、一時預かり事業実施施設（3か所）において実施し、事業を必要とするすべての児童に対して提供できる体制を確保していきます。

■量の見込みと確保方策

[幼稚園在園児]

単位：人（年間延べ利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,480	7,980	7,490	7,090	7,090
確保方策	17,427	17,427	17,427	17,427	17,427

[幼稚園以外]

単位：人（年間延べ利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,600	1,550	1,500	1,450	1,440
確保方策	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660

(11) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

〔確保方策の考え方〕

ニーズ調査からも病児・病後児保育への需要は高いことから、しばらくは需要の高まりが予想されるものの、児童数減少の影響によりゆるやかに減少していくことが見込まれます。

【病児保育】北里大学メディカルセンターで実施

【病後児保育】東保育所で実施

【体調不良時保育】中丸保育園で在園児のみを対象に実施

事業を必要とするすべての児童に対して提供できる体制を確保していきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	735	720	695	670	665
確保方策	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て中の保護者において、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

〔確保方策の考え方〕

事業を必要とするすべての世帯に対して提供していきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人回（年間延べ利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	470	470	465	460	460
確保方策	470	470	465	460	460

(13) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〔確保方策の考え方〕

妊婦に対する健康診査について、医学的に必要な回数及び内容の確保を図っていきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,250	3,230	3,180	3,170	3,160
確保方策	3,250	3,230	3,180	3,170	3,160

(14) 産後ケア事業（新規事業）

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うため、「宿泊型」及び「デイサービス型」のいずれかによって実施する事業です。

〔確保方策の考え方〕

事業を必要とするすべての母子に対して提供していきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人（実人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100	98	96	96	96
確保方策	100	98	96	96	96

(15) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

〔確保方策の考え方〕

事業を必要とするすべての世帯に対して提供していきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人日（年間延べ利用日数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	140	140	140	140	140
確保方策	140	140	140	140	140

(16) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

〔量の見込みと確保方策の考え方〕

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施について検討します。

(17) 親子関係形成支援事業（新規事業）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

〔確保方策の考え方〕

事業を必要とするすべての世帯に対して提供していきます。

■量の見込みと確保方策

単位：人（年間利用実人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保方策	12	12	12	12	12

(18) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

〔確保方策の考え方〕

すべての妊娠婦等に相談ができるよう体制の充実を図ります。

■量の見込みと確保方策

単位：人日（年間延べ利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数 300 1組当たり面談回数 3 面談実施合計回数 900	妊娠届出数 295 1組当たり面談回数 3 面談実施合計回数 900	妊娠届出数 290 1組当たり面談回数 3 面談実施合計回数 870	妊娠届出数 290 1組当たり面談回数 3 面談実施合計回数 870	妊娠届出数 290 1組当たり面談回数 3 面談実施合計回数 870
確保方策	900	885	870	870	870

5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。本市は、現在、幼保連携型認定こども園が2園、幼稚園型認定こども園が4園あります。

保護者の働き方の多様化や共働き世帯の増加等により、保育所等の利用者数は増加傾向にある一方で、幼稚園の利用者数は減少しています。このため、地域の実情に応じて、保護者が安心して働く環境基盤を整えるため、保育需要を見極めながら既存の幼稚園型認定こども園の幼保連携型認定こども園への移行に必要な支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策

教育・保育の質の確保の重要性を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育・保育の充実に向けた各園の取組を支援します。

特別な配慮が必要な子どもが在園する保育所や幼稚園等を訪問し、療育相談に取り組むとともに、民間保育施設や幼稚園等に対する補助制度の充実により、受入体制の強化に向けた支援に取り組みます。

各法令等に基づき実施する指導監査等については、埼玉県と連携を図り、適切な助言及び指導を行うことにより、施設における問題点や疑問点を改善し、教育・保育の質の向上を図ります。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業者等の連携

低年齢児からの保育の利用希望に対する確保方策として、0歳から2歳児を対象とする小規模保育事業の整備を検討していきます。3歳以降の連携施設については、利用者の通園や教育・保育のニーズを考慮し、受け皿の確保を図ります。

幼稚園、保育所、認定こども園等と小・中学校との連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。また、保育士及び幼稚園教諭の合同研修会を行うことで交流等の促進を図ります。

(4) 放課後児童対策の推進

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国が策定している「放課後児童対策パッケージ」に基づく放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に関する取組について、次のとおり推進します。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

「第6章 教育・保育及び子育て支援事業の量の見込み」の「4 子育て支援事業の量の見込みと提供体制」の「(5) 放課後児童健全育成事業」に記載

②校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の達成されるべき目標事業量

現在、市内全小学校区で一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施しており、今後についても放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に努めていきます。

③放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

現在、市内全小学校で放課後子ども教室を実施しており、今後についても引き続き学校と地域の連携を図り、全小学校での実施を推進します。

④校内交流型の実施に関する具体的な方策

学校区ごとに定期的な打合せの機会を設け、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携し、児童の安全確保に十分配慮して共通プログラムを実施します。

⑤放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では、校庭、体育館、地域活動室等の学校施設を利用して活動しています。今後についても、学校施設の一時利用や余裕教室等の活用について、各小学校の状況に応じて検討します。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係るこども健康部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

こども健康部局と教育委員会の関係部署による定期的な打合せの機会を設け、両事業の実施状況や課題等について情報共有を図ります。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童が放課後に安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブと学校・家庭等が連携し、適切な対応に努めます。

なお、当該児童については、状況に応じ支援員や補助員の配置を行うなど、安心して過ごせるように適切に対応していきます。

⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

引き続き、すべての放課後児童クラブで開所時間の延長を実施していきます。

⑨各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割について、引き続き放課後児童クラブと連携し、意識の共有を図り、子どもの自主性、社会性等の一層の向上を図ります。

⑩各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

引き続き実施事業者と連携し、放課後児童クラブの取組についての周知を推進します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から「幼児教育・保育無償化制度」が始まり、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業（小規模、事業所内等）の利用のほかに、保育料（利用料）が無償となる施設・事業があります。対象となる子ども・子育て支援施設や事業について、利用者（利用希望者）や事業者へ引き続き制度の周知を図ります。

幼児教育・保育無償化制度の対象施設・事業となるには、施設の設置者または事業を行う者は、市町村へ申請し、確認を受ける必要があり、市町村は、施設・事業について法令等の基準を満たしている場合、公示します。確認後における施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、立入調査や是正指導等について、埼玉県と連携をとり、事業の円滑な実施を図ります。

7 子どもに関する専門知識・技術を要する支援における連携

(1) 母子保健事業

母子保健法及び児童福祉法等に基づき妊産婦、乳幼児に対して健康診査、保健指導、訪問指導を実施しているほか、未熟児養育医療等、その他の事業を行い、母性及び乳幼児の健康維持・増進を図っていきます。関係機関との連携を密にし、母子保健対策について、切れ目のない支援を行います。

(2) 障がい児福祉サービスの充実等

障がいの早期発見、早期療育のため、医療機関や療育機関と密接な連携を図るとともに、各種相談体制の充実や情報提供を行い、障がいがある子どもが、将来社会で自立して生活できるように環境の整備を進めていきます。

(3) 要配慮家庭等への支援の充実等

子どもの虐待について、医療、保健、福祉、教育、警察等、地域の関係機関の連携を強化し、発生予防から早期発見、早期対応等、適切な対応をしていきます。

要支援児童や要保護児童及び特定妊婦を対象とする「要保護児童対策地域協議会」にて、関係機関との連携を密にし、様々なケースへの対応に努めるとともに、子育て中の保護者等が不安や悩みを気軽に相談できる体制の充実を図っていきます。

8 家庭生活と職業生活の両立のための環境整備施策との連携

家庭生活と職業生活の両立のために子育てと仕事のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにし、「働き方の見直し」を推進していきます。

また、就業環境や労働条件の改善に向け、労働者、事業主双方へ意識啓発を行うとともに、子育て家庭を地域で応援することで子どもの居場所を充実させ、子育ての不安解消にも努めます。

第7章 計画の推進

本計画を進めるにあたり、行政、家庭、教育・保育施設、学校、学童保育室、地域、職場（事業者）などが共通認識のもと、互いに連携して取り組んでいく必要があります。そのためには、それぞれの立場において、身近なところで何ができるかということを考えながら、計画に掲げる理念と目標の達成を目指すことが必要です。計画の推進を図るために、次の点に留意しながら取り組みを進めていきます。

1 計画の推進にあたって

(1) 庁内体制の整備

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係各課等との横断的な推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 住民との協働の推進

社会全体で子育て支援に取り組むために、行政、家庭、教育・保育施設、学校、学童保育室、地域、職場（事業者）が本計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

また、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関・団体等の活動を核とし、子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

(3) 国・県との連携

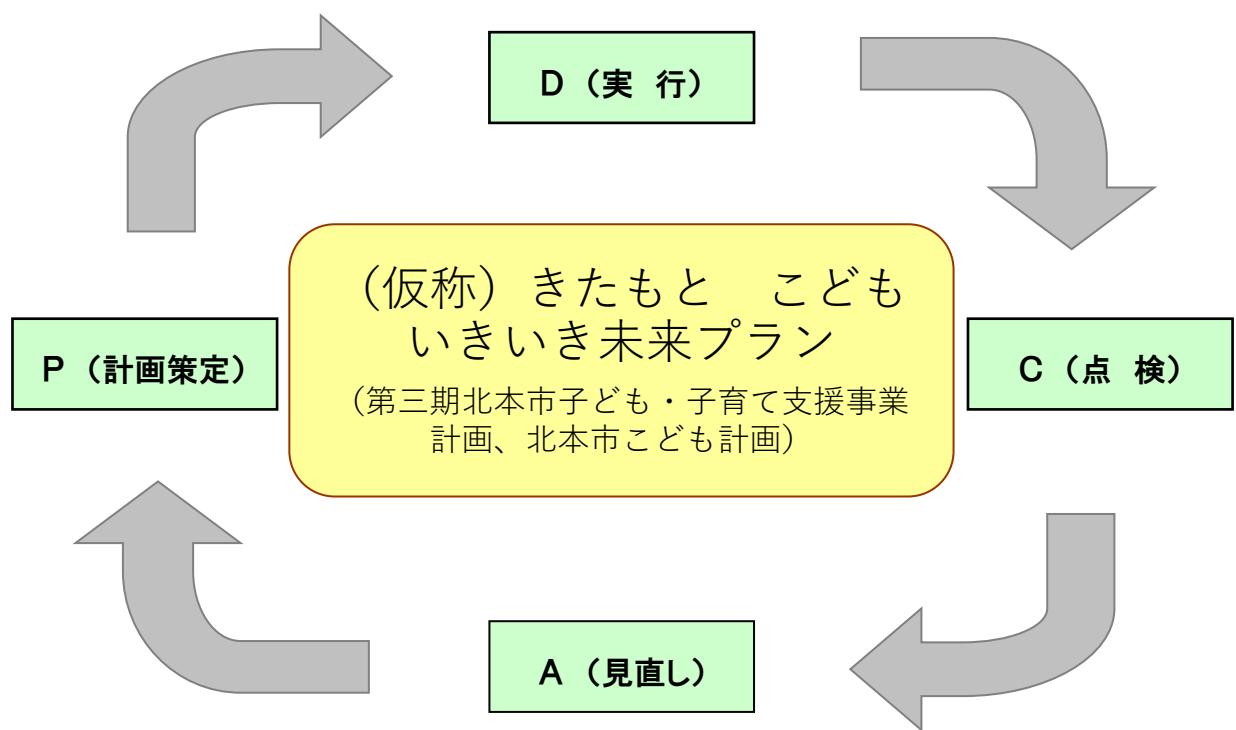
住民にもっとも身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画進行管理の体制としくみ

(1) 子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、P D C Aサイクルに基づき、数値目標が設定されている事業について計画の点検・評価を行います。必要に応じて、計画の見直しなどを行います。

この点検結果に基づき、子ども・子育て会議で協議しながら事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



(2) 計画の公表、住民意見の反映

市ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

また、あらゆる機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。